

平成19年 9月 3日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(29名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
28番	四方利男	31番	原沢久志
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(2名)

27番	黒宮喜四美	29番	大原功
-----	-------	-----	-----

3. 会議録署名議員

23番	高橋清春	24番	木下道郎
-----	------	-----	------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7．議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第 5 同意第 2 号 教育委員会委員の任命の件
- 日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 日程第 7 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件
- 日程第 8 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
- 日程第 9 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件
- 日程第10 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件
- 日程第11 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 日程第12 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件
- 日程第13 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第14 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

- 日程第15 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第16 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第17 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第23 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

~~~~~

午前10時00分 開会

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第3回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、高橋清春議員と木下道郎議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りいたします。  
第3回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの19日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から21日までの19日間と決定いたします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（宇佐美 肇君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定例監査の結果報告書が提出されました。その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
また、私学をよくする愛知父母懇談会の斉木裕子さんから、市町村独自の私学助成の拡充を求める要望書が提出されました。その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命の件

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第4、同意第1号から日程第6、諮問第2号まで、以上3件を一括議題といたします。  
服部市長に提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におけます、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意案件2件、諮問案件1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、川崎登志男氏が平成19年9月26日任期満了のため、その後継者として、弥富市東舘二丁目64番地、横井徹氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第2号教育委員会委員の任命につきまして、小出隆通氏が平成19年9月30日任期満了のため、その後継者として、弥富市鮫ヶ地二丁目150番地、小出隆通氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、早川クニ子氏が平成19年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市坂中地三丁目126番地、早川クニ子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上3点、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） これより同意第1号の質疑に入ります。

質疑の方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑の方はなしと認め、討論に入ります。

討論の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

次に、同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君）

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君）

〔「議長31番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君）

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君）

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君）

〔「議長1番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 今市長が答弁をしたように、小出教育委員は立派な方であり、私は教育委員としてやっていただくことについては全く異議はないと思っております。しかしながら、昨年の12月にこの問題が出て、結局教育長が小出教育委員に辞任をするように辞職届をとってきたということ、これの方がむしろ問題なんです。これは、選任権はあくまでも市長であり、同意権は議会なんです。にもかかわらず、教育長がそういう辞職届をとってきたということを私は確認いたしております。しかも、その相手は山口教育委員長あてに書かせたということなんです。ですから、そういうようなことをやったがために、結局教育委員会の中に今不協和音が出ておるといことも私は確認をしております。ですから、今教育長は本会議で答弁するのに、そういうその答弁をしてはいけません。きちっと答えるべきは正確に答えるべきであるということを私はここで申し上げたいと思います。小出教育委員を再任されることについては、何ら私は異議はありません。しかしながら、その過程においてそういうような教育長がとられた行動というのは、教育長にはそんな選任権も同意権もないんですから、そういうこと自身が一番大きな問題だと私は承知をいたしておるわけでありまして、教育長はここで改めて答弁を願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 今、佐藤議員からの御質問ですが、そういうものが存在するようなことでしたらあれでございますが、そういうものは存在しませんし、教育委員会に出た経緯もございませんので。

以上、御報告申し上げます。

〔「議長1番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 人事案件でありますから、なるべくそういうような問題はなく、立派

な人であれば私は同意していくことが妥当だと思っております。しかしながら、今教育長があえてこの偽証の答弁をしたということがこれから大きな問題だということで、今後この点についてはきちっとしていきたいと思っております。これは、本人からも教育委員会からも、そういう教育長が辞職届を書かせたという事実はあるんです。これは大変な問題なんです。しかも、この本会議の議場でそういう事実はありませんというその答弁をするということ、これは私は許すことができませんので、今後は、これと切り離して問題をきちっとしていきたいと思っております。

したがって、原沢議員に私は申し上げたいと思っておりますけれども、市長が提案しておりますこの同意議案にはぜひ御賛同をいただきたいと。私の後輩でもありますし、立派な人ですから、それだけは申し上げておきたいと思っております。しかし、そういうようそのことを議会で答弁するということは断じて許すことができませんので、その点だけつけ加えて質問を終わりたいと思っております。

〔「議長31番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君）

議長（宇佐美 肇君） 他に質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論の方ありますか。

〔「なし」の声あり〕

後日発言取り消しあり

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認めまして、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号をお諮りします。

諮問第2号は市長の推薦のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定をいたしました。

~~~~~

日程第7 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件

日程第8 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第9 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件

日程第10 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件

日程第11 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件

日程第12 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件

日程第13 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第14 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第15 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第16 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第18 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第19 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第20 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第21 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第22 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第23 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第7、議案第39号から日程第23、認定第7号まで、以上17件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げます、御審議いただきます議案は、条例議案6件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第39号政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正につきましては、証券取引法の一部改正及び郵便貯金法の廃止に伴い、条文の整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、郵政民営化法の施行に伴い、条文の整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、同規模の市との均衡を図るため、報酬月額等条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、同規模の市との均衡を図るため、給料月額等条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、同規模の市との均衡を図るため、給料月額等条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、主に占用料の特例の廃止及び自転車等駐車器具に係る占用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,719万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億6,891万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては、障害者自立支援給付費の支払いを国保連合会へ委託するための電算システムプログラム改修委託料200万円。衛生費におきましては、一般不妊治療に係る助成事業補助金100万円であります。農林水産業費におきましては、地域機械銀行委託部会に対して大豆コンバイン購入に係る地域農業振興事業補助金505万円。商工費におきましては、商工業振興資金の利用増加に伴い、信用保証料補助金300万円。消防費におきましては、消火栓ボックス等設置の増加に伴う消防施設整備補助金300万円をそれぞれ増額措置するものであります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、市税 3 億 3,800 万円、前年度繰越金 5 億 287 万円等を増額計上いたす一方、地方交付税 1,843 万 1,000 円、基金繰入金 3 億 5,451 万 6,000 円、市債 4 億 5,900 万円などを減額いたすものでございます。

次に、議案第 46 号平成 19 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、前年度保険給付費等の額の精算に伴い、国庫支出金等の返納金等を計上し、歳入歳出予算の総額を 39 億 3,538 万円とするものでございます。

議案第 47 号平成 19 年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、土地売却収入及び預金利子収入によりまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 3,670 万円とするものであります。

次に、議案第 48 号平成 19 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、前年度介護給付費等の額の精算に伴い、国庫支出金等の返納金等を計上し、歳入歳出予算の総額を 17 億 2,437 万 3,000 円とするものであります。

次に、平成 18 年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の経済状況は緩やかな回復基調が続いておりますが、先行きも決して楽観できない状況であり、国・地方自治体の財政状況は依然として厳しい状況でございます。また、平成 19 年度から三位一体の改革によります本格的な税源移譲が始まりましたが、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求にこたえるべく課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。平成 18 年度決算は、弥富町・十四山村が合併し誕生した弥富市の初めての決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めといたしまして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

認定第 1 号平成 18 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額 123 億 99 万 7,000 円、これに対します歳入決算額 127 億 4,924 万 2,924 円で、収入率は 103.6%、歳出決算額 119 億 4,637 万 2,750 円で、執行率は 97.1%となりました。

歳入におきましては、前年度（旧弥富町）と比べ、市税全体では 12 億 6,885 万円余りの増額となりました。その内訳は、個人市民税が 4 億 1,273 万円、法人市民税が 2 億 7,720 万円、固定資産税が 5 億 1,096 万円でございます。また、市たばこ税が 5,772 万円と大幅な増額になりました。市税以外の主なものでは、合併算定がえにより普通交付金が 3 億 5,032 万円交付され、歳入全体では前年度に比べ 22.7%、23 億 5,718 万円余りの増加となりました。

一方、歳出におきましては、全体のまちづくりの指針となる総合計画の策定、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努めてまいりました。福祉関係では、市制施行に伴い福祉事業所を設置し、従来の福祉課と児童課に介護高齢課を配置することにより、住民福祉の拡充を図ってまいりました。また、大藤児童館整備事業、保育所の地震対

策やエアコンの設置などの保育所環境整備に取り組むとともに、乳幼児等の医療費助成事業など子育て支援を図ってまいりました。環境関係では、潮見台霊園整備事業やごみの減量と再資源化を推進してまいりました。基盤整備事業では、平島中区画整理事業を推進するとともに、都市下水路整備事業や地盤沈下対策事業などの排水対策事業、中央幹線道路穂波通線、向陽通線などの幹線道路や生活道路の整備、五明公園を初めとする公園等の整備にも努めてまいりました。消防関係では、十四山地区に40トンの耐震性貯水槽を整備するとともに、防火資材の充実、地域防災計画を策定する等、安心・安全なまちづくりを推進してまいりました。教育関係では、弥富中学校校舎移転改築工事着手や、全小学校・中学校のパソコン機器を更新し、1人1台での情報教育ができるよう環境整備に努めるとともに、国際理解を深めるために、国際交流事業や中学校への英語指導助手の派遣事業を充実してまいりました。

次に、認定第2号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額36億8,527万3,486円、そして歳出決算額は35億6,056万1,406円であります。高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が引き続いていますが、税率の改正及び支払準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと深く御礼申し上げます。

次いで、認定第3号平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額27億3,174万7,920円、歳出決算額27億1,637万1,733円でありまして、老人医療費が増大し続ける中、健全な財政運営が維持できたと思っております。

次に、認定第4号平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに9,500万1,416円でありまして、物件移転補償、公共用地の先行取得に努めました。

次に、認定第5号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7億345万675円、歳出決算額は6億2,681万4,087円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区及び鍋田地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山西部地区の管路工事及び処理施設整備を進めました。

次に、認定第6号平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額16億3,913万5,900円、歳出決算額16億1,109万6,950円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様にも十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第7号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7億9,610万4,891円、歳出決算額は7億6,961万4,082円でありまして、平島、鎌島、操出、狐地及び三稲地区の汚水幹線管渠布設工事等の事業を積極的に進めました。

平成18年度弥富市決算を、地方自治法第233条第3項の規定によりまして監査委員の意見

をつけ、議会の認定を求めるものでございます。

以上、御提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算及び決算は朗読・説明を省略させます。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第39号政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

まず初めに第2条、これは証券取引法の一部改正及び郵便貯金法の廃止に伴い、条文の整備を行うものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年9月30日から施行し、一部については平成19年10月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項は、郵便貯金は預金とみなすことを定める規定でございます。

議案第40号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、不開示情報である個人情報の例外を定める規定の中から日本郵政公社に関する部分を削るものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年10月1日から施行するものでございます。

議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

まず初めに第6条、これは期末手当の基礎額を算出する場合における加算割合を100分の20から100分の45に改め、12月期の支給割合を100分の170から100分の175に改めるものでございます。

続いて別表、これは報酬月額について議長は40万円から50万円に、副議長は32万5,000円から45万円に、議員は30万円から40万円に改めるものでございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年3月1日から施行するものでございます。

議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

まず初めに第5条、これは期末手当の12月期の支給割合を100分の170から100分の175に改めるものでございます。

続いて別表、これは給料月額について市長は89万5,000円から93万円に、副市長は74万

5,000円から76万9,000円に改めるものでございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年3月1日から施行するものでございます。

議案第43号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

まず初めに第2条、これは教育長の給料月額について61万5,000円から67万1,000円に改め、期末手当の12月期の支給割合を100分の170から100分の175に改めるものでございます。

続いて附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年3月1日から施行するものでございます。以上でございます。

土木課長（三輪眞士君） 議案第44号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、改正要点で説明させていただきます。

第1条、第4条及び第5条につきましては、条文整備でございます。

第2条の占用料の額につきましては、日本郵政公社の民営化に伴う郵便ポスト等の占用料の特例を廃止する規定でございます。

別表につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、自転車等駐車器具に係る占用料を定める規定で、専用面積1平方メートル1年につき近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は平成19年10月1日から施行する。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） お諮りします。

本件17件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~  
午前10時42分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 高 橋 清 春

同 議員 木 下 道 郎

平成19年 9月 7日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 佐藤博   | 2番  | 武田正樹 |
| 3番  | 小坂井実  | 4番  | 佐藤高清 |
| 5番  | 立松新治  | 6番  | 山本芳照 |
| 7番  | 村井邦彦  | 8番  | 新田達也 |
| 9番  | 渡邊昶   | 10番 | 伊藤正信 |
| 11番 | 栗田和昌  | 12番 | 杉浦敏  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 三浦義美 |
| 15番 | 浅井葉子  | 16番 | 中山金一 |
| 17番 | 前田勝幸  | 18番 | 安井光子 |
| 19番 | 佐藤良行  | 20番 | 高橋和夫 |
| 21番 | 立松一彦  | 22番 | 水野博  |
| 23番 | 高橋清春  | 24番 | 木下道郎 |
| 25番 | 宇佐美肇  | 26番 | 久保文哉 |
| 27番 | 黒宮喜四美 | 28番 | 四方利男 |
| 29番 | 大原功   | 31番 | 原沢久志 |
| 32番 | 三宮十五郎 |     |      |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 26番 | 久保文哉 | 27番 | 黒宮喜四美 |
|-----|------|-----|-------|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

|                   |      |                   |      |
|-------------------|------|-------------------|------|
| 市長                | 服部彰文 | 副市長               | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長              | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 大木博雄 | 開発部長              | 横井昌明 |
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 平野雄二 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 村上勝美 |
| 十四山支所長            | 平野瞳  | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 |
| 総務部次長兼<br>税務課長    | 佐藤忠  | 民生部次長兼<br>市民課長    | 加藤芳二 |

|                |       |                |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 開発部次長<br>兼農政課長 | 早川 誠  | 総合福祉センター<br>所長 | 服部 昭男 |
| 教育部次長<br>兼図書館長 | 高橋 忠  | 監査委員<br>事務局長   | 加藤 重幸 |
| 総務課長           | 佐藤 勝義 | 企画情報課長         | 村瀬 美樹 |
| 管財課長           | 渡辺 安彦 | 防災安全課長         | 服部 正治 |
| 保険年金課長         | 佐野 隆  | 環境課長           | 久野 一美 |
| 健康推進課長         | 鯖戸 善弘 | 福祉課長           | 横井 貞夫 |
| 介護高齢課長         | 佐野 隆  | 児童課長           | 山田 英夫 |
| 商工労政課長         | 若山 孝司 | 土木課長           | 三輪 眞士 |
| 都市計画課長         | 伊藤 敏之 | 下水道課長          | 橋村 正則 |
| 教育課長           | 前野 幸代 | 社会教育課長         | 水野 進  |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会議務局長 | 下里 博昭 | 書記 | 柴田 寿文 |
| 書記     | 岩田 繁樹 |    |       |

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

~~~~~

午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、久保文哉議員と黒宮喜四美議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件

日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件

日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件

日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件

日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件

日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第39号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず大原功議員、お願いします。

29番（大原 功君） 議案第41号の市議会の報酬ということでありましてけれども、この30万から40万にすることによって市民にどれだけのメリットがあつて今提案されておるのか、これをひとつお聞きしたい。新聞によると、隣の市が40万だから、弥富市も大体それに沿つていくという話でありますけれども、愛西市の場合は人口が約6万8,000、弥富の場合は4万8,000ぐらいですから、約2万人違います。それから、愛西市の場合は、定数が5万人以上だと30人で第1回選挙をやるわけね。弥富の場合は第1回の選挙でありますから、5万人以下ですから、26人までが普通はいけるわけなんです。それをあえて、当時私が議長のときに32人から18人にしましょうということ、中には16人にしないかんといい方もありました。それからもう一つは、もうちょっと多くてもいいんじゃないかという話もありました。こういうふうでありますので、この辺について隣と合わすというふうになると、議員の数とかそういうのも変わってくるんじゃないかなあと思うんですけれども、この辺についてひとつお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まずその前に、今回、市会議員の皆様及び特別職の給料の額の改正につきましての改正の理由を申し上げます。

市会議員の報酬の額と市長及び副市長、教育長の特別職の給料の額の条例の改正につきましては、昨年4月1日の町村合併、市制施行に向けた合併協議会の具体的な調整内容で、議会議員は来年2月29日までを在任特例ということで適用し、報酬は旧町村の額とするということが決定されました。在任特例期間の満了が近づいてまいりましたので、それを見直すものでございます。また、特別職の給料は合併、市制施行時に見直すことが一般的でございますが、本市の場合は編入合併方式を採用したこともあり、議員報酬の見直す時期まで見直しを延期してきたいきさつがございまして、今回一緒に見直すということでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

そして、去る7月25日に10名の委員によりまして報酬審議会が開催され、その協議経過につきましては、特別職の報酬、給料等は統一的な基準がなく、他市の状況を見ますと、それぞれの自治体の事情や状況により定められておるのが現状でございます。この状況の中にあつて、審議会は基本的な考え方として、先ほどおっしゃいました人口、財政状況、地域事情、職務内容等の事務事業のかかわり等を総合的に考慮し、方向づけて協議されたものと思ひしております。その理由でございますが、地方の財政状況は厳しい状況が続いておりますが、行財政基盤のより一層健全化を図るためには、人件費を抑制するという観点も必要ではありま

すが、類似する自治体や近隣の自治体の報酬、給料の額の状況、議会議員の定数削減の状況等について総合的に勘案し、合併による区域の拡大及び市制施行により従来にも増して特別職の職務は多様化し、その職責は極めて重くなっております。これに見合う報酬が必要であるとの考えや、さらに議会議員に対しましては、幅広く住民の意思を反映させていただく、すなわち広く市民の負託にこたえていただくという形と同時に、志のある方はだれでも議員として活動がしやすい環境を整備することが大事だろうというふうに思っております。いわば活動のための経済的な生活基盤が必要だろうということでございます。それによって結論が出されました。

ちなみに、来年実施される選挙につきましては議員定数が18人と削減されるため、議員報酬等の総額につきましては、年間約1,800万円の削減がされることとなります。私としては、この報酬審議会の答申結果を尊重し条例改正案を提案いたしましたので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 議案41号を聞いておるのに42号まで言うということは、議長は注意しないかんよ。今は41号を私は聞いているんですから。質疑は1時間ということになっておりますから、議長がもっときちっとしてください。

まず先ほど言った41号についてであります。これはよその5市を見ると、一宮なんかだと約37万人の人口で、旧一宮と尾西、木曾川というふうでありましたが、合併したため、一宮の給料の52万4,000円でそのまま据え置くというふうになっております。稲沢につきましては約13万人、これにつきましても稲沢市、そして祖父江町、平和町というのが合併されて、稲沢の給料に合わすということで48万3,000円になっております。こういうふうでありますので、市長が言われるように、私の言うのは30万の給料を40万にして10万円上げることで市民にどのようなメリットがありますかということ聞いておるわけなんですね。隣の地域が上げたから上げるということじゃなくて、それを聞いておるわけ。約10万円上げると月に180万ですか、1人当たりになると。18人だからね。それに年間のボーナスとかいろいろものをすると、おおよそ約250万円ぐらいの毎月の市の出費になると思います。こうなると、6人ふやして今までの30万でやっても一緒なんですね、3,000万かかりますから。今の市議会議員は、十四山さんを除いて旧弥富の人は年間約500万ぐらいですから、6人ふやしても3,000万です。だから給料を上げなくても、市長が言うように市民のメリットを考えるなら、18人じゃなくて24人にしてもいいわけね。ということ聞くわけなんだ。その辺のところをよく市長が御理解いただかないと、質問しておった方が何を質問して聞いたのかということになりますので、この辺のところを再度お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前におわび申し上げます。議案が二つにまたがりまして、申しわけございませんでした。

議員報酬に関する問題につきましては、先ほども話をしましたように、私どもはその審議会に託したわけでございますが、そのときには人口7万人以下の市を一つの参考にさせていただきました。いわゆるこの近辺ですと、愛西市であるとか、あるいは津島市であるとかいうような、愛知県下11市の7万人以下の人口規模という中で一つの議員報酬に対する考え方を御提案させていただいたということでございます。

また、どういうメリットがあるかということでございますけれども、これは、市会議員の数が基本的には削減になるという中においては、議会議員の皆様の活動というのが非常にこれからも幅広くやっていただかなきゃいかんというようなことになってくるかと思えます。いわば先ほども述べましたように、広く市民の負託にこたえていただく。そして同時に、市民と一緒に、協働した形の中で議会をより一層市民のために活動していただくということでございますので、メリット・デメリットということじゃなくて、基本的な考え方の上においてそういうことが必要だろうというふうに考えておるわけでございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 今、議員が活動するために30万を40万にすることですけれども、世間的に私も聞いてきました。市長も聞かれると思っておりますが、まちを歩いておっても、市議会議員を一遍も見たことないよという人も弥富市の方はよくあります。活動しておるといふならば、その活動費について、別に私は40万でもいいんだけれども、本当なら政務調査費というふうに10万円上げて、活動した人に対してはその分を払うというふうにすれば、今、定率減税で市民税が約倍ぐらいになった。中には25%ぐらいになったという人も見えますので、そういうのを含めたり、保育所の措置費がまだ払ってないという方も見えるので、そういうのにお金をつぎ込んであげて、今お金のある人がお金のない人を助けて、そしてお金のない人もお金がある人を助けていただくというふうなことが全体的な世の中であるわけです。この辺のところについて再度一遍、この分について、41号だけです、お伺いしたい。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 議会の皆さんが市民の方からすると見たこともないというふうにおっしゃるわけでございますが、私は決してそうではないというふうに思っております。議会が終わるたびにしっかりとした議会だよりを発行されまして、市民の方にそれを熟知していただいているというようなことも見受けられますし、また一人一人のところへお邪魔して、一生懸命市民の声を聞いていただいているというふうに私は思っておりますし、実行していた

だいているというふうに思っております。

政務調査費というようなことですが、まず基本的なものを考えることが大事だろうという認識でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） あんまり41号ばかり言っておってもいかんので、市長の考え方がよくわかって、これが市民にわかりやすい答弁だったのか、ないのかということは市民の方が判断することなので、これだけにいたします。

議案第42号について聞きます。

市長は政権公約されたときに、89万5,000円というのを20%下げて71万6,000円というふうでやられたわけね。今回93万になると、またそれから20%下げなきゃいかんもんだから74万4,000円、そうするとアップ率は2万8,000円です。新聞には3万8,000円ということが書いてあったんだけど、新聞社もよく勉強しないかんと思いますけれども、こういうふうであります。率からいくと3.9%ということであります。やっぱり市長は、政権の公約というのは1期4年間をきちっと守っていただかないと、私も市長を支持しておる中に入りますので、市民の方でも市長を支持されたという方の中には低所得者の方も見えると思います。そうすると、こういう上げるということになると、公約というのは一体何かということになってまいりますので、これについては市長が初めの施政方針に書いてありますけれども、市民本位の行政運営というふうに書いてあります。また、市役所とは、市民の皆様方のお役立てになるようにということも書いてあります。また、職員は市民に視線を向けると。そして、厳しい批判もよく聞きますと書いてあります。それから、この下へ来ると、市長は会社の役員さんもやってみえたということを知っておりますけれども、お客様を大切にしない企業は発展しないよ、栄えないよというふうに書いてあります。やっぱり市長も公約をきちっと守らないと、企業と同じで、そういうものが市民感情になってくると、例えば市長のリコールということがあります。市長は19年の2月5日に就任されましたから、来年の2月4日以後になるとリコール運動ができることとなります。これは有権者の3分の1というふうになっておりますので、3分の1ぐらいだったら皆さん努力すれば集まるかもわかりませんから、支持しておった人も反対に回られると、せっかく若い市長になられて、市民をサポートできる市長であるのに、ここで政権の公約をほごにしてやられるのか、この辺のところを一遍お聞きしたい。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 特別職の給与の増額に関しまして大変御心配をいただいているということ、ありがとうございます。私が3月の議会におけます施政方針演説で述べました行政に対する姿勢というのは、もちろん変わるものではございません。これからもしっかりとその

施政方針演説に基づいた市政運営、行政運営というものを市民の皆さんとともにやっていきたいということにおいては、いささかも変わるものではございません。

今回、特別職の給与の改正につきましては、先ほども少し述べさせてもらって申しわけなかったんですけども、本来ならば合併の時点のところで改正していただくのが本意だったと思いますけれども、そういった中で議員報酬と一緒にあわせて改正するという形で見直ししていくものでございます。そういった中で、給与の20%カットの条例を提案し、実施している中で給料のアップを改正するのはおかしいじゃないか、矛盾があるのではないかというような御指摘でございますけれども、今回提案させていただきましたのは、特別職報酬審議会という公の機関の答申結果を尊重し、条例改正案を提案したものでございまして、給与の20%カット、特例条例につきましては3月議会で答弁したとおりでございまして、市長に就任し、そしてこれからいろんな問題に取り組んでいくための私の一つの個人的な姿勢でございまして、その決意という形でございます。このことにつきましては、今後も改正された時点においても変わるものではございません。そして、そういうことと同時に、二つのこの条例の改正の理由ということに対しては、全く観点が異なるものであるというふうに認識しておりますので、何ら矛盾していないというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 今、市長は給料について何の変わりはないということは、アップしないということとっていいんですか。この辺のところをよく聞かんと、変わりが無いというのはどこが変わりが無いというを、上げておいて20%引くから変わりが無いという意味なのか、私の給料だけは3役でありますから公約どおり変わらんというふうでいかれるのか、市長は税金の有効活動を徹底的にするというふうに2月5日に職員・幹部を集めてされておるわけ。税金の無駄遣いをしないということは、自分が公約したものをきちっと守らないと、これは税金の無駄遣いになっちゃうんですね。この辺のところは、市民の方はだれでもわかると思います。公約というのは、4年間で1期でありますので、その公約を守らんということになると、税金の無駄遣いになってしまいます。だから、この報酬審議会についても、服部彰文市長はまだ就任される前でしたけれども、議員の数を減らしたときに、今は副市長ですけれども、副市長にも言ったり、局長にもよく言いました。早く報酬審議会をやって給料をきちっとしなさいよと。議員の定数もこうやってやったんだからということで、やってきました。それが、だんだんだんだんそういうふうになって、あの市長の場合は年齢が年齢だからやっぱり早うやれなんだかもわかりませんが、これはやむを得んと思いますけれども、やっぱりそういうときに早くやっておれば、議員というのは自分たちが18人なら18人ということ早くすることによって、市民にもそういうインパクトができたり、減るから議員でも一生懸命やらないかんと。今まではちょっと自分にしてもまずかったかなあという

ころがあるかも知れませんが、それをやっぱり一生懸命やらないかんというふうにされるといって、早く定数をしたわけなんだ。だから、報酬審議会では決まったから、市長の場合は公約をきちっと守らんと、その分を上げるということは2万8,000円という金額が上がりますから、これは税金の無駄遣いになるんじゃないかなあというふうに思いますけれども、ただ報酬審議会がやってくれたからそれでいいという問題ではないと思っておりますので、この辺のところは市長として指示しておるものと。議員だからここで発言ができるけれども、まだ傍聴の方やら、それからまだ下で見えても見えると思いますけれども、そういう方についても、さすが市長だと。やっぱり言ったことはちゃんと守るといっていただきたいと思いますけれども、この辺のところをよろしくお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 特別職の給与に関する改正につきましては議案第42号のことを言っておるのでございまして、私及び副市長、それから教育長等の給与については、議案第41号にございますように、一緒にこの見直しをしていただきたいと思いますということでございます。

それと、税金の無駄遣いということでございますが、これはただ単に報酬という形の中で税金の額が上がるということにおいて、イコール税金の無駄遣いとは考えておりません。それぞれ先ほども言いましたように、議員報酬に関してはしっかりと市民の意見を取り入れて市議会運営をしていただくと同時に、私は給与の改正において、より一層身を引き締めて行政に携わっていく、その姿勢でございますので、その辺のところは十分に御理解を賜りたいというふうでございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 私の言っておるのは、この41号が、議員が上がったから報酬審議会にかけて3役も一緒に上げようという、はっきり言ったら便乗値上げみたいなものになっちゃうというふうにとられる方もあるわけなんですね。だから、そういうふうじゃなくて、私が41号と42号を切ったというのはそういう意味なんです。議員の方は議員の活動をするわけです。市長の場合は常勤のように毎日来てやっていただいて、普通は労働時間というのは大体8時間ぐらいですけども、市長の場合は緊急やいろんなことがあってかなりの時間見えるわけだけど、公約というのは、よその町村の中でも、そういうのが上がってもそのまま4年間は守ってみえるところもあります。だから、そういうことを含めると、市長もその方法をやっていた方がいいと私は思うし、また少し外れるかも知れませんが、平成22年の3月31日までは合併特例法措置法というのがあります。これには、1万人以下の住民のところについては合併をしなさいかん。市長やそれぞれの党首、議員が反対しても強制的に国がやらせるというふうになっておりますので、そうなってくると、飛鳥さんが弥富市についていただけるのか、あるいは4町の方に行かれるのかということも想定すると、

4年後には選挙があるということも考えなきゃいけないので、支持しておる者としては、やっぱり支持のしやすいふうにやっていただいた方が無難だと思いますけれども、その辺のところをひとつ再度お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答えさせていただきます。

先ほどから言っておりますように、議案第41号と42号という別々の議案という形で御理解を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 後の方も見えるので、そうやるとか言ってもあれですから、市長の考え方がきちとしたことを言ってみる。一応公約というのは廃止にして、そして2万8,000円をアップするということになりますので、これは市民が判断することであるので、私がどうかこうとか、人の給料だからそうは言えません。ただ、その提案をされた方が服部彰文市長なんだから、その市長の判断でやっていただくようにした方がいいと思うので、答弁は要りません。これで終わります。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 一つだけ答弁をさせていただきます。

私は、給与の問題につきましては、20%カットというものをもちろん公約という形の中で掲げさせていただいております。その途中におけるこういう報酬審議会等の状況ということは、その当時につきましては、ある意味ではなかったわけでございますので、マニフェスト等にも給与という形に書いてございますので、それを改正するものではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思ひます。

議長（宇佐美 肇君） 次に安井光子議員、お願ひいたします。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、認定第1号について3点、認定第2号につきまして1点、合計4点の質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、認定第1号のその1、小・中学校の学校管理費についてでございます。平成18年度学校図書購入費についてお尋ねをいたします。

小・中学校各学校別に生徒1人当たりの購入費と購入冊数、蔵書数についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） それでは、安井議員の図書購入費についてお答えさせていただきます。

児童・生徒1人当たりの購入費と購入冊数でございますが、弥生小学校848円、431冊、桜

小学校834円、746冊、大藤小学校1,177円、163冊、栄南小学校1,225円、194冊、白鳥小学校973円、241冊、十四山東部小学校1,167円、150冊、十四山西部小学校1,153円、101冊、弥富中学校1,470円、532冊、弥富北中学校1,770円、647冊、十四山中学校2,858円、248冊でございます。また、各学校の蔵書数でございますが、弥生小学校1万8,982冊、桜小学校1万9,231冊、大藤小学校7,529冊、栄南小学校8,299冊、白鳥小学校1万144冊、十四山東部小学校9,646冊、十四山西部小学校9,562冊、弥富中学校1万4,431冊、弥富北中学校1万7,083冊、十四山中学校5,763冊でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 数について学校別に御報告いただいたんですが、後ほどで結構でございますので、この一覧表を全議員に配付していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つの質問は、学校によって随分アンバランスがございますが、今回平成18年の図書購入費につきましては何を基準に予算配分がされているのか、お答えいただきたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

図書購入費の見直しについてでございますが、各学校、予算の計上をするときには、児童・生徒数の多い少ないはありますが、各学校、小さくても必要な本というのは学校図書館の方には備えたいと思っておりますので、クラス数とか、児童・生徒数を基準にして予算を計上させていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 私は、旧弥富町のことについては、以前の決算書とか、そういうものがございませんので詳しい調査はできておりませんが、十四山東部につきまして、また十四山の小・中学校については資料がございますので、ちょっと調べてみました。

合併前の平成15年の十四山東部小学校図書購入費、それから現在の18年の弥富市になってからの購入費を比べてみますと、東部小学校につきましては、平成15年の合併前を100といたしますと、現在は28%に大きく減っております。西部小学校を調べてみますと、先ほどと同じ基準で比較いたしますと、購入費は22%に激減しております。十四山中学校はどうかと見てみますと59%、約半額となっております。どうしてこのような激変になったのか、御説明をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、クラス数とか児童・生徒数を基準にしておるということもあり

ますが、小さい学校でも必要な本というものは備えたいと思っておりますので、今後も子供たちが進んで学校図書館を訪れ、読書活動や調べ学習を楽しむことができるように、図書の充実、整備を今後も図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 弥富市では学校図書に使う財政の規模がある程度決められているのではないかと思います。旧十四山と弥富市で、学校図書に対する充実、どういうふうにしていくかという考えがちょっと違ってきているんじゃないかと私は思うんですが、学校図書館法を私も調べてみました。その第1条では、「学校図書が学校教育において欠くことができない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする」、このようにうたっております。また、学校図書館法の一部を改正する法律案に対する衆議院の附帯決議、これは1996年に決議されたものでございますが、「学校図書館は次世代の知と生きる力をはぐくむ宝庫であり、政府及び地方公共団体は不断の努力でその充実に取り組み云々」と書かれております。この弥富市では、学校でも読書について非常に力を入れていただいております。朝の3分ないし5分の読書を初め、子供たちが本が好きになるようなさまざまな取り組みが行われていると聞いております。弥富市の次世代の子供たちが柔らかい頭でたくさんの本と接し、自分で物事を考え、自分で判断し、生きる力を養う基礎を培えるよう、学校図書の充実のためにぜひこれからも御尽力いただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今、弥富市といたしましては、小学校・中学校における図書のさらなる充実を図っていきたいということは考えております。今、年間の予算といたしましては500万弱の予算計上をさせていただいておりますので、そういった中でこれからも有効に考えていきたいということでございます。本当に児童・生徒の基本的な知識、あるいはそういった形の中の情操教育においては、図書というのは欠かすことのできないものだと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 十四山は人数も少なかったから、それからもう一つ、図書に対する行政の考え方が、図書に重点を置いて予算が配分されていたのではないかと思います。弥富市の場合、年間で約500万使われているのでございますが、子供たち1人当たりにはいたしますと非常に少ない金額でございます。この引き上げをぜひ来年度はしていただきたい、このように要望しておきます。

次の質問に移ります。学校の樹木管理委託料についてでございます。

十四山の各学校について、住民の方から木が田んぼの方に来て困っているとか、草が生えてきて困るなどの苦情が寄せられています。樹木の管理、消毒などはどうなっているのか調べてみました。

合併前の平成17年度におきましては、十四山東部小学校、西部小学校合わせて樹木の剪定・消毒費、委託料ですが、約131万計上されております。弥富市になりまして今年度の予算は、東部小学校・西部小学校合わせて49万8,000円、約50万でございます。十四山合併以前の金額と比較してみますと約38%、3分の1しか使われておりません。十四山の中学校を見てみますと、合併以前、平成17年度は50万8,000円ございました。弥富市になってから24万9,000円、約半分でございます。十四山の場合、学校周辺の敷地が広く、木立も多いという関係で費用はかかると思うのですが、どうしてこのように削減されたのでしょうか、理由をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 次に樹木管理の御質問でございますが、一応各学校、年1回の樹木剪定と消毒を行っております。しかし、今、安井議員さんおっしゃったように、樹木の多い学校もございます。また、隣の家の方に枝が出て陰になったりとか、田んぼの方が陰になるというお話も住民の皆様から御要望もいただいております。そういうときはその都度、御要望があったときには剪定・消毒等を実施させていただいております。今後も皆様に御迷惑のかからないように樹木管理をやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 予算は少ないけれども、その都度要望があればやっているというお話でございましたが、もう少し実態を聞いたところをお話したいと思っております。

学校としても、行政の方にすべてお任せするのではなく、先生と子供たち、父母が協力して、夏休みなど全員出て除草作業が行われました。それから、学校としても、先生方が草刈りその他について随分御協力いただいているようでございます。例えば、東部小学校は校舎の前に広い花壇がございます。皆さん御存じのように、校門から入っていくところにもきれいに花壇がございます。それで、この予算では花壇の花を買うことが十分できないもんですから、先生が子供さんと協力をして、種をまいて、育てて、それで植えるようにしようという工夫もされております。今申し上げましたように、十四山の各学校は木立が多く、自然に恵まれております。だから、これだけの予算では自然豊かな学校環境を整備していくのが難しいのではないかと私は思います。ぜひ予算の御配慮をいただきたいと思っております。そして、せっかく恵まれた自然の中で子供たちがのびのび学べるように、樹木管理の委託料見直しをしていただきたいと思っております。これは旧十四山地区に限らず、ほかの弥富市の学校についてもぜひチェックをお願いして改善を図っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

市長、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃることは非常によくわかるわけですが、決して私たちもできないということではございません。学校の先生におきましては、自分たちのできることにつきましてはやっぱりやっていただきたいということも、この機会にお願いをしていくわけですが、例えば人家等に影響があるとか、あるいは周囲の住民の皆さんに迷惑がかかるというようなことにつきましては、検討していかなくやいかんというふうには思っております。当面、実態調査も含めながら、その辺の樹木管理につきましては見ていきたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 三つ目の問題について伺います。

東部小学校、桜小学校の耐震診断委託料についてでございます。この耐震診断で市内の全学校の耐震診断は終わると聞いておりますが、これについては間違いございませんか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えします。

国の方から言われております対象の建物につきましては、これですべて終了でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 東部小学校の北校舎につきましては、何年か前でございますが、体力度調査か耐震診断、どちらかはっきり覚えておりませんが、基礎が松くいであるために耐震補強工事ができないと議会で報告されておりました。そのため、渡り廊下も取り壊されたと思っておりますが、どのようになっているのでしょうか。

それで、続いての質問にもお答えいただきたいと思っております。

耐震診断を行って補強工事ができると判断されたのでしょうか、これについてお答えいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えいたします。

十四山東部小学校の北校舎につきましては、平成8年度に耐震診断を実施しております。そのときのI s 値、I s 値といいまして、構造耐震指標といいまして、建物が耐震性能を有しているかどうか判断するための数値でございますが、このI s 値が0.71ということで、基準値の0.7を上回っております。しかし、経過年数が30年ほどたっているということで、同時に体力度調査も行いました。その結果、国の改築基準である5,000点をそのときは少し上回っております。しかし、平成15年度に旧十四山は小・中学校の耐震診断を行ったわけ

でございますが、このときに十四山東部小学校の北校舎の耐震診断を実施するかどうかという話し合いのときに、以前の診断から7年ほど経過しておると。年数がたっておりましてので、以前に5,000点ちょっとを超えておりました結果が、5,000点を下回るという判断をしまして、北校舎につきましては耐震診断を行わず、危険校舎として使用を禁止してきた、今も使用を禁止しておるといふ経緯がございます。平成18年度、国からは耐震診断をやってない建物はすべて耐震診断を行うようにとの指示でございますので、十四山東部小学校の北校舎の耐震診断もあわせて今回行ったということでございます。今回、東部小学校の結果が出ましたので、ほかの学校の耐震補強工事とあわせて一緒に補強工事の方も行っていきたいというふうにご考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） そうしますと、北校舎は、現在は先生が御一緒であれば、低学年の図書室とか総合学習の学年控室などに使われているそうでございますが、東部小学校も教室の余裕がないということをお聞いております。耐震補強工事が行われれば、教室として使用できるのでございますでしょうか。また、水道が引かれていないと思っておりますが、その点についても水道を引いたりするのも可能なのでしょうか、これについてお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えします。

北校舎につきましては、今、耐震診断の数値が出ましたので、耐震補強工事をして耐震性能をきちっと有するようになれば、教室として使用は可能になると考えております。

それから水道のことでございますが、十四山東部小学校は農業集落排水でもう接続しておりますので、北校舎に関しましては、そのときに使用を禁止するというごことではないでありません。今回、耐震補強工事をやる際には集落の方にもつなぎたいというふうにご考えております。なお、水道という話が出ましたが、トイレ等はそのままだに全部なっておりますので、供用開始はすぐできると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

認定第1号の2です。心身障害者福祉タクシー扶助料の上乗せについてでございます。

平成18年度は合併があつたにもかかわらず、年間延べ利用枚数はあまりふえておりません。心身障害者にはタクシーチケット36枚が支給され、自動車をお持ちの方は自動車取得税、自動車税が全額免除となる場合もでございます。しかし、心身障害と知的障害と二重の障害をお持ちになった重い人たちが名古屋の病院などに通院しなければならないとき、家族は車がない、タクシーチケットを使っても遠距離でタクシー代の負担が重い、タクシーを使うことができない、あるお母さんはヘルパーさんに付き添ってもらって公共交通を乗り継ぎ、大変な

思いをして障害者の方を病院へ連れていかれたそうでございます。このような障害の重い、特別の事情の方につきましては、移送サービスの上乗せをしたらいかがでしょうか。これが1点でございます。

2点目は、心身障害の人で車がない人は、タクシーチケットは本当に助かるのでございますが、例えば家から海南病院まで距離が長い方、例えば鍋田の端っこから海南病院へ行かないといけない方、十四山の一番外れから海南病院へ行かないといけない方、こういう方たちにつきましては、自己負担が余りにも大きいので病院へ行くのもつい我慢してしまうという声が寄せられております。障害の方の命を守る上からも、通院距離の長い人など条件を決める必要があると思いますが、上乗せ給付の検討をしたらいかがでしょうか。

この2点につきまして、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

さまざまな形で身障者に対する私どもの支援はさせていただいておるわけでございますが、タクシーチケットにおきましては福祉課長の方から詳細について申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 身障の方のタクシーチケットの上乗せ給付について御答弁を申し上げます。

心身障害者タクシー料金助成事業につきましては、1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方か、A判定またはB判定の療育手帳を有してみえる方で申請をされた方に身障割引を適用した基本料金540円に迎車料金200円を加算した740円のチケット36枚つづりを1冊お渡しいたしております。平成18年度で該当になるとと思われる方は約1,000名でございます。そのうち501名の方が申請され、1万8,036枚のチケットを交付させていただいております。申請された方の割合は約50%、利用率は報告書に記載させていただいておりますとおり6,101枚の利用がございました。利用率は約34%となっております。交付させていただきましたタクシーチケットの約3分の2が未使用でございます。御要望のございました件につきましては、現行の36枚を交付させていただくことで事業を継続させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今御報告いただきましたように、3分の2の方が未使用ということでした。使われる方は、非常に便利、助かる、こういうお声があるのでございますが、先ほど申しましたように重い障害の方、それから遠距離の方につきましては、今後ぜひ、

使われない方もある分、予算配分を考えていただきたいと思います。ぜひ検討課題としてお考えいただきたいと思います。

次の問題に移ります。

認定第1号の3でございます。臨時職員の賃金の見直しについてでございます。

十四山地区の臨時職員の賃金は、合併によって職種によっては下がりました。例えば具体的に申し上げますと、デイサービスセンターの看護師さん、介助員さん、ケアマネジャーさんたちは、看護師さんは1,100円だったのが1,200円に、介助員さんは900円が1,000円、ケアマネさんは1,300円が1,400円に100円ずつ引き上がっております。しかし、一般事務などの方は、十四山のときは800円であったのが770円となりました。また、保育所で免許のある保育士さんは950円でしたが、910円に下がりました。児童クラブの指導員で免許のある方、十四山のときは1,000円でしたが、この方は910円に下がっております。臨時職員の方も正職員の方と力を合わせて、子供たちの保育や学童クラブで一生懸命やっております。この4月には合併によって下がった分、今申し上げました下がった方については、1時間20円ずつ引き上げられたと聞いております。さきの議会答弁でもございましたが、正職員の給料の調整、見直しとあわせて、臨時職員の賃金も随時見直していただきたいと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。どのように、どういう手だてで見直されるのか、具体的にわかりましたらまたお答えもいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

臨時職員の賃金につきましては、先ほど安井議員の方からも御質問の中にございましたように、この4月に一部についてはいわゆる見直しを実施いたしました。今後、さらに県内各市の臨時職員の状況を踏まえながら、妥当な額についての検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

認定第2号、子供の医療費の窓口減免に対する国の補助金カットについて質問をいたします。

平成18年度、弥富市ではカットがどれくらいの金額になっておりますでしょうか。子供の医療費の窓口負担を減免している市町村に対して、国は補助金削減という制裁ペナルティーを行っております。その削減額は、2000年度から2005年度の6年間で国規模で約380億円に上ることが厚労省の調べでわかっております。県下でも進んでいます弥富市の中学卒業までの医療費の無料化は、大変市民の皆さんから喜ばれております。国のペナルティーは住民福祉や地方自治にも反するもので、直ちに中止すべきだと思います。弥富市ではどれほどの金額

になっているのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

国保の療養給付費に係る国庫負担金においては、福祉医療に対する減額計算の制度があります。これは、福祉医療を充実させることにより医療費が増大することへの減額であります。平成18年度の国庫負担金については、乳幼児、それから障害者、それから母子家庭等の医療の影響として、計算上1,484万円程度が減額されていると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先ほど申しましたように、国のペナルティーは住民の福祉や地方自治にも反するもので、私は直ちに中止すべきだと考えております。市長は市長会などを通じて国に要望書を提出していただきたいと思いますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

従来も県を通じて国の方へ働きかけを行っているわけですが、先ほど御質問の中にもありますように、私どもとしても今後ほかの市町村等と共同歩調をとりながら、是正していただくようにさらに国の方へ働きかけていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） これで議案質疑が終わるのでございますが、合併後、十四山の人たちは、合併してもちっともいいことがないとあちこちで言われております。平成18年度の決算では、十四山の人々の声が、実態があちこちに盛り込まれております。行政として懸命な改善のための御努力はいただいておりますが、来年度の予算では十四山の住民の声にもぜひ耳を傾けていただき、十四山が隅に追いやられることがないように、ぜひ声の要望を実現していただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。許可を得まして発言をさせていただきます。

私は、認定第1号の十四山村シルバー人材センターについてでございます。今は十四山シルバー人材センターでございます。「村」が外れておりますので、ちょっと訂正いたしたいと思っております。

十四山村シルバー人材センターでは配分金を前年度実績と比較をしてみますと、平成17年度は約5,900万円、平成18年度は5,600万円であり、全体では300万円ほどの減という内容でございます。これは、事業内容をよく見てみますと、事業所の仕事を760万円ほどと大きく伸ばした努力をしたたまものであります。私が今回この場で指摘したいのは、弥富・十四山村の合併になっても、公共事業のシルバーへの発注は合併前と基本的には変わらない。今後をお願いをしたいとの約束でございましたが、このことが守られていない、この点にあります。

公共事業につきまして中身を調べますと、17年度は1,512万円ほどございましたが、平成18年度は533万円と1,000万円近くも大激減しております。その減った内容といたしましては、一つは公共施設の清掃が全くなくなってしまったということでありまして、二つ目は、先ほど安井議員の方から指摘がありましたが、学校の樹木の剪定や刈り込み、草刈り、除草費、このような費用が3分の1に削減された。また、平成19年度からは、瓶、缶、ペットボトルの回収がなくなったなどがありますが、公共施設の清掃などについて、もとに戻してほしいという要求でございます。今、十四山のシルバーに働いている方たちからは、合併しても少しもよくなっておらんという批判の声が大きく続いております。こうした声を解消するためにも、ぜひ行政の見直しをお願いいたしたいと思っておりますが、その点についてお答えを願います。

議長（宇佐美 肇君） 十四山支所長。

十四山支所長（平野 瞳君） 原沢議員のシルバー人材センター十四山支所の第1点目の質問についてお答えをいたします。

今後につきましては、十四山地区公共施設の清掃業務等を含めまして、シルバー人材センターに委託できるものはお願いしてまいります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 私も、十四山のシルバー人材センターの方へ行きまして、事務局長さんともいろいろと内容等について説明を伺ってまいりました。そして、十四山での公共施設の清掃というものについて、今、入札でやっているがために、私たちは入札の業者ということで、そういった入札に参加できない。ですから、そういった施設の清掃が全くできない状態になっているということで、十四山ではシルバー人材センターの方と随契を行いまして、公共事業の清掃等をお願いしてきたところでございますが、合併前には十四山での公共施設

の仕事につきましては、これまでどおりシルバー人材センターの方をお願いをしていくという説明でございましたので、その辺、そういった形で随契ということで来年度からは再度見直しできる場所は見直ししていただきたいというふうに考えます。先ほどの十四山支所長の答弁ではそういった見直しをするというようなことでしたが、契約のあり方についてはどのように考えておられるのか、また十四山との合併時の約束が守られるのかどうか、その点について再度お伺いをいたしたいと思えます。

それから、学校の樹木の剪定の件でございますが、こういった予算が、先ほどの安井議員の質問の中でも約3分の1に減らされておるということでございます。それで、私も十四山の東西小学校、あるいは中学校を改めて眺めてきたわけですが、やはり十四山の学校は本当に環境がよく、緑地が校庭の南側のところに整備されておる。また周囲には樹木が植えられて、本当にいい環境につくられております。そういう点で、私は十四山だけをよくせよという意味ではありませんけれども、十四山では今まで現在の3倍の費用を使って整備をしてきたという実績があるわけでございますので、そういったことをよく検討していただいて、やはりある程度戻せるものは戻していただきたいというふうに考えますが、市長の方から学校の樹木の関係については答弁をお願いいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員の御質問に対してお答え申し上げます。

最初のシルバー人材センターの件でございますが、この春から合併に基づいてシルバー人材センターも一本化にという形になってきておるわけでございます。そういった形の中で、私は新たに新しいシルバー人材センターの姿というものもこれから構築していかなきゃいかんのではないかという思いがするわけでございます。私どもの大量団塊世代の大量退職という時代にもなっております。こういう人たちのシルバー人材センターへの加入が、もうしばらくすれば参加していただくような時代になるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そういった中で、従来のシルバー人材センターのお仕事をベースにしながらも、仕事の量とか、あるいは仕事の質的な問題について考えていくような時代になってきたんじゃないかというふうに思うわけでございます。役員の方々のお知恵をこれから一生懸命出していきたいと思っております。

先ほど支所長が答弁しましたように、十四山地区における公共施設の清掃等につきましては、今後お願いをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

2点目の樹木の管理でございますが、先ほど安井議員のところでもお答えをさせていただきましたとおり、すべてが他人任せということではなくて、やはり自分たちでやれる範囲のものは、やっていただきたいというようなことを思うわけでございます。何でもアウトソー

シングという形ではなくて、やはり自分たちでできることは学校の範囲の中でお考えいただいて、ぜひ実行していただきたいということと同時に、あるいは住民、あるいは市民の皆さんに迷惑のかかるといったようなことにつきましては、これから行政としても対応していかなくちゃいかんと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

3 1 番（原沢久志君） 施設の清掃につきましてはシルバーの方をお願いをしたいという力強いお言葉をいただきまして、ぜひそういった形で、合併して一つもよくなかったというようなことが払拭できるように、私どもも一緒にそういう中で頑張っていきたいと思います。

学校の樹木の剪定の問題につきましても、市長は現場をよく見て検討していきたいということをお先ほど述べられておりますので、そういう前向きな姿勢で今後も対処をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 私は、認定第 1 号を中心にいたしまして、市長及び問題によりましては関係部課長の皆さんからお答えいただいても結構でございますが、少し全体的な問題でお尋ねをしたいと思います。

18年度予算を編成され、その大部分を執行されたのは前市政でございまして、ことしの3月の議会で最終見通しを示されたのは服部市長でございますが、改選期や任期の関係で、ほとんどそのまま旧市政を引き継がれ、必ずしも服部市長の責任とは言えない問題でございますが、決算は市政の実態と問題をリアルに示すものでございまして、市役所は市民に役立つものにしたいという市長の日ごろからの立場に沿った改革を前進させていただきたいという立場でお尋ねいたしますので、率直なお答えをお願いいたします。

まず、市町村長は予算の編成権を持っているわけでございますが、それは当市の場合でございますと、市の最高の意思決定機関であります議会の議決を経て執行されるものでございます。現在、巨大地震やゼロメートル災害への備えを初めとする寸刻を惜しんで対応しなければならない問題が山積している中で、私は残念ながら18年度の当市の予算、あるいはそれに基づく決算は、非常に根本的なところで不備があるというふうに考えざるを得ませんので、立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

まず、市税を初め地方交付税までの本来の市の、国や県の補助事業とは無関係な、一番基本的な収入が第 1 款から第 10 款まで 10 項目ございますが、この収入予算が、年度末の 3 月議会で示された最終予算見通し 80 億 8,000 万円に対して 6 % も多い 4 億 8,500 万円になっておりますが、予算の議決なしにこういう収入があるということは、先ほども申し上げましたように、市の必要な仕事をあらかじめ見込むという予算、それからそれにふさわしい収入見込みを立てて、市民の命や暮らし、安全を守るという責任を負う行政と議会という立場から見ま

して、まずこのような大きな実態と見通しの乖離というのはあってはならないことだと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、数年前に比べて、議決しても実行されない予算が金額でも割合でも2倍を超えるような状態も続いておりますが、こうした状態については、議会のときにも市長の方から改善をしたいという答弁がございましたが、今日の市政の諸課題を考えたら本当に相当思い切ったたださなければならぬ問題だと思っておりますが、市長はそういう御認識をお持ちかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

全体的な平成18年度の決算報告につきましては、皆様の方のお手元に決算報告書が渡っていると思っておりますので、私も全体的な話をまずさせていただきたいわけでございますけれども、予算の積算に当たりましては、歳入について、社会経済情勢や国・県の政策動向等も踏まえながら、過去の収入実績であるとか、あるいは前年度の決算見込み等を検討し、また歳出につきましては、過大な見積もりが決してないようという形で適正額の計上に努めてまいりました。また、決算の調整につきましては、決算見込み額をもとに3月の補正予算を行っております。平成18年度は、合併、市制施行して初めての予算の編成、決算という形でございますので、積算・調整に苦慮した面が多々ございます。結果的には8億287万円の繰越金が生じましたが、これは後でも述べますけれども、予算につきましては、今まで以上に財政実態が反映されるような精査を十分していきたいというふうに思っております。額という形の中でとらえております。また、決算の調整につきましては、今まで以上に補正後の予算額を決算額に近づけるよう努力してまいりたいと思っております。

そして、私自身の平成18年度決算に対する認識を申し上げますと、私どもの大事な仕事というのは、常に行財政の改善を通じて安定したバランスのとれた財政状況を目指していかなくやいかんというふうに思っておるわけでございます。そういった意味におきましては、起債の減額を進めながら、次への行政運営のための基金づくりをどうしていくかということが非常に大切であるわけでございます。

平成18年度から19年度に対して繰越金の額は、先ほども言いましたように8億287万円の繰越金が生じたわけでございますが、これを単年度で見ると、実は平成17年度から平成18年度への繰越金が旧弥富町分で6億3,400万円ほどございます。そして、旧十四山分が2億1,500万円ほどございます。旧十四山分におきまして、しっかりとした行政が行われていたなあということを感じるわけでございます。こういった形で繰越金だけの収支をいたしますと、平成17年から18年度への繰越金が8億5,000万あるわけでございますから、単年度にしますと4,700万ほどの減額になります。しかしながら、一方では積立金、いわゆる財政調

整基金というものを3億200万円ほど積み立ていたしましたので、そういった中においては、3億200万円から4,700万円ほどの減額の繰越金を引きますと2億5,500万円ほどの黒字になるわけでございます。その一方、また積立金という形の中では学校施設の整備基金であるとか、減債基金、いわゆる借金を返すための積立金をしていかなきゃいかんもんですから、それを2億4,000万ほどいたしております。そういった形をプラスいたしますと、実質の単年度収支は3億9,000万円ほどになって黒字でございますけれども、しかしながら、私たちがもう一つしっかり考えていかなきゃならないのは、いわゆるプライマリーバランスと言われる銀行等からの借入金でございます。こういった地方債というものをしっかりと歳入歳出の中で見ていかなきゃいかんということでございます。平成18年度は10億の借入金をいたしております。そして、8億の返済をいたしました。合わせて、プラス・マイナス、そこでは2億円使用しておるわけでございます。そして、先ほど申し上げました実質単年度収支の3億9,000万からこの2億をどうしても差し引かないといけないということで、実質的には1億9,000万円ほどの黒字という状況でございます。

私も民間企業の出身でございますので、こういった形の収支バランスを考えた場合に、ここの歳入が実質的には128億2,000万でございます。そして、これの最終的な経常収支の額としての1億9,000万円を考えますと、いわゆる民間企業で言う企業の収益率、あるいは企業における経常利益率ということを考えますと1.48%になるわけでございます。そういった中では、マイナスではございませんけれども、一つの成長というか、発展という段階における経常利益率を見た場合においては、健全ではありますけれども決して勝っているということではないと思います。私は優秀な企業というのは、大体3%から5%を上げられているというような状況でございますので、弥富の場合は経常利益率が1.48%ということでございます。

そういった中でこの決算を見ているわけでございますけれども、三宮議員のおっしゃる、いわゆる予算額と決算額をしっかりともっと近づけなさいということでございます。今後の一つの大きな課題として私どもとしては取り組んでまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、市長は実質単年度収支という言い方をされましたが、これは行政の特殊な用語でございまして、総務省が国と地方の関係だとか、地方全体の財政状況を比較する上でいろんな手法を決めておりますが、要するに長期的に5年、10年という単位で財政の実態を判断する上では非常にそれは私はいいい方法だと思いますが、同時にこれは、例えば学校の建設積立金だとか、それから借金を返済するための積立金はマイナスに計上される仕組みになっておまして、この数字で黒かどうかということを単年度ごとに比較すると

ということについては非常に問題があります。前から申し上げておりますように、弥富市はそういう意味で言いますと、現金預金の増減ということで見ますと、平成17年度の旧弥富町時代が3億3,000万のプラスでありまして、それから今市長がお話をされました18年度は、旧弥富・十四山の前年度末の現金積立金残高に比べて4億5,600万円のプラスであります。2年間で約8億円の現金預金が実際には旧弥富町と弥富市は増加をしております。

そして、私が特に今申し上げたのは、例えばここに17年度の蟹江町の耐震対策が行われた事業の結果がありますが、役場庁舎、それから消防庁舎、それから耐震貯水槽の設置、消防団拠点施設整備等事業、蟹江小学校の耐震補強事業、須西小学校の大規模改修、中央公民館の耐震改修工事等、同じ年度にこれだけのことをやっている時期ですね。市長は、6月議会だったと思いますが、私の質問に今後3年間で弥富市の小・中学校を中心とした公共施設の整備と、できたら市庁舎もやりたいというふうに言われたんですが、前市長も実は5年前の選挙のときも、5ヵ年計画で耐震改修を終了させるという公約で出られておったんですが、実際にほとんど何も手がついていない中で17年度は3億3,000万お金を残す。そして、18年度は4億5,000万円の現金預金を新たに残すということで、実は弥富町時代の16年度末の現金預金の総額は34億8,600万円。これは土地開発基金も含めた一般会計が管理しておる現金預金であります。十四山と合併をしたこともございまして、先ほどのような現金預金を年度ごとにふやしてきたこともありまして、18年度末の一般会計の現金預金の残高は53億3,400万円にもなっております。本当に寸時を惜しんで対応しなければならない事業がたくさんあるのに、この事業をきちんと見積もらないことと、収入予算をきちんと見込まないという、本当に行き当たりばったりのような状態。

先日も財政担当者とお話をしたら、結局この間、合併問題なんかで財政を担当しなければならない人たちが、ほとんど財政の問題を考える余地もないようなことがずうっと続いてきた中でこういうことが起こっているということが一つと、それからもう一つは、毎年7月に、ことしももう終わりましたが、その年度の国と地方の交付税の配分を決めるために、税収の見通しだとか、基本的な収支の突き合わせを全国の市町村と総務省が都道府県を通じてやるわけですね。これは、例えば平成17年度につきましては、弥富と十四山の合計で、この基準の数字と実際の両町村の結果は99.9%であります。それから、18年度につきましては、そのときの基準の示された数値と実際の弥富市の収入が102%でありまして、7月の段階でもそういう見通しが国と弥富市の間で、あるいは旧町村の間でやられておるわけでありまして、きちんと見込める。特に民間の事業所と違いまして、前年の税だとかそういうものを基準にやっていきますので、一定の基本があればそんなに大きく狂わない。今、特に制度が所得税の一部を地方に配分するとか、そういうこともあります。これも一定の比率が決まっております。大体どういうふうになるということは総務省の方も握っておるわけでありませうか

ら、非常に市町村の財政というのは、その気になればどれだけの収入が見込めるということは割り方早い時期に見込める。予算編成時にかなりのことが見込まれて、7月にはほぼ年間の基本が見込める。ましてや3月の最終議会で示した最終見通しは、県が何であんなにほとんど100%近いものができるのか不思議だったんですが、こういう仕組みがあることが、この間、余りにも弥富の実際とかけ離れてきた中で不思議になって、勉強させていただいたらそういうことがわかりました。

それともう一つ、弥富がこうなった大きい原因は、15年の12月議会に収入役を廃止しましたよね、16年の1月1日から。決算の調整は収入役の仕事でありました。そういう部門が、弥富町と弥富市になってなくなったことも、そういうどんどんどんどん実態と離れていく大きな原因の一つになっている。しかし問題は、やっぱり市民の命、安全を守る。巨大地震などが言われている時期に、本当に市の当面する重点事業を、市長を中心とする行政当局と議会が全力を挙げて解決するという、ここでの一致や構えがなかったことが、こういう予算の狂いを生じさせていく背景になっていたということ、最近の弥富町、あるいは弥富市の予算・決算をめぐる、どんどんどんどん実態から離れていく最大の背景になっていたということとをぜひ御考慮に入れて今後の改善に取り組んでいただきたいと思います、改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

三宮議員の御質問の中に、いわゆる歳入見込みの実態が甘いのではないかということでございますが、そういった中におきましては確かに歳出計画の中のバランスがとれていなかったということについては反省をいたしております。私自身も、弥富市が今後、中期的な計画の中でどういったような歳入計画がという形で、一応5年間のシミュレーションをさせていただいております。そうした中で、それに伴う歳出計画というもの、あるいはその中の事業内容につきましては優先順位をきちっと見きわめながら、きちっとした行政運営をしていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。しかしながら、一方におけます、議員も御承知のとおり、地方分権の確立ということがいっぱい言われております。いわゆる自主財源をいかに確保していくかということが非常に大事な時期でもございます。御承知のように、いわゆる補助金とか交付金のカットであるとかいったことが、これからますます地方の自治体に対して求められるわけでございます。私どもとしては、しっかりとした自主財源を確保していく中で行財政運営をしていかなきゃいかんということを肝に銘じながらやっていきます。議員の御理解も賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 財政全体の見通しや、現在の弥富市が置かれております行財政力

についての議論はもう少し先に送らせていただきまして、今市長の方からも5年間のシミュレーションをされているというお話がございましたが、私どももかねがね5年、あるいは10年という中・長期の計画を持ち、新年度の予算に見込める収入と必要な事業をしっかりと見込む。そして、年次計画を立てて、さきに市長が表明されました3年で学校などの公共施設の耐震対策を完了するとか、できたら庁舎の対応も考えたいというようなことが実際に実現できるような方向で、市長初め副市長、担当部課長がそろって今の弥富市の収入見込み、あるいは予算・決算のあり方を改めていただくこと、そして新市総合計画や建設計画と中・長期の財政計画を一体のものとして作り上げていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

まず、ちょっと具体的な問題で一、二お尋ねいたしますが、県競馬組合の補助金が15年度8,000万円、16年度6,000万円を最後に、17年度も18年度も未執行となっております。当時、当面は県が相当分を県の一般補助事業等でカバーするというようなお話もございましたが、このことについては現状どうなっているか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどの三宮議員のお尋ねでございます競馬組合からの補助金の関係でございます。

御指摘のように、平成17年、18年と、19年も調整をしておるわけですが、なかなか厳しいということでございます。厳しい中で、市といたしましても「そうですか」という形にはいきませんので、どうしても競馬組合が非常に厳しい経営状況の中で補助金を交付することができないということであるならば、県の農水部が競馬の一つの行政窓口でございますので、そちらの農林水産部の方から何らかの支援をしてもらわなきゃいけないということで今日まで来ておるわけでございます。その実態がどうだということでございますが、今まで補助金を受けておりました。その時代時代によって異なりはございますけれども、昭和49年からそのような形で受けているわけでございますが、今日まで、その時代時代では異なりましてけれども、5,000万、1億、また9,000万、8,000万、7,000万、それから6,000万という、それぞれの時代の中で競馬組合から直接受けておったわけですが、それに肩がわりするものを現在については農林水産部の方から支援を受けておるということでございます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひ県にお約束を守っていただいて、必要な支援をしていただくように引き続いて努力していくことを要望しておきます。

次に、以前にもお尋ねして、いまだに改善をされていないというふうに思いますが、今、預貯金の金利がほとんどゼロぐらいの状況ですね。かつては旧弥富町でも、金利だけでも年間1億円を超えるような収入がございましたが、今、先ほど申し上げましたように、年度末

の一般会計が管理する現金預金は53億円、さらに7月末のすべての会計の現金預金残高は79億円にもなっております。既に周辺の市町村や一部事務組合では、一部を、短期国債を初めとした、もっと運用益が見込めるものに切りかえるなどして努力をしております。恐らくこうした弥富市のお金が即毎年現金として支出されるわけではございませんので、一日も早く周辺市町村のやっておられることも研究されて、弥富市にふさわしい資金運用を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 会計管理者。

会計管理者兼会計課長（村上勝美君） 議員の御指摘がございましたとおり、ただいま運用基準の方の見直しを行っております。より効率的な運用の進め方を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひ少しでも有利な方法で、市民の皆さんの大切な税金でございますので、運用されることを強く求めておきます。

次に、この決算及び19年度補正予算も絡めまして、現在の市の行財政力について立ち入ってお尋ねしたいと思います。

三位一体の改革によります地方財政の切り下げ、定率減税の廃止と高齢者などへの大增税によりまして、庶民増税が各自治体財政にさまざまな影響を与えております。制度を、私は「改悪」と言っておりますが、改正が始まる前の平成12年当時の5ないし10%以内の財政力に戻せたらというのが、全国の多くの自治体関係者の皆さんの思いであると思っておりますが、毎年、国と地方の間で県を挟んで、総務省と、先ほど申し上げましたように市町村の間で、それぞれの市町村の税収と国からの交付金を合わせた基本的な収入の突き合わせが行われ、基準に満たない自治体には普通交付税が交付をされる仕組みになっております。その資料を市からいただきまして計算してみますと、弥富市の基準となる収入は平成19年度で約89億円、住民基本台帳の人口1人当たり20万8,000円程度になるというのが、一部、まだその資料をいただいたときには、県と市町村の間の住民税の分け分がきちんと決まっていなかった時期でございますので、多少違いがございましたが、それを修正して、そしてさらに今監査の資料をそっくり議会事務局の方に出していただいております。それを見せていただいて計算をしますと、税収を中心にして、そういう収入が見込まれます。平成12年の弥富町の1人平均のこの基準値は19万5,000円でございますので、大幅にそれを上回る状況になっているのが、この19年度の一連の改正の中で起こっております。

これは、平成17年度には、この西尾張地方、衆議院の旧愛知3区でしたが、ここでは1人当たりの税収の断トツの1位が飛島で、続きまして十四山村、それから3番目が犬山市で、4番目が稲沢市で、5番目が弥富町でございました。ところが、ことしの税収見通しを見て

みますと、間違いなく弥富市が飛島村に次いで、犬山市や稲沢市を抜いて、この尾張部の市町のトップになっております。その最大の理由というのは、一つは、合併をした十四山村がもとの弥富町よりも1人当たりの税収が高かったということも一つ。それからもう一つは税制改正、要するに所得税の一部を振りかえるやり方は全体で変わりませんが、実は弥富市もそうでしたが、十四山と弥富の17年度の決算額に比べて固定資産税は18年度は下がっていますよね。19年度は約7%ぐらい、私の計算では17年の決算額に対して伸びる見通しであります。これが、多くの市町村は19年度末も17年度より下がっている。弥富はふえている。これは、やっぱり西部臨海工業地帯を中心とした新しい企業の張りつきがあったことと、もう一つは、弥富の市街化区域の開発行為が進んでいるということが要因になっているのではないかというふうに思いますが、そういう中で私がびっくりしましたのは、犬山市にしても稲沢市にしましても、都市計画税だとか、それから一定の規模の法人に超過課税をかけておいて、大体人口1人当たり7,000円だとか8,000円という弥富で取っていない税金も取っている。そういうところにも比べても、弥富の税収がふえているだけではなくて、平成12年当時の基本的な収入よりもかなり多くなっている。しかも、それは平成16年に、17年度以降に所得譲与税という形で、19年度からは住民税に所得税の一部を振りかえるということを条件にいたしまして、弥富と十四山で合わせて保育料の運営費負担金を1億6,600万削られましたよね。それから、今、十四山と合併をしたことによりまして、10年間は合併しなかったという前提で計算をして、十四山が今後受け取ることになる交付税を弥富市に交付しますと、普通交付税に。この額を合わせると、市民1人当たり1万1,200円余りの費用になりますが、これを除いても12年度の、要するに三位一体改革が進められる前の旧弥富町の基準的な収入よりも多くなったというのが現状なんです。

そして、先ほど市長はいろいろ御心配されておりますが、蟹江町も交付税の不交付団体になっておりますが、実はこの補正予算で弥富市が借りるのをやめました臨時財政対策債、これは交付税を削った分の一部補てんに使いなさいということで、要するに借金のいろんな規制にはカウントせずに使う、あるいは不交付団体は、それを返す費用は国が負担をするという形で出ているやつで、弥富は、あんまり使うメリットは不交付団体ですからなくなるわけですが、それをことし、この補正予算でもう全部借りるのをやめておりますが、やめても弥富町の基本的な収入の規模は、三位一体の改革が始まるより前の水準になっている。あるいは、今言った保育料の運営費負担金を旧両町村合わせて1億6,600万削られた分を、新しい税収で賄ってまだ余力があると、こういうレベルになっているということをきちんと見ていただいて、そして今後の行財政計画を進めていただきたいと思います。そういう御認識をお持ちでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 質問にお答えさせていただきます。

標準財政規模につきましては、三宮議員御指摘のように、平成12年当時に比べて1人当たりの額が多くなっております。しかしながら、人件費、公債費、扶助費等の経常的に支出する経費の増減も考慮しなければならぬため、標準財政規模につきましては財政構造の弾力性を測定することができません。

それで、財政構造の弾力性を測定する指標に経常収支比率というものがございまして。この経常収支比率と申しますのは、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられるということで、これにつきましては、先ほど12年度のことをおっしゃってみえましたので、平成12年度は77.1%でございました。それで、平成19年度につきましては、その比率を換算する数値、これがあくまでも18年度と同じと仮定した場合は81.9%となる見込みでございまして。これはあくまでも仮定でございまして、最終的にどういう数値になるかは決算が終わらないとわからない部分でございまして、そういった積算する数値が18年度と同じと仮定した場合、81.9%となるということでございまして。したがって、標準的な収入は確かにふえておりますが、人件費、公債費、扶助費という経常的な義務的経費の増加が収入の伸び以上の伸びを示しているのが、この経常収支比率の数字が大きくなっている原因というふうに考えております。したがって、今後とも引き続き自主財源の確保に努めていかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 昼に近づいてきましたが、三宮さんまだ……。

32番（三宮十五郎君） まだ3分や5分では終わらないと思います。

議長（宇佐美 肇君） そうしたら、三宮議員が発言をされるのは、時間的に言いますとあと26分、12時26分までで時間が切れるので、それ以降はないけど、継続してやらせていただくか、それともここで昼にしましょうか、皆さんいかがか。

〔発言する者あり〕

議長（宇佐美 肇君） 継続ですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 継続だと12時26分で終わるというわけでございまして。そうしたら、継続でしたら三宮さんはあと3分ほどということですので。

三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、総務課長の方から経常収支比のお話でございましたが、特に経常収支比というと、いろんな市町村の状況や、要するに社会的インフラを整備しなければならないことが強く求められている時期につくられた基準なんですよ。今、実は弥富はま

だ人口は減っておりませんが、稲沢市にしても、この15年から18年までの間に1,800人、周辺地域だけじゃなくて稲沢市の本体の中でも今、人口が減るとか、そういう状況が出てきておりまして、単純に比較ができない状況になっている中で、しかもほかの市町はまだ、さっき申し上げましたように、臨時財政対策債を使っても12年の基準に比べるとはるかに少ない。例えば蟹江町が交付税の不交付団体になりましたが、今の基準で申し上げますと、蟹江は弥富よりも大体1万円ぐらい、町がコンパクトにできておりますので基準的な費用は少なくて済むと思うんですが、12年のそれは18万4,000円余りでございましたが、19年のそれは16万4,000円、そして臨時財政対策債を約1万円加えて18万7,000円ですから、それを加えても、交付税不交付団体になっているところでも、そういう水準で今は行財政運営がされております。だから、弥富市が置かれている現状というのは、もちろん本来国が負担しなきゃならないいろんな事業を今は市町村や住民に肩がわりさせておりますので大変なことはあると思いますが、ほかの市町村に比べるとかなり恵まれた状況にあるということを頭に置かれまして、ひとつ今後の行財政運営を進めていただきたいと思います。

そこで次の質問に入りますが、今、税制改正、あるいは諸制度の改善によりまして、認定2号と、それから何号だったか、介護保険の関係にもかかわりますが、本当に生活保護基準を下回る人たちに税金がかかる。例えばひとり暮らしのアパートでお住まいの方ですと、もしその方が働いて、仮に3万なり、5万の収入があって、差額を生活保護を受けているとしますと、130万を超えるような収入が得られる、それから医療費は全部公費負担、介護保険や利用料だとか、そういうものは上乘せで給付されるということになっておりますが、実際には今そういう方が生活保護を受けていない状態で、パートなり、臨時で働いている収入ですと、93万円を超えると均等割の税金がかかります。介護保険料は、この場合は課税世帯の本人課税になりますので、標準の125%の負担になります。これに国民健康保険税やもろもろの負担がかかるわけございまして、この間、弥富市におきましては、そういう生活保護基準を下回る一定の条件以下の人については、本来の介護保険料や国民健康保険税の均等割、平等割を2分の1にするということをお決めいただいたり、さらに医療費につきましては、生活保護基準の1.1倍以下の実収入の方については自己負担分を国保の場合免除するということが決められました。しかし、実際にそういう人に半額にしたところ、しかも一生懸命働いて生活を受けずに頑張っておる人が、生活保護の人よりも低い水準の生活をしなきゃいかんというのはあってはならないわけございまして、ここに、それぞれの法律でも、それから弥富市の条例の中でも、市町村長が必要と認めた者には必要と認めた額を減額や免除すると、こういうことがそれぞれの個別法でも決められ、あるいは市の条例の中でも決められております。ところが、今のところ医療費の国保の自己負担分については免除ですが、ほかの制度はそのまま、一定の緩和はするが、免除しない。

それからもう一つは、地方税法でもそうなのですが、実際に払えない人たちがそういう状況が続いている場合には、差し押さえをしないことを決めて本人に通知をすれば、必要ならそのときからでも、あるいは一定の期間がたてば、その課税がなかったことにすることができるとい制度があります。したがって、物すごく今、庶民増税による税収がふえて、これで市の行財政が運営されているということが一面と、もう一つは、この改正によって従来考えられなかったようなそういう人たちの負担がふえている中で、国保の自己負担分は免除するという制度をつくったんですが、これは住民税、国民健康保険税、介護保険料を含めて、必要な人にはきちんと審査をして減額や免除をするという仕組みをつくらなければ、同じ市の制度の中で片手落ちだと思いますので、先回の全員協議会ときには、まだ住民税なんかの改善についてはというお話もございましたので、ぜひこれは必要な手だてをとっていく。市長のお約束の中にもありましたように、支援の必要な人たちにはきちんと支援をしていくという立場に立たれた必要な改善をして、要するに市民の方に理解もいただけるし、同時にそういう人たちが生きていける手だてをきちんとしていただくということを求めたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 市税の関係で税務課の方からお答えします。

市税の減免については、今現在、弥富市税の減免に関する規則に基づいて実施しておりますが、さきの市町村懇談会において、市町村民税の減免制度について市町村間で意見交換ができないかとの発言があり、検討の結果、市町村税務担当課長会を開催し、情報を交換し、検討するということになりました。9月26日の税務協議会終了後、今後の進め方について打ち合わせをすることになっております。

次に、税等の滞納処分でございますが、滞納者の現在の状況、資産の内容、それから納税の意思、世帯の状況を確認の上、対応しております。今後も引き続き適切に対応してまいります。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 国民健康保険の減免制度につきましては、先ほど三宮議員も言われたように、18年10月から低所得者に対する国保税の減免規定を明確にしまして実施しています。また、医療費の一部負担金の減免制度につきましては、6月の厚生常任委員会でお示したように、10月から実施していくことになっております。状況を見守っていきたいと考えております。

議長（宇佐美 肇君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、介護保険に関する御質問にお答えいたします。

低所得者に対する介護保険料、利用料の減免ですが、保険料につきましては、生活保護法

による保護の基準に規定する基準生活以下の方を対象に、内規により昨年の4月から実施をいたしております。また、利用料につきましても同様に来月の1日から実施をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 実際に私も申請者の方と一緒に課長と面接をさせていただいたことと思いますが、もちろん住民の方の依頼によってですが、後で課長たちのお話を伺っても、ようあんな収入で生活しておるなあというような人たちなんですね。ところが、いろいろな今までのその人の生活の歴史がありまして、生活保護だけはどうしても受けたくないということで頑張っておられるというのか、大変な状態があります。もう一方で、生活保護を受ける場合には、全部の収入を使い果たして、なくなったら面倒見ましょうという制度なんですよね。一たんそういう制度に入ってしまうとなかなか立ち上がることができなくなりますので、介護保険なんかの場合は、例えば境界層というようなことで非常に難しい制度にしてあるんですが、要するに一定の預貯金があっても生活保護該当の生活費しか通常の方法で使えない場合には、生活保護の申請をして、そして審査をしてもらって減額免除を受けるなんていう、もう実際にはなかなか利用できない仕組みが減免制度なんですね。そうじゃなくて、本当にその人がもう二度と立ち上がれないような状態じゃないところで必要な手を差し伸べて、病気を治して働くとか、そういうことができる仕組みですね。医療費の無料制度なんかは、そういう意味では非常にいい制度だと思いますが、ぜひ市の全体の制度を整合性のあるものにしていただくことを強く求めておきたいと思います。

あと時間がございませんので、実は、この弥富の区長制度なんていうのは、非常に住民の皆さんの要望を市に反映する。同時に、防犯灯の日常的な管理だとか、それから土木申請の窓口、これは佐藤町長時代に条例化されておまして今も続いておりますが、ここへコミュニティ活動なんかも加わりまして、十四山の合併された皆さん、本当にこの区長・区長補助員制度というのは大変な仕事があるものだというのを改めて感じたというふうに言っておられる方も少なくないと思いますが、17年のときに財政の2割カットということをお口にいたしまして一連のいろんな削減が行われました。市の職員の給料につきましては、ぶりから何番目というような状態はやっぱり改善しなきゃいかんということで市長は見直すと。それから、臨時職員についても必要な検討をするというお話がございました。もともとそういう市行政の中核を担う住民とのパイプ役を果たしている人たちを、十分な説明もなしに、しかも事実でもない、2割カットしなきゃやっていけないということを言って一方的に、非常に短期の間に十分な合意もないままにやったこととございますので、市長も当時の一連の問題については、財政的な見通しがつけば改善をしていくというお話もございましたが、今回、特別職の報酬等も答申があって、今提案をしておりますが、ぜひ市長がおっしゃられるよう

に、市民とともに市民のためにということの先頭に立っている人たちの報酬等についても、この機会に必要な見直し、合理的な見直しをしていただきたいと思います、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の報酬、あるいは特別職の給与等につきます改正は先ほどお願いを申し上げているわけですが、三宮さんの御質問の中における区長、あるいは区長補助員ということにつきましてですけれども、そういったこととは別に考えていかなきゃいかんというふうには思っておるわけですが、しかし非常に大きな御活躍をいただいているというか、自治体のためにお骨折りをいただいているということは事実でございます。そういった中でさまざまな角度から検討させていただきながら、来年の春に改正できるような形で考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後0時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 久保文哉

同 議員 黒宮喜四美

平成19年 9月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 佐藤博   | 2番  | 武田正樹 |
| 3番  | 小坂井実  | 4番  | 佐藤高清 |
| 5番  | 立松新治  | 6番  | 山本芳照 |
| 7番  | 村井邦彦  | 8番  | 新田達也 |
| 9番  | 渡邊昶   | 10番 | 伊藤正信 |
| 11番 | 栗田和昌  | 12番 | 杉浦敏  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 三浦義美 |
| 15番 | 浅井葉子  | 16番 | 中山金一 |
| 17番 | 前田勝幸  | 18番 | 安井光子 |
| 19番 | 佐藤良行  | 20番 | 高橋和夫 |
| 21番 | 立松一彦  | 22番 | 水野博  |
| 23番 | 高橋清春  | 24番 | 木下道郎 |
| 25番 | 宇佐美肇  | 26番 | 久保文哉 |
| 27番 | 黒宮喜四美 | 28番 | 四方利男 |
| 29番 | 大原功   | 31番 | 原沢久志 |
| 32番 | 三宮十五郎 |     |      |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |      |     |     |
|-----|------|-----|-----|
| 28番 | 四方利男 | 29番 | 大原功 |
|-----|------|-----|-----|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

|                   |      |                   |      |
|-------------------|------|-------------------|------|
| 市長                | 服部彰文 | 副市長               | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長              | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 大木博雄 | 開発部長              | 横井昌明 |
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 平野雄二 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 村上勝美 |
| 十四山支所長            | 平野瞳  | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 |
| 総務部次長兼<br>税務課長    | 佐藤忠  | 民生部次長兼<br>市民課長    | 加藤芳二 |

|                        |         |                        |         |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長 | 早 川 誠   | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長 | 服 部 昭 男 |
| 教 育 部 次 長<br>兼 函 書 館 長 | 高 橋 忠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 加 藤 重 幸 |
| 総 務 課 長                | 佐 藤 勝 義 | 企 画 情 報 課 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 管 財 課 長                | 渡 辺 安 彦 | 防 災 安 全 課 長            | 服 部 正 治 |
| 保 険 年 金 課 長            | 佐 野 隆   | 環 境 課 長                | 久 野 一 美 |
| 健 康 推 進 課 長            | 鯖 戸 善 弘 | 福 祉 課 長                | 横 井 貞 夫 |
| 介 護 高 齡 課 長            | 佐 野 隆   | 児 童 課 長                | 山 田 英 夫 |
| 商 工 労 政 課 長            | 若 山 孝 司 | 土 木 課 長                | 三 輪 眞 士 |
| 都 市 計 画 課 長            | 伊 藤 敏 之 | 下 水 道 課 長              | 橋 村 正 則 |
| 教 育 課 長                | 前 野 幸 代 | 社 会 教 育 課 長            | 水 野 進   |

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

|             |         |         |   |         |
|-------------|---------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 下 里 博 昭 | 書       | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書           | 記       | 岩 田 繁 樹 |   |         |

7 . 議 事 日 程

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 日 程 第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日 程 第 2 | 一 般 質 問             |

~~~~~

午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、四方利男議員と大原功議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず杉浦敏議員、お願いいたします。

12番（杉浦 敏君） トップバッターでやらせていただきます。

通告の一覧表は巡回バスのことが1番になっていきますけど、保育料のことについて先にやりますので、お願いいたします。

国の税制改正に伴う保育料の見直しということで、3月議会でも安井議員が質問いたしました。市側は、2段階で検討すると答弁されております。平成20年度の保育料につきましては、今年度、定率減税の廃止、税源移譲、所得税率の改定があり、これは保育料の徴収額表の各階層区分の適用される税額を変更されるということではないでしょうか、まずそれをお答え願います。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 所得税が来年度、税源移譲、それから定率減税がなくなるということで、当然税額も変わってまいりますので、それを見て、表については新たに改正をしていくという考えでございます。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 改定をするということなんですけれども、3月議会で安井議員が述べておりましたけれども、やはりその場合、全体として保護者の負担増とならないように、つまりは収入が変わらなければ値上げをしないという前提で検討してほしいと思います。さらに、現在所得の低い人たちの負担率が、全体から見ますと少し高値になっていると。これを是正し、保育料の設定そのものを無理なく払えるものにしていただきたいと。全体として、負担能力に応じた保育料になるように検討していただきたいと述べておりましたが、そういった視点で検討を願いたいと思います。

現在、少子化の中で子育て支援ということが全国的な緊急の課題となっておりますが、こ

の保育料の問題でも、特に所得の低い人たちへの支援というものが大変に重要であると考えます。政府の雇用政策の改悪で、派遣、パート、請負など非正規雇用、不安定雇用の勤労者の割合が拡大を続け、働く人の3人に1人、若い人では2人に1人が非正規雇用の状態に置かれているのが現状です。これは、当然若い人たちの多くが低賃金の状態に置かれているということでありまして、子育て世代の夫婦でも夫婦とも非正規雇用で、何とか税金は払えるけれども、収入の実態、生活の実態は困難を極めている、そういう方もたくさん見えます。また、母子・父子の家庭も大変多くなっておりますが、こういった問題点を踏まえての来年度の保育料の検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） まず、税が変わるわけでありましてけれども、所得が同じであれば基本的には保育料については変えないという方向でまず考えております。

それと、低所得者層の保育料が割高なものがあるんじゃないかということについては、十分検討はさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

あと、母子・父子については、これも検討ということで今答弁できませんので、お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今の御答弁で、収入が変わらなければ基本的には変えないということとは非常に結構なことだと思います。

それと、低所得者層についても、やはり検討をぜひ前向きにお願いしたいと考えます。

それから一つ、県の施策で、18歳以下の子供が3人いる場合、3人目の子供が保育所に行けば保育料を無料にするという県の制度ができたそうなんです。これは具体的にどのように実施されますか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 18歳未満の方で、3歳未満児の方が第3子にお見えになるという場合に保育料を無料にするということで、今回の補正で財源組み替えをさせていただいております。これにつきましては、要綱等を整備して、お認めいただければ10月から実施したいというふうに考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） では、よろしく願いいたします。

次に、巡回バスのことで質問いたします。

この問題ですけれども、私、6月議会の総務委員会でちょっとお話をいたしまして、6月から1台ふえまして4台になったと。当然、便利になったよと喜んでみえる方もたくさん見えるんですが、その一方で、ちょっと個別の問題とか全体の問題でいろいろ問題もあって、

私自身もいろいろ意見というか、苦情とかを聞いておりますし、例えばの話なんですけれども、私がおります鎌島団地ですけれども、この前の総務委員会で、バスの台数はふえたらしいんだけれども、鎌島団地を通るバスが1台減っちゃったと、逆に。特に、朝8時46分から次の便の11時33分まで3時間近く来ないと。この3月までは、その途中に9時57分というのあったんですけれども、これがなくなっちゃいまして非常に不便だと、こういう話もありました。また、特に十四山地区とか白鳥学区、弥生学区なんですけれども、やはりバスの組み方が、海南病院とか市役所、それから近鉄駅前、ここへ朝のうちにに行けるバスが欲しいと、そういう意見がたくさんあります。また、6月議会のときに三浦議員からも聞いたんですけれども、例えば白鳥のゲートボール場から直接市役所と海南病院へ行く便がないんです。十四山総合福祉センターで一遍乗りかえていかないと、市役所も海南病院も行けないと。こういった問題がありましたもんで、私は委員会のときに、このダイヤ改正に当たって地元の意見といいますか、利用者の意見というのはちゃんと聞いたのかという質問をいたしましたところ、区長さんの意見は聞いておるよというんですけど、そのとき市長は、3ヵ月をめどにこのダイヤを見直ししていくと、そのように言われたんですが、その後どうなっておるでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） バス停のダイヤの見直しということでございますが、先ほど来、申し上げておりますように、ことしの6月から、市民の皆様の要望等によりまして大幅な見直しを行っております。見直しに当たりましては、全体的なバランスの中で各コース4便、往復8便というものを基本にいたしまして考慮しております。見直し前の状況をなるべく変えずにいろいろ考えたわけですが、なかなか難しい面がございます。バス停によっては多少の変更はございます。しかし、バス停によってバスが全く使えなくなったというような状況にはないと思っております。ダイヤに合わせた利用方法を考えていただければ非常にありがたいと思います。

また、総務委員会でのことなんですけど、利用状況につきましても徐々に増加しておりまして、6月に見直しを行い、多くの市民から、先ほど申されましたように喜ばれておるような状況もございます。見直し後のダイヤも定着しつつあります。このような状況下において見直すことは、利用者の混乱を招くということにもなりかねない懸念が強いために、大局的な立場の中で今後の見直し時期を見きわめてまいりたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今、部長のお話ではダイヤに合わせて利用してちょうだいということなんですけど、当然、その時間しか使えなければそれしか使わないということになっちゃいますけど、私は何回も言うんですけど、せっかくあるんだからなるべく便利に使いたいね

というのはみんなそういう考えなんですけれども、7月に防災安全課長からいろいろお話を聞いたんですけれども、やはり予算の限度があると。今の予算の範囲というのがあります。また、例えば便利にしようと思えますと、出発時間を早くするとか、あるいは夕方の時間を遅くするというのもお金をかければできますよという話なんです。これは当然なんですけど。

例えば、今、巡回バスのEコースというのがありまして、これはトレセンを7時1分にスタートさせるんですけど、これを使いますと、運転手の拘束時間というのは非常に長くなっちゃうと。7時にスタートとなりますと、おそらく三重交通の運転手が6時半ごろうちを出ないかなだろうと、そういうことを言われたんです。こういうことを考えますと、今部長が申されましたように、バランスよく、満遍なく回すと。各コースどこの停留所でも4回とまるよと。往復で8便ありますよというふうにいたしますと、どこかに非常に不便を来してくるということが起こってくるのではないかと思います。

私、率直に申しまして市長にちょっとお話ししたいのは、この巡回バスというものを、この前、市長の議会の御答弁で、これは福祉バスだよと。公共施設が回ればそれでいいんだと、そういうお話をされたんですけれども、やはりもう一步踏み込んで、私は常々、いろいろ御近所の方の話も聞いているんですけれども、高齢になられて、今は車の運転ができるけど、このままいったら車の運転もできんようになっちゃうと。そうすると、弥富には住んでおれんわなあという話になってくるわけです。中には車の運転はもうやめましたと、そういう人もあります。ですから、近くに自分の子供がおるとか、そういう方はいいんですけど、いろいろ事情があって老夫婦で暮らさなきゃいけないという方もたくさん見えるわけです。ですから、この前市長が福祉バスだということで、公共施設が回ればそれでいいんだとおっしゃって見えましたが、やはり市民の便利な足を確保していくという観点が必要になってくるのではないかと思います。

特にことしは暑い日が続いておりますけれども、多治見では40.9度と、日本記録を更新すると。また、テレビの報道とかを見ますと、北極の氷がどんどん減っていると。地球の温暖化というのは本当に進んでいますよと。こういった中で温暖化対策が必要であると。これも、市長もわかってみえると思うんですけれども、やはりこういった問題に対して一つの自治体としてどう対応していくのかと。例えばこの温暖化の問題なんか、弥富が一つぐらい頑張ったってどうにもならんわと、そういう問題ではなくて、こういう問題に対してどういった姿勢で取り組むのかという問題ではないかと思うんです。ですから、福祉バスという限られた目的ではなくて、やはり市民の便利な足になると。特に高齢者の方が車を使わなくてもいい、できればもっと多くの方が公共交通機関として利用できるということが本当に緊急に必要なになってくると思うんですけれども、そういった観点ではいかがでしょうか、市長の御

答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

杉浦議員にお答え申し上げます。

その前に、実は訂正をしていただきたい言葉なんですけれども、私は、今現在巡回バスとして利用していただいている福祉バスは、コミュニティバスではないよという形で、公共施設さえ回ればそれでいいという発言はした覚えはございませんので、取り消しをいただきたいというふうに思うわけでございます。

先ほどからお話がございますように、この6月から、3台から1台増便したということに対して、非常にたくさんの市民・住民の方から御理解をいただき、喜んでいただいているというのも現状でございます。そういうことを正しく評価もしていただきたいということでございます。

それと同時に、どうあるべきかということについては、やはりそれぞれの部局を中心といたしまして、いろいろと現状の課題も含めまして精査をしていかなきゃいかんということは重々承知しております。すべての方の利用において、それ海南病院だ、それ市役所だ、それ駅だという形の中で、すべての皆さんの利便性ということはなかなか難しいというふうに思っておりますので、現状をよく精査しながら今後の課題としていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） それで、やはり市民の中に、このバスそのもののあり方、先ほど申しましたように、それぞれの地域でどういう問題があるかということも含めまして、この前、7月でしたか、防災安全課長なんかはバス問題の検討委員会をつくったらどうだという話もあったんですけども、そういったことはお考えなんですか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在のところは考えておりませんが、そういう必要性があるということで判断したならば、そういったことも考えていきたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 私何度も申しますけれども、やはりせつかくあるものであれば、いろいろ工夫をすればもっと便利に使えると、多くの方が。そういう観点から、今申し上げましたような検討委員会をぜひつくっていただいて、市民の皆さんの意見もぜひとも取り入れていただく一つの突破口にしてほしいと、そのように思いますので、これは要望しておきます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に、炭竈ふく代議員にお願いいたします。

13番（炭竈ふく代君） 通告にしたがいまして2点質問いたします。

第1点目に、不登校対策についてお伺いをいたします。

急激な少子化の中で、小・中学校への不登校がふえ続ける事態は深刻であります。学校へ行かない、あるいは行けないといった理由はさまざまですが、昨今言われているいじめなどの人間関係だけではなく、学校での画一的な集団生活そのものにストレスを感じる児童・生徒も少なくないと思われます。先日発表されました2006年度の文部科学省の調査によりますと、病気などを除く心理的・社会的な要因などで30日以上欠席をした小・中学生は、全体で前年度より4,000人以上多い12万6,000人で、5年ぶりの増加であるとありました。そのうち中学生の割合が35人に1人となり、1991年度の調査開始以来、最高という結果報告でありました。

こうした問題は大きな社会問題として取り上げられ、深刻な悩みとなっております。我が弥富市においても例外ではないと思います。私は、平成13年にも不登校対策について質問させていただきました。6年前になりますが、当時は小・中学校合わせて8名の不登校がありました。中学校には心の教室相談員を配置し、気軽に相談を受けられるようにしていますとの御答弁をいただいております。今はどうでしょうか。現在の各小・中学校の不登校の実態と、その原因と、指導内容をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 教育次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 炭竈議員の質問にお答えしたいと思います。

今の不登校等の人数でございますが、小・中学校合わせて10名ほどいるということがございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

原因でございますが、いじめというか、学校になじめない子供さん、それから家庭環境、さまざまな問題がありまして、そういう原因によりまして不登校になっておみえになる児童・生徒さんがあります。

対策としましては、各学校にスクールカウンセラーを配置いたしまして、児童・生徒さん御本人、または保護者、それから先生等、いつでも気軽に相談をできるように、そういうスクールカウンセラーを配置して今対応しております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 今御答弁をいただきましたけれども、10名いらっしゃるということで、スクールカウンセラーは6年前の相談員と同じようなことだと思うんですけども、そういう相談員の方お一人に全員が心を許して何でも話せるかというのは、そうでなくて、

限りがあると思うんですね。

私が今回質問させていただくのが、文部科学省が力を入れているスクールサポート事業の代表的なもの、不登校の子供の学校復帰を支援する学校生活適応指導教室推進事業というのがあるんです。学校に背を向けてしまう子供たちにとって原因はさまざまであると思います。学習意欲があるにもかかわらず学校へ行くことのできない子供たちを孤立させないで、居場所を確保することこそが重要な指針だと思います。

現在、蟹江町の施設に「あいりす」というところがございますが、そこにお世話になっている子供さんもいるということをお聞きしておりますが、心の行き場所を失った子供たち、そして今悩みを抱える子供たちのために我が弥富市にもこうした教室を早期に開設をし、指導に当たる必要があると思いますけれども、本市の考えをお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 教育次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、炭竈議員の質問にお答えします。

登校したくてもできない状態にある不登校児に対しては、集団生活への適応能力の向上も図り、社会的自立支援、並びに学校復帰に向けた支援をするものでございますが、現在、先ほど炭竈議員が言われたように、蟹江町の「あいりす」に弥富市からは3名の児童・生徒がお世話になっております。それで、今後の検討はどうかということですが、この海部地区では津島市と蟹江町が設置しております。弥富市としましても、早い時期に設置をしたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ただいま、3名の生徒が蟹江町の「あいりす」にお世話になっているということをお聞きしました。

この「あいりす」についての質問をちょっとさせていただきたいんですけれども、この「あいりす」というところはどういうところで、どういう目的で、どんな内容のものなのか、お聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

適応指導教室といいますと、学校へ行きたくても行けない児童・生徒を対象にして、その子供さん子供さんに応じた指導をしております。自由な雰囲気の中で心の居場所をつくる、それから子供たちの心情を受けとめて、集団への自立心の育成とか、集団への適応力を養い、学校への復帰を図るということが大きな目的でございます。蟹江町には、今おっしゃいましたように「あいりす」がありまして、こちらの方では児童・生徒の指導をするということで指導員を配置しまして、月曜日から金曜日まで5日間、通常の学校と同じような時間帯で自由に学習をしたりとか、自由タイムが多いんですが、その中で自由に子供たちが自分の意

思で勉強ができるように、そういう体制を整えて指導する教室でございます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） この「あいりす」には他の市町村から何人通っているのか。また小学生もいるのか、お聞きしたい。そして、お世話になるのに授業料はどうなっているのかもお聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 課長。

教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

19年度で9人が入室しております。ほかの市町村からも来ております。蟹江ばかりではありません。

あと負担の方でございますが、授業料についてはありません。学年費とか、それから給食費というものは通常の学校でも保護者負担になっておりますので、同じように、そういうものにつきましては保護者負担、あとは蟹江町さんの方の予算でお世話になっております。ただ、蟹江町さんの方も負担は予算で700万ほど計上はしてみえますが、あそこは調査・研究の委託を受けておるということで、県より250万強ぐらいの補助金を受けてこの教室を設置しておみえになります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 今、予算の件でお話がありましたけれども、お世話になるに当たっては弥富市としてはどのようなことをしているのか。また、今お世話になっている弥富市からの3名の生徒はどういう経緯でこの「あいりす」に入ったのか、それもお聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

経緯でございますが、今、中学生が3人お世話になっておるわけでございます。学校へなかなか出ておみえにならない。当然学校の方も、学校へ出てくるようにということで家庭訪問をしたり、いろいろ対策は講じてはありました。しかし、いろんな理由で出てこられないということで、こういう教室が蟹江町にあるということで話をしまして、最初は見に行っていて、それで徐々になれて、今は3人がこちらの方へ行ってみえるということでございます。弥富市の方から蟹江町に予算的なもの、補助的なものは出しておりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） この3名の方は、見学をして、徐々に「あいりす」になれていただくということなんですけれども、そうしますと、この3名はもうここに入ったらおしまいかということになるんでしょうか。それとも学校とのつながりはどうなっているんでしょうか。

か、お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えいたします。

ここに入ったらおしまいということではなくて、「あいりす」の中で通常の学校生活をしていただき、常に教育委員会と「あいりす」とも連絡をとっておりますし、学校の方も「あいりす」さんの方と自分のところの生徒についての情報は常に交換をしておみえになります。それで、1年ずつですので、途中からでももとの学校に戻れるかどうかという確認を特に年度がわりにはさせていただいて、できましたらもとの学校へ通常どおり通学をしてほしいとは思っておりますが、なかなか難しいということで、今は、ずうっと「あいりす」さんの方でというふうが続いてみえる方が多いです、現実には。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 子供たちにとっても、また親や家族にとっても、身近に相談ができる場所、指導が受けられるという居場所が必要だと思うんです。社会的な自立、また学校への復帰のために大なる支援になると思いますので、ぜひ早期に弥富市にも設置をしていただくことをお願いいたします。

それでは、不登校対策の二つ目といたしまして、未就学の外国人子弟の実態と対策についてお伺いをいたします。

この問題は、さきの6月議会におきましても浅井議員の方から質問されておりました。日本に移り住む外国人は増加の一途をたどっております。その中、本年4月の時点で就学年齢に該当する外国籍の子供は67名で、そのうちの22名が市内の小・中学校に通い、それ以外の子供さんは四日市とか、また鈴鹿のブラジル人学校に通っているのではとの御答弁でございました。その後の調べで、四日市や鈴鹿に通う子供たちはどれくらいいまして、またどういった授業内容なのか、お聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 教育次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） それでは、炭竈議員の未就学外国人子弟の実態と対策についての御質問でございますが、最近調査した結果、ブラジル人学校等に弥富市の子供が就学しているかどうか、いろいろ問い合わせをいたしました。が、何人来ているのか、それから人数はどれくらいいるのかということ、それと名前も教えていただけないかということをお伺いしたんですが、やはりなかなか教えていただけない、把握に大変苦慮しているということでございます。

今後は、保護者への通知にポルトガル語で併記するなど配慮しまして就学指導を図っていくとともに、外国籍の子供の就学については他の市町がどのように対応しているか参考にし、今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） どうしてその学校が名前を教えていただけないとか、人数を教えていただけないのかちょっとわかりませんが、理由は何なのか、また聞いていただきたいと思います。

先回に続きまして今回も質問させていただいたのは、さきの新聞報道に、文部科学省が初の調査ということで、外国人登録をしている学齢期の子供の約1%が小・中学校への就学手続をしていないことが明らかになったとありました。その不就学の理由は、「お金がない」が15.6%で最も多く、あと「日本語がわからない」が12.6%、次いで「すぐ母国に帰る」が10.4%、そのほかに「仕事をするため」、また「兄弟の世話をするため」などを掲げる保護者も少なくないと掲載をされていました。貧困や差別、文化・言葉の違いなどから、外国人の子供の教育放棄が放置されている姿がくっきりと浮かび上がった格好であります。教育基本法自体が外国籍の子供を義務教育の対象外と位置づけていることから、実際的には外国人の子供の学校嫌いや未就学に対して、自治体や教育委員会の責任が問われることはないと思います。しかし、人権の視点から、教育差別をなくし、もっと外国人の子供の教育問題に真正面から取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。今も就学の通知をという御答弁がございましたけれども、例えば入学前の健康診断の案内、また就学通知を送っているということでございましたが、それぞれの家庭が実際にその案内とか通知に対して理解をされているのかどうか。また、通知をされたそういう家庭への個々の指導はなされているのでしょうか、お聞きしたいと思います

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

先ほど次長もお話ししましたが、健康診断、それから就学通知を、外国人登録をしてみえる就学の適齢年齢の方には現在も送っておるわけですが、今は日本語で送っております。今、次長が答弁したように、今後はポルトガル語で併記をして、よりわかりやすく保護者の方に送らせていただきたいと思います。

受け取った保護者の方が理解をしておるかということですが、ちょっとそこまでは調査はしておりませんが、例としましては、外国人の方が多い会社へ務めてみえる方は、会社の代理の方がよく手続には窓口の方にお見えになりますので、そういう方は転入なんかのときでもそういう方がついてこちらの方へ手続に見えますので、そういう方につきましては、きちとこちらの方で就学の説明はさせていただいております。ただ、1人ずつお見えになる方につきましては、今お話しさせていただいたようにこちらの方から送っておりますので、ちょっとまだ私の方では把握はしておりません。以後は、今言ったようにポル

トガル語で保護者の方に少しでも理解していただけるように対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） まだまだ無責任になっているという感があります。全体に細やかな配慮が必要ではないかと思えます。

もう1点、地域で我が市としましてもこうした外国人の子供たちに対しまして日本語教室を設けるなど、市としての具体的なお考えはありますでしょうか、お聞きいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 今、炭竈議員からいろいろ御質問ございましたが、先ほどの不登校全体につきましても非常に深刻に受けとめておりまして、不登校の場合もいろんな例がございます、今課長が申し上げたようなこともございます。学校へ来ておる子供さんでも途中で来なくなると。いろいろ学校に調べてもらいますと、もうお金がなくて給食が食べられないから来られないというようなこともあったり、いろいろしますけれども……。

〔発言する者あり〕

ちょっと横へそれました。

日本語教室というのは、将来的には検討すべき事柄だと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 人権の世紀と言われる中で、多文化共生の視点からも、教育も差別されることのないように、住民に優しい施策を今後も考えていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第2点目の放課後児童クラブの時間延長についてでございますが、今や働く婦人が年々増加しております。また、核家族という社会状況の中で、子育てにかかわる課題が家庭の中で大きな負担となっている現実があります。子供を保育所に預ける親、また児童クラブを利用している親の実態は極めて複雑・多岐にわたっているものと思われます。そのような中で、パート勤務のみならず、名古屋市や県外への出勤、夜間勤務等、また通勤にかかる時間もあわせて、特に延長保育を利用されていた親御さんたちからは、子供が小学校になったとはいえ、心配でならないとのことでございます。安心して子供を預けられるよう、放課後児童クラブも現行の午後6時までの開館時間をぜひとも延長していただきたいと切望されています。仕事と子育ての両立に対する支援策として、さらなる時間延長の拡大を実施していただきたいと思えますがいかがでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 今、議員が言われましたように、現在、放課後児童クラブにつきましては、通常は下校時から6時までということになっております。それと

土曜日、それから夏休みにつきましては、8時半から午後6時までといった現状でやらせていただいております。

御希望の時間延長でございますが、申し込みの人数も当然時間延長すればふえるだろうということも想定されますので、施設の収容能力、それから人員等も検討しなければならないと思っておりますので、そういったことも考えながら十分検討していきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） ぜひとも延長につきましては早期に実現していただきますよう、心からお願い申し上げます。

また、それと同時に、現在児童クラブの利用対象者は小学校3年生までの規定でございます。しかし、実際には子育て中の親御さんたちは、子供たちが高学年になっても小学校在学中は安心できる子供の居場所が必要だとの思いが大変強いものであります。さきの議会でも申し上げましたが、今や放課後の子供教室の設置を望む声が高まってきております。市と、地域と、家庭の3領域が一体となって、子供たちが生き生きと育ち、学ぶといった健全育成に向けて、こうした事業にも早期に取り組んでいただきたいと心から願っております。地域の中には、事業が実現するならばお手伝いをさせていただきたいとか、助けますよと名乗り出ている方もいらっしゃいます。また反対に、人に優しい弥富だと言われているのに、弥富はおくれているねという声もございます。国も大いに力を入れている事業です。仕事と子育てに奮闘する親御さんたちの強い要望でございます。市長も前回より前向きなお考えを示してくださいましたが、再度この件につきまして市長の御見解をお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員の御質問にお答え申し上げます。

さまざまな教育再生論議が国の方でも行われておるわけでございます。私は、従来から申し上げておりますように、教育というのは、ただ単に学校教育だけではなくて、特に今大事になってきているのは家庭教育であり、あるいはまた社会教育であろうというふうに考えておるわけでございます。そういった形の中で、特にこの社会教育の領域におきましては、私ども行政が手を差し伸べていかなきゃいかん、そういうことを必要に思っておるわけでございます。そういった形の中で、現状やっていることに対してなお改善が必要ならば、それは考えていかなきゃいかんだろうというふうに思っております。先ほどの児童クラブの問題にいたしましても、今後の大きな課題であろうというふうに思っております。御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 低学年までは子供を預けるという意識が強いかと思えますけれど

も、今後はみんながたくましく、また優しい子供たちを育成するというこで、さらなる御検討と早期の実現をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に大原功議員、お願いします。

29番（大原 功君） 指名競争入札から一般競争入札ということでお伺いいたします。

全国では47都道府県の中で約68ぐらいの方が政令都市を含めるとありますが、その中では53%近くがもう競争入札ということ、それぞれが工夫され、市民の税金の負担にならないように、そしてまた増税の行政をしないようにということを考えておられます。また、弥富市も服部彰文市長が政権公約を守れておらんということも聞きます。これは、選挙のときに一つも税金を無駄に使わないということ言われたため、市民の方が投票したということも言われております。また、この競争入札について私が6月に質問した中では、近日中に入札制度を見直すという答弁がありましたので、この点についてお伺いいたします。

桜学区の小学校をということで、市長初め区長、教育委員、あるいは各役員の方々がいろいろ意見を出されて、桜学区の議員といたしましても大変喜んでおります。市側の考え方は、桜小学校をもう一つ建てると約30億かかるという話を聞きました。隣の十四山の西部小学校に東平島の子供さんが行くということについては、西部小学校に10億をかけたらできるという、そういう財源の話がありました。今では全国に小学校が2万2,693校、中学校が1万995校、合わせて3万3,688校があります。これは平成19年5月1日現在であります。こういうので、この点についてもひとつお伺いいたします。

それから、次に流域下水についてお伺いいたします。

流域下水は、一般的には家庭内を消費者側というふうに思っております。また、支線については市側というふうに、二つに分けるとなるのではないかなあと思っております。支線・幹線が地震で土地が液状化になって使用できなくなったときにはどういうふうに市側として補償されるのか、この辺についてもひとつお伺いいたします。

それから、来年の2月には市議会議員の選挙があります。選挙ポスターについては、私も予算については賛成をいたしました。その後、各市では、ポスターが異常な経費を計上したという中で質問されたり、あるいはテレビや新聞で報道されております。この選挙ポスターについては全面廃止して、少しでも所得の少ない方の市民税に充てるというサポートをしたらどうかなあとと思いますが、この辺についてもお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

私がこの2月に皆さんの御支援をいただきまして、この席をいただいておりますけれども、公約が守られていないというお言葉でございますが、私もまだまだよちよち歩きかもしれませんけれども、議員の先生の皆様、そして市民の皆様の御意見、あるいはお

知恵を拝借しながら一生懸命やってまいりたいというふうに思っております。また、そういうことが感じられましたら、個人的にも御指摘をいただきたいというふうに思うわけでございます。

そういった形の中で、指名入札から一般競争入札へというお話でございますが、これは昨今よく言われておりますように、いわゆる談合という問題の中で一般競争入札にしていったらどうだということがあるわけでございます。そういった流れということも私も十分理解をしているつもりでございます。私ども弥富におきましては、平成18年4月、建築工事5億円以上を対象に一般競争入札を導入し、弥富中学校の移転改築工事等で執行してまいりました。そして、またことし7月より、これは6月の議会でもお話をさせていただいたんですけれども、土木工事は8,000万以上、そして建築工事は1億5,000万以上、その他工事1億円以上として、一般競争入札ということで対象を拡大させていただいております。また、ことしの8月から9月にかけて行いました下水道工事におきましては、総合評価方式という新しい方式によって一般競争入札を実施し、落札者を決定したところでございます。総合競争入札というのは、その企業の持っている技術力であるとか、あるいはその工事を請け負うための技術者、そのレベル、あるいは災害協定等を含めたいろんな形の中で精通している、あるいは貢献しているというようなことが総合評価方式として点数になるわけでございます。そういった形で下水道工事を落札させていただきました。これは発注者が、先ほども言いましたように、業者の技術的能力を適切に審査し、価格だけではなく、その技術力を評価し、総合的にすぐれた業者を選定する方式であり、ダンプの防止、あるいは不良・不適格業者の排除、談合の防止等の効果があり、現在、国や県が奨励しているところでございます。

これからの入札制度につきましては、さまざまな研究を繰り返し、やっていくつもりでございますけれども、一つは地元業者を育成するという観点から、指名競争入札も続けてまいります。また、一部の特殊なものにつきましては、随意契約という形の中で考えていきたいというふうに思っております。

2点目でございます。桜学区の小学校の問題でございますが、これは過去に学校整備検討協議会というのを2回開催いたしまして、この3回目を10月に予定させていただいております。その間、2回の中におきましては、さまざまな皆様から御意見をいただき、そしてまた私どもの考えている案も御提案させていただきました。そういった中において、第3回目の学校整備検討委員会の協議会等においてさらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

先ほど大原議員から、全国の小・中学校の中で6校が実施されているPFI事業の御質問かと思っておりますけれども、このPFI事業というのは「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」という造語でございますけれども、これは公共施設等の設計、建築、維持、運営に

民間の資金とノウハウを活用して財政支出を削減するというものでございます。そして、より高いサービスの提供を行っていくということを目的としているわけでございます。しかし、このPFI事業というのは、まだまだ私ども民間の能力というか、例えば教育における能力、あるいはさまざまな運営における能力、あるいは学校建設そのものに対して全体でまだ6校しか実施されていないというその実績から考えて、導入に向けては一生懸命考えなきゃいけないかもしれませんが、現状のところ、PFI事業で学校建築は考えておりません。御理解を賜りたいと思います。

それから、30億、10億の話は一つの話の中で出てきた問題でございまして、現在の中学校が四十数億かかっておるわけでございます。そういった形の中でお話をさせていただいて、小学校をつくる場合には30億ぐらいはという概算の数字を言わせていただきました。また、十四山西部小学校の改築の問題については、約10億ぐらいはかかるんじゃないかなあという一つの話の中で話をさせていただいておるわけでございます。

続きまして、流域下水について、一般的には家庭内が消費者側、支線・幹線が市側であり、地震の液状化の場合にはどうなるかという御質問でございましたが、地震の規模だとか、そういう形においてもいろんなものがあるかもしれませんが、いずれにいたしましても、現状の下水道法におきましては先ほどお話ししていただいたとおりでございまして、消費者側というか、受益負担という形でやっていただいておりますところについては今後もそういった形で、地震が発生した場合においても、家庭内のことは個人の方で面倒を見ていただくということで考えております。いずれにいたしましても、広域下水といった形の中で御理解を賜りたいわけでございます。また、今、各地区におきましてもそういう説明会をさせていただいております。そういった中で、議員の皆様にも広域下水に関する御説明、またお願いをしていきたいというふうに思っております。

それから、最後の御質問でございしますが、来年の市議会議員選挙のポスターの件につきましてということでございます。

選挙運動用のポスターの公費負担制度というものは、1993年に公職選挙法が一部改正され、金のかからない選挙の実現と、候補者間の選挙運動の機会均等を図るためとして始まった制度でございますので、私どもはこの法律の趣旨にのっとり、この制度は継続していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 入札がきちっとやられておるといふふうなお答えのようでありました。

弥富市でも、1人で事業をやってみえる方、あるいは5人でやってみえる方、そういう方でもいわゆる指名願を出されておるわけ。1人でやっておっても、仕入れの会社、あるいは

サポートをしてくれる会社があって、そういう中でやれるわけです。今回、請負契約された業者、あるいはその請負業者の次点の方を見ると、ほとんどの値段が同じようになっております。例えば、162万7,500円の次点の方が3万1,500円、934万5,000円の次点の方が3万1,500円。これでは、どうやって積算をしたのかということが、市民が考えてもわかることだと思います。もう一つは、315万の次点の方が5万2,500円、そして582万7,500円が5万2,500円、598万5,000円が5万2,500円、661万5,000円が同じく5万2,500円、357万が5万2,500円の5件です。この5件の方が値段的に一緒。多少差があればいいんですけど、こうやって見ると、全く積算のできない方が入札を受ける。そして、積算のできる方は入札ができないということが明らかにしております。もっとひどいのは、262万5,000円の次点の方は10万5,000円、661万5,000円の方も次点が10万5,000円、840万の方も次点が10万5,000円、1,029万の次点の方が10万5,000円。これが4件あります。もっとひどくなると、346万5,000円の次点の方が21万、1,386万の次点の方が21万、1,522万5,000円の次点の方が21万。この方が3件あります。差から見ると、1,000万以上の差があって21万しかありません。これでは、服部彰文市長の、市民の税金を一円たりとも無駄に使わず、効率的、円滑にするという公約は、全く市民にしたら受け取ることはできません。

そして、私は3日にいろんなところから聞きました。これは市民の方の意見でありますから、ひとつ読み上げます。あるお母さんは、市長からは青少年健全育成の場で立派なごあいさつをいただきましたが、市民としての約束ができず、生徒の前であいさつができますか。私は子供が大事だから、やっぱりしてもらったらいけないんじゃないかなあと思っておりますということです。ある学区の方は、服部市長は給料を20%下げるということでありました。だけど、服部君は若いから、まあ公約は仕方がないわなあ、守らないわなあという意見もありました。給料を4年間上げないという約束を上げるというなら、立候補するときに最初から給料の20%をとらなきゃよかったがなあという意見であります。それから、ある会社の方は、私は10月に退職をしますということであります。この方は、会社とのそういう約束で10月にやめられます。だけど、あと2ヵ月おればボーナスがもらえると。私も市長と同じように、公約というか、会社との約束を破りたいわという意見もありました。それから、議員の給料については、私は上げない方がいいなあというふうに言いましたけれども、弥富市は来年2月に選挙があります。3月から18人の新しい議員になるから、30万から40万はやむを得ないなあというふうに言われました。だけど、市長の場合はあと3年半いわゆる選挙がありませんので、選挙のあるときに給料を上げるのが普通であり、これは全く便乗的な上げ方だと。議会を物にして、そして市長の給料を上げておるということであります。それから、服部市長の同級生の方が、大原さん、服部が約束を守らなんだら、はっきり教えてやってちょうよという話でありました。

それから、学校のことにつきましては市長が先に答えちゃったんですけども、PFIというやつは民間活力を導入するということで、今全国で学校が33あります。市長は6とか何かというふうに聞こえたけれども、近いところでは東郷町、それから四日市、それから横浜、府中市、そういうところがあります。また、図書館については、この近くで桑名があったり、それから公共施設については全国で100以上あるんじゃないかなあというふうに聞いております。3日には市長は、みずからできるものはみずからすることが大事だということを言われました。当然これは市長が言ったことだと思います、私は。そういうふうに受けとめました。

下水については、先ほど言ったように、今の学校について30億か、おおむねですけどもかかるというふうですけども、下水はそれほど緊急性のあるものじゃないというふうに市民の方が言っております。来年からは、いわゆる土地の見直しがあります。この中では、愛西市は市街化を緑地化にするということで、この10月までに、市街化にある土地については市の方に申し出て、そしてそこで審査をすると。弥富市も、ある方にちらっと聞くと、市街化を生産緑地にしたいということでもありますので、そうなれば、全く下水というのは必要性がないと。平島の場合は都市下水でやっておりますので、都市下水というのは住宅が建ててこそ都市下水です。それを生産緑地というふうになってくれば、まだこれは決定はしておりませんが、来年には見直しということがありますので、この間言ったように、隣の市がやられたら弥富市もそういうふうに倣うという答弁でありましたから、この辺について再度お伺いいたします。

ポスターについては、今言われるように選挙法が改正されて、そして市についてはポスター費は出すということになっておりますけれども、今まで町村の場合は議員が自分で出しておりました。引き続き第1回ぐらいはそうやって、よその市も見ながら、問題があって今岐阜県では市民が訴訟まで起こしておるということでありますので、ガソリン代とか、そういうのがついたり、いろんなことがあると思いますけれども、こういう点については答弁はしていただかなくても結構ですから、あと3点だけを短く答弁をいただきたい。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） さまざまな御質問でございますので、順序が入れ違う場合もありますから御了解いただきたいというふうに思います。

一般競争入札という形の中で私どもは公共事業をそれぞれ発注させていただくわけですが、そういった中でいわゆる入札価格が積算できないという業者においては、仕事は回しておりません。そういった形では御理解いただきたいというふうに思います。それぞれ公共事業に対する入札価格はいろいろな形で提示されるわけですが、これが明らかに談合というような疑いがある場合においては、私どもは強い姿勢でその業者等に臨んでい

かなきゃいかんということは常々思っておるわけでございます。もっとひどい場合には、公正取引委員会とも一緒になって考えていかなきゃいかんということでございます。

それから、公約のことがまた再度出ておりますけれども、いろんな形の御意見もあろうかと思えます。私は、そういう一つ一つの御意見を真摯に受けとめさせていただき、今後の自分の行動指針にしていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議員の給与及び特別職の給与につきましてでございますが、これは先ほどのときにも御説明させていただきましたけれども、改めてお話をさせていただきます。

いわゆる市議会議員の報酬の額と、市長・副市長・教育長の特別職の給料の額の条例の改正につきましては、昨年4月1日の町村合併、市制施行に向けた合併協議会の具体的な調整内容で、議会議員は来年2月29日まで在任特例を適用し、報酬は旧町村の額とするということで決定されたものでございます。在任特例期間の満了が近くなったことにより、見直すものでございます。また、特別職の給料は、合併、市制施行時に見直す場合が一般的ではございますが、本市の場合は編入合併方式を採用してきたこともあり、議員報酬の見直し時期まで見直しを延期したものでございます。今回一緒に見直しをさせていただきたいということでございます。

去る7月25日に特別職報酬審議会等を開催させていただき、その協議経過につきまして御報告申し上げます。

特別職の報酬、給与等は統一的な基準がなく、他市の状況を見ますと、それぞれの自治体の事情や状況により定められているのが現状でございます。この状況の中でありまして、この審議会は、基本的な考え方として、私どもは7万人以下の人口の市町を11市、その参考として上げさせていただきました。それから財政状況ということにつきましては、いわゆる財政力指数というものを参考にさせていただきました。そのほか、地域事情、職務内容、行政的な事務事業のかかわり等を総合的に考慮する方向で協議され、条例案のとおり答申を得ました。

その理由でございますが、地方の財政状況は厳しい状況が続いており、行財政基盤の強化を図るためには、人件費を抑制するという観点も必要ではありますが、類似する自治体や近隣の自治体の報酬、給料の額の状況、議会議員の定数削減の状況等について総合的に勘案し、合併による区域の拡大及び市制の施行により、従来にも増して市長を初めとする特別職の職務は多様化し、その職責は極めて重くなり、これに見合う報酬等が必要であるとの考え、さらには議会議員に対しては、幅広く住民の意思を反映させるためにも、志のあるだれもが議員として活動しやすい環境を整備するものであるという考えにより結論を出させていただきました。議員の皆さんにおきましては、広く市民の負託にこたえていただきたいということでございます。

ちなみに、来年実施される選挙から議員定数が18人と削減されるため、議員報酬等の総額につきましては年に約1,800万ほど削減されることとなります。私としては、この特別職報酬審議会の答申結果を尊重し、条例改正案を提案しましたので、御理解を賜りたいと思います。

また、私の20%カットの問題でございますが、私自身が20%カットするということは私的な問題でございますので、先ほどした公の機関の答申結果と、この特別職の給与改定におけます20%のカットとは相矛盾するものではないと考えております。以上でございます。

それからPFIの問題、いわゆる学校建築において民間の資金、あるいは事業ノウハウを活用したらどうかということでございますが、これにつきましては、まだまだ相当な調査をしていかないと、小学校・中学校の教育ノウハウというのは私は大変難しいものがあるだろうというふうに思っております。だから、現行としては、PFIを使った形での学校建築は考えていないということでございます。

それから下水の問題でございますが、下水の問題は大変お金がかかります。今現在、3市5町村の中で進めていただいております日光川の流域下水におきましても、その第1次供用開始を平成22年に置いておるわけでございます。そういった形の中で、住民の皆さん、市民の皆さんの御理解を賜りたいというふうに思っておるわけでございます。いわゆる下水工事というのは特別会計で処理されておるものでございますけれども、そういった形の中でこれからは大変な借金といったものが残るわけでございますけれども、それと同時に、私どもとしてはきちとした社会資本を後世に残していくんだという形においても、この広域下水、あるいは集落下水というものは必要だろうというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 私が言っておる入札については、できることなら他町村の人じゃなくて、弥富の人にできるだけ多くやっていただきたいなあと。他町村から来ておる人の入札がこの値段では、何だということになります。災害が起きたときには、自分の地域でやった工事だから業者もよくわかっております。そうすると復旧も早くできます。こうすることで、市長は考え方が私とちょっと違うと思うんですけども、最終的な決断はあなたが判を押すんですよ。それだから、こういう入札制度というのをきちとしていただかなくては約束が違うということでありませう。

それから、下水についてもそうですけれども、例えば地震があって、使用させている支線・幹線に流れんようになったら、アパートやマンションを経営してみえる方は、そこの住宅に住んでいる人はみんなすぐに出ていっちゃうわけ。最近、市長も御存じだと思うけれども、礼金や保証金はもらえないんです。だから、いいところへすっと変わって、それだけ。

そうすると、運送賃は3万円か5万円かかるかわかりませんが、そういうふうには不便にならばずっと変わるということになっておりますから、できることなら今の合併浄化槽をそのまま利用して、そしてその中に柵を入れる、そういうサイホン方式ということもこれからは考えないと、自分の屋敷内で故障したものは簡単に直ります。だが、遠いところで汚泥が流れんとなると、オーバーフローしてしまいます。そうなったときには、汚くなったり、いろんなことになるので、そういうことを含めて、あるいは中にはコミュニティの案でやってみるところも1ヵ所ありますけれども、その団地なんかは1ヵ所へ全部流してやっておるわけ。そして、そこでやってみるわけね。一般家庭だと、大体合併浄化槽は年に2万円そこそこかな。私のところはちょっと大きいからかかりますけれども、それだけの負担です。これは、下水が流れんときがあるから、私はそういうふうなのはどうかあということ。だから、アパートやマンションを持っている人は市がそういうのを補償してくれるのかなあということ聞いたわけでありませう。

それから学校については、桜学区でも平島町だと今約6,800人ぐらい住んでいただいております。世帯数では2,300ぐらいあります。来年の3月31日までには、また約200ぐらいの軒数がふえるわけです。こういう中で、学校が必要ということはだれしも思うわけでありませう。

それから、もう一つ学校のことについてですけれども、余分なことになるのでいけませんけれども、空き教室というのがあって、国の方ではもう何年か前に357万負担をしてやっておりましたが、これが廃止になって、そして、県・国・市が3分の1ずつ持つということもうたってあるわけです。だから、そういうところに学校をつくってあげれば、その中で勉強したり、あるいは災害の練習もしたり、いろんなことがあると思うので、やっぱり服部市長が市民に訴えたこときちっとしていただく。

それから報酬についてもですけど、報酬は、市長選に立候補するときにこういうふうになるということはわかっておるわけです、まだ値段は上げてなかったからね。そこへあえて自分の給料を20%カットするというので、給与と給料とは違うんだから、そこも含めて今の20%カットということだから、これは学識ある経験者の方だったらそういうふうに使われませう。この辺について、再度お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） ちょうど開議しましてから1時間を少し過ぎたので、ここで11時30分まで10分休憩をします。

~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

まず、市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

少しお話が食い違うところもございますようですので、私の理解度が足りないところはお許しをいただきたいというふうに思います。

指名競争入札、一般競争入札というお話でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたように、ちょっと議員の御質問が地元の業者を大事にしていかなきゃいかんじやないかというようなことでは指名競争入札かなあというようなこともあるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今後一般競争入札ということを中心にしながらも、やはり地元の業者の育成ということについても考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから下水の問題でございますが、今弥富市は公共下水というものを工事させていただいております。こういった中において、合併浄化槽だとか、いろいろな形の問題も多々ございますけれども、いわゆる公共下水が供用開始となりました場合においては、速やかにおつなぎをいただきたいというふうに思っておりますので、この基本をぜひ御理解賜りたいと思っております。

それから、桜学区の学校の問題でございますが、これは再三述べておりますように、これからは1回、2回、整備検討委員会というようなものを開催させていただきながら一つの方角性を皆さんと確認していきたい。そして、そういった確認事項につきまして、また議会の皆様にも御提案申し上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、議員及び私ども特別職の報酬でございますけれども、こういったことについては、昨年4月1日の合併の段階で特別職の給与をきちっと改正していただければよかったというふうに思うわけでございますが、私自身が市長としての給与をいじるわけにいかんわけでございます。そういった形の中で、私のこの問題と、それから皆さんの議員報酬というのを今回一緒になって見直しをしていただくということでございますので、御理解を賜りたい。

そして、私の給与の20%カットということにつきましては、もちろんこれは継続でございますけれども、こういった問題とは違う問題であるということで、矛盾は発生していないというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 重ねて言われたので言いますけれども、市長の場合は上がるのは来年からだから3年ですけれども、大体アップ率というと2万8,000円ですね。3.9%ぐらいですから、3年間で100万そこそこですわ。私も服部彰文市長を支持しておりますので、やっぱり次の選挙にも当選していただきたい。こういう若い人だから、やっぱりリーダーシップをとってやっていただきたい。だから、こうやって言うておる。私は抵抗勢力ではありませ

んから、応援しておりますから、この辺を間違いなく、ああ大原は一般質問をこう言ったから、あいつはおれの敵だなあというふうに言われるといかんの。抵抗勢力ではありません。私は市長より五つも年だから、やっぱり年をとっておる者がある一定学識を持ってということで、私も24年間、市議員をやらせていただいたので、わかるところはわかりながら、5月でしたか、福寿会の総会には約580人ぐらい行かれました。市長もその中では、福祉については怠らない。そして、今後行政については皆さんの御指導をいただきながら一生懸命円滑にやっていきますというふうだから、私も65で福寿会へ入っていましたからそういうふうに言いましたから、それほど心配してお答えいただかなくても結構ですけれどもね。

学校については、平島が先ほど言うように2,300軒ぐらいありますので、こんなことはいかんけど、民間の活力を使うお金ぐらいだったら30億ぐらい平島でも集まって、市長がいいと言うなら学校ができるぐらいね。民間にすれば、約30億かかっても大体2割ぐらい安くなるから24億ぐらいでできると思いますけど、へたするなら、平島ぐらいの会社を持っている人もありますので、1社ぐらいでも25億ぐらいだったら貸しましょうというぐらいの力のある人もあります。

下水については、市長の言われるように都市下水がどんどん進んでくる中で、市長も1月17日のときに市街化をつくるという公約をされて、新聞に載っておりました。そのときにも、鍋田、あるいは白鳥、ちょうど市長が住んでみえる方にしても、できたら市街化をひとつお願いしたいということがありましたので、含めて今後検討していただいて、答えるとなるとまた市長が余分なことをしゃべるといかんの、そこで結構ですから。

これで終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に、浅井洋子議員。

15番（浅井葉子君） 浅井でございます。

議長の指名をいただきましたので、通告にしたがいまして3件8項目にわたり質問させていただきます。

最初に、小・中学校の安全対策について質問いたします。

1項目めの小学校の門扉設置についてと防犯カメラの設置について質問いたします。

本来学校は、生徒・児童が夢をはぐくむ安全で楽しい場所でなくてはならないと思います。しかし近年、学校を発生場所とする犯罪が全国でふえ続けております。特に、不審者が侵入するという事件が急増しております。本当に弥富市の学校は安全なのでしょう。入り口を1カ所に限定して、来訪者のチェックは最低限必要なことと思います。そして、不審な人物を発見したらすぐに警戒態勢をとり、児童・生徒の安全を確保しなくてはなりません。

私は、弥富市内の小学校7校、中学校3校の門扉の設置状況を調べてみました。各学校を回りにして写真を撮影し、その写真を担当の課に提出してありますが、見ていただいてもわ

かりますように、十四山地区の小・中学校については門扉が設置されておりません。また、特に道路に面した校舎の裏面においても何も設置されておりません。未来を担う子供たちが安心して勉学に、また運動に励むことができるようになるのか。子供たちを守るために、この弥富市は自治体としてどれだけのことができるのか、真剣に取り組むべきと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

続きまして、防犯カメラの設置について質問いたします。

今建設中の弥富中学校では、カメラつきインターホンと、駐車場から校舎に入る出入り口に電動扉を設置した安全装置が設置される予定で、6月議会の佐藤良行議員の質問の中でそのようにお答えをしてみえます。全国的に小・中学校に防犯カメラ導入が進んできております。防犯カメラは、侵入を企てる者に心理的圧迫を与えるということもありますし、また犯行を断念させるなどの犯罪の抑止効果が大きいと思います。防犯カメラにより、警察への通報、児童・生徒の避難など迅速な対応も可能であり、その意味では、私は特に弱く、若い児童が学んでいる小学校すべてに防犯カメラを設置することが望ましいと思いますがいかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

一番最初の2項目にわたって質問いたしました。よろしく願いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 浅井議員の御質問にお答えします。

不審者には閉ざされた、地域には開かれた学校を目指しまして、子供たちが安全で安心して学校生活を送ることができるように、施設整備を段階的に実施してまいりました。門扉につきましては、旧弥富では弥富中学校を除いて全部の学校に設置してあります。また、新しい弥富中学校にも設置をいたします。十四山地区の3校につきましては設置してありませんが、昨年、十四山東部小学校の給食通用門に設置をさせていただきました。十四山東部小学校、十四山中学校につきましては、社会体育施設の方と併設になっておりますので設置が難しいという部分もございますが、できるところから設置していきたいというふうに考えております。

また、防犯カメラにつきましても、門扉と同じように順次設置を考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 整備を進めてまいりましたと。十四山東部小学校、また十四山中学校は施設が併用しておるからなかなか難しい。できるところから進めていきたいというお話なんですけど、これはいつ起こるかわからないという状況でございます。合併させていただいてから、旧弥富町の方の学校を教育課も見ておっていただければわかると思います。もう1年半たってきております。やはり同じ弥富市民の小・中学校の生徒でしたら、また児童で

したら、同じ状況を早急につくっていただきたい、そのように思っております。

また、防犯カメラも順次進めていきたいという御返事なんですけど、順次というのは、はっきりいつぐらい、またどれぐらいの期間を予定してみえるか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えします。

まず、十四山地区の門扉でございますが、先ほど答弁しましたように、まず東部小学校の給食通用門を設置させていただきました。あと十四山東部小学校はほかにも何ヵ所か通用門がございます。同じく西部小学校、中学校もありますので、財政的なこともございまして、財政の担当の方とそういうものの調整をしながら、一つずつでも順番にできるところからやっていきたいと思っております。

また、防犯カメラにつきましても、浅井議員さんおっしゃったように、子供たちの安全のために、学校は本当に安全でなくてはならないという場所でございますので、そこにつきましても、まだ旧弥富の学校もすべてが設置はされておられません。それも、先ほどの門扉と同じように、いつごろまでとここではちょっと申しかねますが、一つずつできるところからやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 今課長が申された東部小学校の給食の搬入のところに、移動式の、ちょっと囲いのようなものが設置されたんですけど、反対に私は、西部小学校の裏側の、本当に道路に面してあんまり人が通らない、木がうっそうと茂っておる、そういう出入り口が3ヵ所あるんですわ。そこが全然手つかずになっておる。本当に子供たちのことを考えてみえるのか。東部小学校の給食の入り口のところは、前に商工会、また土地改良、いろいろ人が出入りし、反対に、西部小学校の裏側の通路は本当に人が通らない場所であると思えます。やはり学校を担当してみえる課、また次長さん、教育長さん、いろいろ私が写真を提出させていただきました。それを見てどのようにお考えだったでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

私も拝見いたしまして、まず門扉等につきましては、非常に今まで整備がおくれているなあというように実感いたしましたので、できる限り財政当局とも相談いたしまして、子供の安全・安心のために進めてまいりたいと思えます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 整備がおくれているなあと認めていただきました。ぜひともその認

めていただいたのを実現に向けて進めていただきたい、そのように思います。

2項目めの質問に入ります。不審者情報の携帯電話へのメール発信を住民に拡大することについてお尋ねをいたします。

東浦町では、町内の不審者情報、また学校教育課情報を携帯電話で得ることのできる学校メルマガが行われております。このサービスは東浦町のホームページで紹介されており、登録ができる方法になっております。今、弥富市ではPTAの保護者を対象にこのメール発信が行われていると思います。今回、この行われておる不審者情報のメール発信は炭竈議員の一般質問で取り上げられ、現在、PTA、保護者の84%の方が登録されておると聞きます。非常にいい制度だなあと私も思っております。住民にこの不審者情報を拡大することによって、児童・生徒・住民が事件や犯罪に巻き込まれることがないように、市内各地で発生する不審者情報を提供して、防犯パトロールなどにも活用していただけたと思います。子供たちを市全体で守る。また、市民が安心・安全なまちづくりを目指す意味でも、この不審者情報を住民に拡大する必要があるかと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 住民に対するメール発信の御質問でございますが、現在、保護者につきましては、先ほど浅井議員さんがおっしゃったように、84%ほどの方が登録をしておみえになります。緊急時の対応をいち早く保護者の皆様にお知らせしたり、学校行事の案内等に活用していただいております。保護者からは知りたい情報を早く知ることができるということで好評でございます。

これを住民に拡大ということでございますが、教育課としましては、今、児童・生徒・保護者の方へ発信をしておりますが、住民について教育課としては考えておりません。今後、防災安全課の方と横の連携をとりながら調整を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 東浦町では担当が教育になっておりました。教育課としては考えておりませんという本当に寂しいお答えです。防災安全課の方は連携をとりますということなんですけど、防災安全課としては、このように地域全体で子供たちを守る、またその犯罪に巻き込まれないように、安全・安心の意味で、その担当の方と思いますが、防災安全課長にお尋ねをいたします。このような不審者のメールをホームページ等で紹介して、だれでも登録できるというような体制は考えておみえでないでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

メール発信を住民に拡大ということでございますけれども、現段階では実施しておりませ

んけれども、今後の研究課題とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） また今後の研究段階とか、今後考えていきますとか、そういうようなあやふやなお話なんですけど、これはいつ起こるかわからないことでございますので、今後研究していただいている間にまた1年、半年たってしまう。実際に、もうこのように行われておるところが多数あるんです。その担当の課長で、今までそういうような情報も多分いろいろ研究されてきたと思います。ぜひとも今後研究するというような返事のないように、今までの経過はどうだったんでしょうか。こういうことがあるということ自体、御存じなかったんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災課長。

防災安全課長（服部正治君） 御指摘のとおりでございます。研究してなかったかと言われると、十分にはしていません。今後、研究もまたしてまいります。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 私は別にいじめるつもりはありません。どちらにしても、やっていただかないことには生徒・児童の安全が守られない、そういう気持ちでありますので、本当にちょっと寂しいなあという思いでいっぱいです。この教訓を生かして、ほかの市町村とも連携を持ちながら、いろんないい施策に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

では、3項目めの質問に入らせていただきます。

きのう十四山地区で行われました防災訓練の中にもAEDの訓練がありました。今回、私は小学校にAEDを設置してくださいということで質問をいたします。

突然死の死因のほとんどは心臓疾患です。119番の救急通報から救急隊が到着するまでの間の適切な処置が生死を左右することもあると思います。十四山村のときに、マラソンをされていて突然小学校の生徒が亡くなったという、そんな本当に悲しいことも思い出されてなりません。ああ、あのときにAEDがあったらあの子は助かっておたんじゃないか、そんなことも思います。児童のとうとい命を守り、救える体制を整備することが必要かと思いますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） AEDの御質問についてお答えいたします。

今年度、中学校3校にAEDを設置させていただきました。小学校には来年度設置をしたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ありがとうございます。来年度設置という、いいお答えをいただきました。やはり大事な子供でございます。予算云々言っておらずに、できることから前向き

に取り組んでいただきたい、そのように思います。

では、4項目めの質問に入らせていただきます。

市民の皆さんとか、また児童・生徒が行う各種スポーツ大会、その他各種行事の開催時にAEDの貸し出しについてお尋ねをいたします。

心臓突然死で病院外での突然の心停止者は、全国で2万人から3万人と言われております。心停止後3分以内に救命措置を行った場合の救命率は約70%ですが、救急車到着までは、きのうのAEDの講習の中にもありましたように、救急隊の方が話をしてみえましたが、このごろちょっと到着がおそくなっておりますというお話がありました。平均6分から10分ぐらいはかかるのではないかと思います。1分経過するごとに救命率は7%から10%低下することから、救急車が到着するまでの間の救命活動が、先ほども申したとおり重要となってまいります。他の市でも、このようにAEDの貸し出しという取り組みが多くされております。弥富市として、このようなAED貸出事業を行う考えはありませんか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

各種スポーツ大会等へのAEDの貸し出しについてですが、当市においては、いろいろな会場、屋内・屋外でやっておりますが、スポーツ大会が開かれておりますので、今後は各大会に貸し出しできるようにAEDの購入を考えていきたいと存じます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） ぜひとも早急に貸出体制をとっていただくということをお願いいたします。

5項目めに入らせていただきます。

今月の広報に弥富市の公共施設のAED設置の紹介がありました。市役所、総合福祉センター、総合社会教育センター、いこいの里、白鳥コミュニティセンター、十四山スポーツセンター、十四山総合福祉センター、市内7カ所に設置されたと掲載されておりました。このように、市内7カ所に設置していただいておりますが、AEDは室内にしか設置されていないかと思います。休館日、夜間には使用することができないのではないのでしょうか。いつ起こるかわからない心停止に、せっかく機器があっても使えない状況が生じることが想定されております。そこで、市民がいつでも使えるような設置体制をとるということは考えてみえませんか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

休館日においては、事前の貸し出し等や、または各施設間での調整をしながら緊急時に対応できるように考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 貸し出しを考えておりますということなんですけど、私もちょっとほかの市とかを調べてみたら、玄関の外、壁面、そういうところに設置してあるところが多く見かけられました。そういうことは今後考えられませんか。この設置場所を、かぎがかけてあっても外の玄関の壁のところとか、そういうところに変更されるような考えはありませんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 今言われたとおりに、他町村の動向を見ながら、うちの関係課とも調整しながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） ここで昼になりましたので、昼食の時間を設けます。13時30分に開会しますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

浅井議員、継続して質疑をお願いいたします。

15番（浅井葉子君） 午前中に引き続きまして質問させていただきます。

テンションが上がったのが何かお昼でちょっと下がってしまったなあと思っておるんですけど、2件目の質問に入らせていただきます。

子育て家庭優待事業について質問いたします。

愛知県は、今年度から新たに子育て家庭優待事業を始めました。子育て家庭を地域全体で支える事業で、協賛店舗を募集して、18歳未満の子供さん及び保護者、または妊娠中の方がカードを提示した際に、各店舗で独自に定めるさまざまな特典や優待サービスを提供していただく事業です。愛知県は、このように安心して子供を産み育てることのできる社会の実現を目指し、事業の共同実施を市町村に働きかけるとあります。現に名古屋市、春日井市、豊川市で実施されるそうです。弥富市としてもこのような事業の取り組みをいかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 議員のお尋ねにお答えをします。

議員がおっしゃられたように、子育て家庭の優待事業につきましては、今年度から新たな事業で愛知県が取り組まれている事業でございます。弥富市としては、人口減少社会を迎え、少子化対策が重要な課題であると認識はしておりますが、協賛店舗の優待策や協賛店舗の有

無等の問題もありますので、その効果には期待はするものの、関係各課と連携し、子育て支援策の一つとして研究をしてみたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 商工労政課長の方から御返答いただきました。

やはり商工会の協力なくしてはこの事業も成立しないということで、商工労政課長の方からの御返事だと思います。どちらにしても、少子化対策、子育て支援、これからこの弥富市を背負っていく子供たちに少しでもいい事業を前向きに取り組んでいただきたい、そのように思いますが、市長はこのような優待事業についてどのような考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 浅井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど商工労政課長が答弁いたしましたように、名古屋市、春日井市、豊川市というところが開始のための準備をされたということでございますので、そういった中で私どもも他市に勉強させていただきながら、少子・高齢化、あるいは子供さんに対する子育て支援というようなことについても勉強させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 前向きなお答えをいただきました。

このカードとかお店に張るステッカー、そういうのをちょっと調べさせていただきましたら、県の方で配付されるということでございますので、実質、弥富市としての予算計上というものは今のところ必要ないかというように思っておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

3件目の質問に入らせていただきます。防災ネットの拡充ということで質問をさせていただきます。

1項目めの地震、災害、防犯情報を携帯電話やパソコンで見ることのできる防災ネットについて伺います。

地震や台風、また市内に災害が起こったとき、避難勧告や避難指示、避難情報など市民の皆様スムーズな情報伝達が必要かと思えます。今年度は同報無線の整備が始められて、同報無線も情報提供には大変有効かと思えます。しかし、いつ起こるかわからない地震、住民の皆様が市内じゃなく、市外の勤務先、また学校など同報無線の届かない状況等を踏まえますと、携帯電話やパソコンに情報を発信することが必要かと思えます。これも他の市では、もうそのような取り組みを行ってみえます。市民の安全・安心を守るためにこのような取り組みはいかがお考えか、担当課長にお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

地震、災害、防犯情報等を携帯電話で見ることのできる体制ということでございますけれども、これにつきましては、国とか大手電話会社的なレベルの問題でありまして、やられているところはあるかもしれませんが、本市としては、しばらくその動向を見守ってまいりたいと考えています。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 見守っていただいております間に災害が起こった場合、どのように考えてみえますか。国とか大手、そんな問題じゃございません。現に行ってみえる、そういうところがあるんです。今の御返答でいきますと、見守っていると。防災安全課長としてどのような考えでそのお答えをいただいたか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災課長。

防災安全課長（服部正治君） 私的なことでございますけれども、そういう市があるかもしれませんが、そういうところを参考にして今後研究してまいります。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 私がこのような質問をさせていただいて、それで今後研究をしていきますと。そうじゃなく、防災安全課長は市民の安全・安心を守る本当に大切な方だと思います。人に指摘されてから事を行うのではなく、備えあれば憂いなしと。よく防災講習会とか消防の発表会とか、そういうところへも担当の課長は出かけていってみえると思います。防災というのは限りない闘いだと思います。ぜひともゆったりと構えるのではなく、他の市の先頭に立つような、そんな防災対策というものをとっていただきたいと強くお願いをさせていただきます。本当に非常に残念な回答でございます。

2項目めの火災警報器の設置と高齢者世帯・障害者世帯に対する補助制度についてお尋ねをいたします。

今回、消防法及び市町村条例により、すべての住宅に火災警報器の設置義務化が平成20年6月から施行されます。昨日行われました防災訓練の折にもパンフレットをいただきました。今まで啓発活動は広報とかで掲載されているとは思いますが、まだまだ市民の皆様には十分に届いていないと思います。このように義務化されたことを市民の皆様にもどのように知らせていけますか、お尋ねをいたします。

続きまして、現在、弥富市では老人日常生活具給付事業でひとり暮らしの高齢者の生活の利便を図るために、火災警報器、自動消火器、電磁調理器などの給付がされております。合併前の十四山村ではそのような制度もなく、弥富市となっていていろいろ福祉面が向上した中の一つだと思っております。しかし、この給付事業はひとり暮らし老人などとありますので、

今回の火災警報器のように義務化されたものについては、給付を高齢者のみの世帯に拡充される考えはありませんか。

そしてもう一つ、障害者世帯にもこの火災警報器の給付事業がありますが、今回義務化される設置場所等が、階段とか、子供部屋とか、一軒の家でも設置が数カ所になると思います。現在の障害者家庭への対応はどのようにされておりますか。また、今後どのように対応されますか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 火災警報器の設置の啓発活動につきましては、広報「やとみ」や、ここにもありますように海部南部消防署のチラシ、これを各戸の方に配布して啓発に努めております。

次に、高齢者世帯に対する補助につきましては、弥富市老人日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、おおむね65歳以上の低所得の寝たきり老人、ひとり暮らし老人等を対象に給付してまいります。また、障害者世帯に関しましては、弥富市障害児・障害者日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき給付してまいります。したがって、今後もこれらの要綱に基づき実施していきます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 私が今質問させていただいた、ひとり暮らしのみじゃなく、高齢者のみの世帯に拡充される考えはありませんか。今の御返事ですと、全然拡充される予定がないというようなお話なんですけど。

それと障害者、家の中でも数カ所にわたるといことなんですけど、要綱に沿って、沿ってと言われますけど、この義務化されたことに対して万全を期していただけるか、その2点をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 老人日常生活用具給付等事業実施要綱に基づいて行っておるわけでありましてけれども、先ほど議員が言われましたように、ひとり暮らしの方だけではやはり片手落ちかと思っておりますので、同じような高齢者で、お2人だけというようなことについては前向きに検討していきたいと思っております。

それから、障害者の方につきましてもなるべく前向きに検討させていただきますが、原則としてはやはり法的な場所ということになりますけれども、今後検討させていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 質問させていただいて、答えていただく方が違うところも話が変わるものとびっくりしておるんですけど、民生部長の方から高齢者のみの世帯ということに拡充していきたいという旨の御返事をいただきました。ありがとうございます。ぜひとも弥

富市が、子供さんやお年寄り、そして障害者に優しい、安全で安心して暮らすことのできる、そんな弥富市を目指して行政の方も頑張っていたきたいと思いますし、議員から質問が出たら、今後検討しますとか、研究しますとか、そういう言葉のないように大いに努力をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 佐藤高次でございます。よろしくお願いいたします。

今回私は、弥富市は広大な優良農地を持つわけでございますけれども、そこにおける問題等を含めて質問をさせていただきます。昨今、循環型社会、またリサイクル社会という現状がある中で優良農地を持つ問題等を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、農政における事務の簡素化ということであります。

この問題につきましては、昨年の議会において質問をさせていただいたわけでございます。農政に関する事務を担当する組織が、行政、JA、共済組合と分かれていることから、書類が多岐にわたっている現状があります。しかしながら、行政事務の簡素化、効率化は取り組まなければいけない重要な課題であると考えております。避けて通れないと思っております。そういったことをいろいろ考えてみますと、水稻の作付状況、また麦、大豆を初めとする転作状況等のデータが共有可能なものがあると考えております。改善の余地は多くあります。ましてや、IT化が進む中、水田情報を管理するシステムを各種団体が統一して共有することは可能であると考えております。各書類の取りまとめ方法が支部長や生産組合長といった各地区の代表者に依頼している現状からしても、労力の削減に努めなければならないと思っております。また、利用権設定の状況などデータを共有することで事務の簡素化ができると考えておりますけれども、担当の課長はどのように考えておみえですか、質問をいたします。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 佐藤議員の御質問に解答させていただきたいと思っております。

基本的には、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたように、昨年の議会においてお答えさせていただいたとおりでございますが、その後、やはりこういった状況下の中でのことを一言つけ加えてさせていただきたいと思っております。

昨年度、愛知県におきまして、63市町村、これはすべてでございます。それから、すべての土地改良区及び連合体は138団体ございます。それから、愛知県の農業中央会、愛知県農業会議、愛知県土地改良事業団体連合体、これだけが構成になりまして愛知県土地改良事業団体連合体に「あいち水土里情報活用推進協議会」を発足させたところでございます。ここ

で地理情報システム（GIS）による農地に関する地図情報を活用いたしまして、農業振興地域を対象とした地図のデジタル化を進めると。そうした中で、農地、農業施設、これは今の用水路といったようなものも含まれますが、こういった情報を整備することによりまして、農政上の、先ほど申されましたような農地利用集積事業だとか生産調整、はたまたJA等の生産指導、地域の資源保全だとか遊休農地の解消、また広くには防災マップ等の有効活用を図り、汎用性の高い情報を一元化、また提供するということを目的に発足いたしました。そして現在、その調査及び問題点の検討に入っておるわけですが、こういった個人のプライバシーの問題、またはセキュリティーの問題等を今後検討いたしまして、めど的には平成21年以降こういったものの運用を図りたいということで今実施をしておりますので、ひとつ御理解が賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

4番（佐藤高君） 1年前の私の質問の返答が、かなり前進して回答をいただきました。非常にありがたいことと思っております。

個人情報の保護の件でございますけれども、この個人情報の保護というのはプライバシーの侵害を阻止するのが最大の目的と考えるならば、個人情報の有効活用を禁止するものではないと、そういうふうにとめることはできるわけでありまして、ぜひこの農政に関する事務を、一元化は無理であっても、様式の一体化を進めていただいて、より一層簡素化することを切にお願いいたします。昨年の質問の返答とは大幅に前進をいたしました。本当にありがたく思っております。実現に向けて御努力をお願いいたします。

続きまして、残土条例についてお伺いをいたします。

昨今、環境悪化を招く土壌埋立剤が公共団体の認定リサイクル製品として埋め立ての際に使われたことが社会問題となっております。そして、弥富市においても残土問題がマスコミに取り上げられたことは記憶に新しいところであります。起きてしまったことをどのように解決するかは、行政の指導力を問われることとなっております。今後、まちづくりや自然環境保全を推し進めていく上で、残土問題は大きく立ちのかる案件となっております。もし、不法な危険物や有害物質が含まれたもので埋め立てが進んでしまったら、環境が侵され、近隣住民には取り返しのつかない痛手となります。

弥富市の農業委員の方でも、田んぼを高くして畑にしてやるとか、低い土地なので土を盛ってやるという言葉で田のかさ上げという案件が上がってまいります。それを承認しておるわけですが、起こってしまったから対応することでは取り返しをつけることはできませんので、市民生活の安全を守る行政の機能を果たしていくためにはどうしたらよいかということを農政課長にお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 佐藤議員の残土条例等の御質問の中で、特に農地にかかわる問題が提示されました。

この農地にかかわる問題としましては、佐藤議員も御承知のように、さきの農業委員会の方で私どもも再確認をさせていただきました。農地のかさ上げや農地転用に係ります取り扱いでございますが、特に農地の造成につきましては、その残土の出所、どこの工事等により排出された残土か、どこの事業所に残土置き場としてどれだけの数量が集積されたものか、またそのうちどれだけの数量で造成するのかといったようなことを今の農地造成の手続の中に明記していただく、それを確認したところでございます。農地造成につきましては、耕作者、土地の所有者、それから工事施工業者の3者による誓約書も従来どおり添付をしていただくということで、これも再確認したところでございます。

それから、農地法上にもたれます農地法第4条、第5条といった許可申請があるわけですが、これは転用でございます。自分で農地から農地外にするもの、はたまた第三者がそこを転用するというものがあるわけですが、これにつきましても、これは転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要欄に同様の記載をしていただくということで、これを徹底するとさきの農業委員会の方で再確認をさせていただいたところでございますので、ひとつ御理解が賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

4番（佐藤高次君） 問題が起きてからのそういうルールの掘り起こしではなく、問題が起きる前にそういった約束事があれば周知の徹底をとことん行っていただいて、より一層の安全・安心な農地保全に努めなければいけないと思っておりますので、また関係の担当課の方で周知の徹底を行っていただきたいと思っております。

また別の観点から、海拔ゼロメートル地帯にある弥富市にとって埋め立ての事業は切っても切り離せない事業であり、埋立事業に使われる埋め立て用の土においても、先ほど述べたように不法な危険物や有害物質が含まれているものが使われ、農生産物に影響が出たら大変なことになるわけであります。埋め立て用の土が環境に適したものであるかどうかを見抜く必要性もあるわけでございます。しかしながら、残土問題への指導の現状は、土地の用途、土砂の性質により、河川法、農地法、産業廃棄物処理法などさまざまな法令が関与しております。緊急の対応が必要であるわけでございます。埋め立てに使われる土のチェックはどのように行われておるか、環境課長にお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

現在そういった条例はございませんので、特別そういったチェックはいたしておりませんが、例えば問題があった場合には、昨今の共同建設の問題でございますけれども、隣接の水

とか土について調査をさせていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

4番（佐藤高君） 地域のことは地域で決めていくべきだと考えております。環境破壊は気づかぬうちに徐々に進行し、一度失われた環境は二度と戻らないと。未来の子供たちに荒れた田んぼを残したくないという考えがあるわけでございます。ぜひ弥富市に搬入される残土について徹底したチェックを行っていただいて、安心な残土で開発が進められることを願っております。湾岸地帯を抱え、高速道路等も整備されていることから、企業誘致に大変有利な要素を整えております。今後、企業の進出が予想される中で、施設建設の際に弥富市に持ち込まれるであろう残土に対し、地域のことは地域で決めていくという姿勢を強く打ち出していきたいと思っておりますけれども、環境課長に再度質問いたします。このままでいいかどうかということでもありますけれども、もっと強烈なメッセージを発していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

埋立事業におけますところの土の性質とか性状、あるいは埋立方法の安全性の問題、これは非常に大切なことでございます。現在、私どもで把握しておりますところでは、愛知県下で二つの町がこういった土地の埋め立て、あるいは堆積といいますのは平地に土を山のように盛るようなことなんでございますが……について規制をする条例を制定しております。しかしながら、こういった規制条例は、先ほど議員もおっしゃいましたように、開発行為をむやみに抑えることにもなりかねません。したがって、条例の制定というのは、必要性は認めながらも非常に慎重でなければならないと考えております。

条例を制定したこの二つの町でございますが、ともに2006年に条例を制定いたしまして、現在1年余りでございます。今後、2町のこういった条例を制定した影響、あるいは今後の問題点などよく調査をし、そういった効果が認められれば、環境面を含めまして交通問題、あるいは災害発生時におけるさまざまな問題をあらゆる角度から慎重に検討すべきであると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

4番（佐藤高君） 慎重に考えていくということでもあります。

この問題についてでも、我々議員から質問があって答えるのではなく、行政の方から積極的に取り組んで、地域に情報を発信して安心な地域づくりを目指していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、安全な土で埋め立てられました農地で作物がつかられるわけでございます。野菜、くだもの、この生ごみの処理の減量化についてでございます。

現在、弥富市では残飯とか茶くず、料理くず、くだものの皮、魚の骨など台所の生ごみは可燃ごみとして扱い、焼却処理をされております。これは本当に便利でありがたいことと考えております。この可燃ごみを当日回ってみますと、目で見えるんですね。そうすると、3割から4割ぐらいは生ごみで可燃ごみが埋まっておるような感じがいたします。生ごみを燃やすということは、それだけのカロリーを使って大気を汚染するということにつながっていくわけであります。

そこで、生ごみは堆肥、肥料、エネルギーとして有効利用可能な貴重な資源として考えるならば、食の安全の上において、生ごみから堆肥をつくり、その堆肥で野菜をつくって食べ、その残存物から堆肥をつくることで循環型社会、またリサイクル型社会という、今、国で提案されておる環境社会が構築されていくわけでございます。農薬等を使わなくて、有機栽培として食の安全を求める消費者と、減農薬等の努力に務める生産者の双方のニーズにもこたえることができるわけでございます。小学校等の教育現場においても、この環境型リサイクルの現場を見て、体験することで食育や環境教育につながると考えております。有機栽培の野菜が生産され、より一層地産地消にもつながると考えております。そこで、この生ごみの減量化について環境課はどのように考えてみえますか、御質問をいたします。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の生ごみ処理のリサイクルにつきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、こういった生ごみ処理の現状、そして課題についてお答えさせていただきたいと思っております。

この生ごみ処理につきましては、現在の海部地区環境事務組合の前身でありますところの津島市ほか11町村衛生組合が、当時、これは旧佐織町にございます焼却場をつくるときに焼却ごみの中から生ごみを10%減らすという計画のもとに、各市町村、これは当時の1市7町で、いわゆる四つの村は除かれておりますが、こういったところから生ごみだけを収集し、実験的に生ごみの堆肥を行った経緯がございます。これは昭和59年から平成3年にかけて8年間でございます。その結果、処理費が焼却処理費に比べて非常に高くなる。あるいは、悪臭対策が非常に難しいという観点から、今度は各家庭で、当時はコンポストでございますけれども、こういったものを普及させ、同じように焼却ごみの中から生ごみを10%減らすという計画のもとに、それぞれの加入市町村が補助制度を設け、普及を図ってきたという経緯がございます。平成2年から平成16年度まで、旧十四山村で647基。平成11年ごろから機械式の生ごみ処理機が普及しました関係上、うち64機は機械式でございます。それから、旧弥富町におきましては1,910基、うち機械式は469基となっており、この件数をそれぞれ十四山も弥富町も補助制度として住民さんに使っていただいたと。そして、17年度におきましては、

十四山村が、これはすべてコンポストでございますが、2基でございます。弥富町は33基、うち機械式が29基ということで、18年度、弥富市となった時点では36基、うち機械式が29基の補助をさせていただきました。先ほど申しました組合全体では、平成2年から16年まで、この海部津島で1万7,751基の補助をいたしております。

今度は、この生ごみリサイクルに対する課題でございますが、家庭用生ごみ処理機、これは11年ぐらいから普及をしまして、弥富でも十四山でも補助をいたしておるわけでございますが、ごみを微生物で分解いたしますバイオ式と、加熱乾燥して水分を減らす、そして減量するという乾燥式の2種類に大きく分かれるわけでございます。しかしながら、このバイオ式につきましては、微生物の活動をしやすくするために一定間隔での攪拌と、冬場におきましては温度を保つ必要からヒーターが作動します。それで電気の消費が意外と大きいということ。それから、先ほどの生ごみ処理機でございますが、こういった処理物はそのままではやはり堆肥として使用するのは非常に難しい。できたものを別の場所で2次、あるいは3次と発酵処理した後でないとはやはり使えないという問題がございます。さらには、やはりどうしてもこのにおいを避けることができないという理由から、ここ数年間は、この生ごみ処理機に対してはすべて乾燥式のものが申請されております。この乾燥式の生ごみ処理機で処理したものであるというのは、ごみの水分を抜いて紙のようなかりかりの状態にするわけでございますが、こういったものはあまり堆肥には適していないということがございます。実際は、生ごみのリサイクルとは非常に言いがたいものでございます。しかしながら、それぞれの市町村は生ごみの水切りをお願いしておるところでございます。こういった乾燥式のものについては、ごみの減量については一定の効果があるものと解しており、補助をしておるわけでございます。

一方、生ごみ処理槽、コンポストでございますが、これはやはり畑や、ある程度一定の土地がある方に使用が限られておりまして、かつ自然分解でございますので、非常に処理期間が長い。あるいは、堆肥化の量はおのずと限界があるわけでございます。また、昨今の問題といたしましては、隣接からのにおいの苦情もあるわけでございます。この処理槽の申請件数は残念ながら年々少なくなっておるのが実情でございます。しかしながら、市としてはホームページでこういった補助制度を紹介しており、やはりできる方、あるいは事情が許す限りは、可能な限りこういったごみの減量、あるいはリサイクルをお願いしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

4番（佐藤 高君） 生ごみを堆肥化するという問題は、昭和59年から平成3年の8年間、挑戦して成果が上がらなかったということで、あとは弁解じみたような話でございます。

今、食べることのできる米、サトウキビ、トウモロコシを使って、市場を混乱させてまで

バイオエタノール、次のエネルギーをつくらうとしています。「食べることのできる」ですよ。稲、サトウキビ、トウモロコシ。その結果、商品市場は混乱しております。そこまで挑戦して次のエネルギーをつくらうとしておるわけでございます。捨てるごみを次のエネルギーにしようとする考えも当然あっていいと思うわけでございます。リサイクル社会において、捨てることが一番簡単であり、楽なことであり、何か失うものがあると考えております。当然、難しい問題であります。

市長もリサイクル会社の役員ということで聞いております。市長にお尋ねするわけでございます。そういった市場を混乱させてまで次のエネルギーをつくらうとしておる社会において、生ごみを捨てて燃やすという現状を、失敗したから水を切って少なくして燃やせばいいということではちょっと寂しいような気がするわけでございます。行政とJAが協力して、生ごみや、枯れ葉や、雑草を1カ所に集めて肥料をつくり、その肥料で地元の協力農家に野菜をつくるシステムを導入して成果を上げている自治体もあるわけでございます。また、これから新設される共同住宅、またマンションに生ごみ処理機を設置していただいて、そこに住まれる方が便利である方向に予算もつけることもできると思うし、生ごみの処理のことを、今の楽な形で過ぎていくよりも、何とか考えてリサイクル社会にふさわしく処理することができればなあと思っております。したがって、私のお願いは、JA、農家も含め、出される生ごみを1局に集め、堆肥化して、有機野菜の栽培にできればなあと思っておるわけでございます。そういうことを、リサイクル会社の役員であります市長さんは、この循環型社会、リサイクル社会においてどのように考えてみえるか、質問いたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

いわゆる循環型の社会というのは、このごみの問題だけではなくて、各方面における研究課題にもなっているというふうに思っておるわけでございます。

生ごみの処理ということにつきましては、先ほど課長の方から答弁させていただきましたけれど、一時は火がついたんですね。各家庭でコンポストといったようなものを設置しながら、私ども行政の方が補助金を出して、生ごみの処理をしていただいて、いわゆる肥料化していくということがあったわけでございますけれども、少しその辺のところがり切れトンボになっているということで、もう一度その辺の反省をしていかなきゃいかんなあというふうに思っております。そういった意味において、生ごみのリサイクルということについてもう一度、JAを含めたところの各関係部署と、どうしてこういうような状況になってきたんだろうということをやはり根本的に見直していかなきゃいかんのではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。大変貴重な御意見でございますので、私どもとして議員のお考えについて再度検討させていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

4 番（佐藤高君） ありがとうございます。前向きな返答をいただきました。

生ごみの問題については永久のテーマであり、楽をして失うものがあるといけないと思います。これから我々個人も、私どもはうちの女房がぼかしをやっておるわけでございますけれども、何とか生ごみの減量に努め、次のエネルギーとして使うことができるなら、英知を絞って、よりよい、住みやすい弥富で健康な野菜がとれることを願って質問を終わります。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、まず最初に市長にお尋ねをいたします。

平成17年度に旧弥富町の行革大綱に基づくということで20%の財政カットという措置がとられました。もう既に、この間の議論だとか、市民の要望だとか、あるいは市長自身の公約などを通じまして、公共施設の利用料等につきましては一定の改善の方向が打ち出されている。あるいは、さきの議会で区長・区長補助員の報酬につきましては見直しを行うという御回答をいただいておりますので、それらとの重複を避けながら、なお残っている問題について、市としてどうされるかということについてお尋ねしたいと思います。

弥富市では、民生児童委員をほとんどボランティア同然の形で、今日の高齢化社会、あるいは子供をめぐる問題が極めて深刻になっている中で、そうした問題への対応を厚生省から委嘱を受けて、市が一定の皆さんを推薦して活動していただいているわけですが、この人たちの活動費につきましても20%の削減が行われました。また、今、団塊の世代が大量に退職をされる中で、この人たちの力をまちづくりに生かしていくということも、非常にどの市町村にとっても大きな課題でございます。そういう意味では、老人クラブ等の活動を、その地域のお年寄りや地域住民の要望に沿った活動として発展をさせることが今強く求められておりますし、子ども会の問題で言いますと、今、地域によっては子供さんの数が減少して、子ども会活動が成り立たなくなって、市の連合会から離脱するということもありますし、もう一方で、非常に大きな集落になっている中でなかなか子ども会にも加入しない。いろんな行事に参加をすることが、特に親の働く条件が変わってくる中で苦痛だということもあったり、あるいは最近の人と人とのつながりが希薄になっていく、特に大人のがつながりが希薄になっていくという状況の中で、そこの児童・生徒数に比べて子ども会の構成員が非常に減少しておるとか、こういう問題が各地で発生しております。したがって、市としては、町内会、自治会、あるいは老人会や子ども会、こうした活動がさらに発展をする、あるいはそういう人たちが抱えたいろんな問題を解決していく、そして民生児童委員の皆さんのサポートも含めて、障害を持った方や、なかなか外に出られないような、年をとるとだんだん人とのつながりが疎遠になっていくわけですが、こういう人たちも含めた活動が求められてい

く中で、財政の20%カットを名目にして、そういう活動費や補助金が打ち切られました。

これは、年度末の予算議会の直前になって行革大綱というのが議会にも報告をされて、そして関係者の皆さんに対しても十分な周知や、あるいはその団体なんかを支援する上でのいろんな聞き取りだとか、こういうことも行われず、その人たちの合意や納得なしに、その後行われました合併に向かったの弥富町時代の取り組みも、あるいは旧十四山村でもそうでしたが、多くの皆さんの十分納得のいく説明もしていただいて、できることなら住民投票、またはアンケートを通じて住民の意向をよく確認をして事を進めてほしいという願いはほとんど生かされずに進んできたわけでございます。

こうした問題と一体となっております、その後の市長選挙で、市民の声を聞いていただくためには、市民とともに考え、市民とともに頑張ってください。そして、市長をかえてそういう市政をつくる以外にないのではないかという市民の声が多数になりまして、市民に役立つ市役所をと言う市長や、それを支持した皆さんの行政に対する考え方というか、行政と住民との関係は本来どうあるべきかという根本にもかかわる問題であると思いますので、私は何もかも全部もとに戻せというような短絡的な言い方をするわけではございませんが、やはりそのときに、十分そういう団体が持っているいろんな問題や、それを支援していく行政とそうした諸団体との関係の協議が行われない中で、もう決めたことだから従ってもらいたいというような形で進められたことについては、今後のまちづくりの根源にもかかわっていく問題であると思いますので、ぜひ関係諸団体、あるいは関係者との間でこの際十分な協議をしていただいて、必要なものについては助成をするということを進めていただいて、本当に行政と住民が対等の立場でお互いに力を出し合って、高齢化社会や、今後防災問題が本当に地域ぐるみで取り上げられていかなければならない中で、それにふさわしい役割をこうした諸団体が果たせる、あるいは行政の末端で市民とかかわる人たちがその役割を果たしていくことができるように、やはり市として、今、一定のきちんとした対応をして、この問題にけじめをつけていくことが求められていると思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問に対してお答えをさせていただきますが、まず最初に、弥富市の財政状況の現状分析ということをお説明させていただきたいと思っておるわけでございます。

地方財政状況調査表の財政分析の指標における旧弥富町時代の実質単年度収支という中で、平成14年度から平成16年度までの3年間は連続赤字ということがあったわけです。こういうものからいかに脱却していかうかという、その当時、平成17年度の皆さんのお考えは当然だと思えます。そういった中で行財政改革というのが行われたというふうに思っております。

そうした中で、平成17年度は4,689万1,000円という黒字計上となりました。そして、減債基金であるとか、学校施設整備基金等を考慮した単年度収支につきましては、平成17年度は3億5,528万7,000円の黒字に転換いたしました。そして、平成18年度は、昨日も発表させていただいたとおり、地方債云々というところはちょっと除いて考えてみますと、3億9,235万4,000円の黒字ということでございます。もう一つ、平成19年度、今現在進行形の、これはあくまでも見込みなんですけれど、実はことしは大変厳しい年でございます、繰越金が御承知のように8億200万ぐらいございます。そういった中で学校施設整備基金の繰入金を5億計上させていただいております。そして、この二つの項目の合算で約13億ほどあるわけでございますけれども、見込み額として財政調整基金の積立金が1億1,000万ほどしかできない。そして繰越金も、平成19年度から20年度への見込みということになりますと3億5,000万ほどを見込んでおるわけでございます。

そういった形になりますと、この平成19年度単年度では非常に厳しい状況があるわけでございます。しかしながら、平成18年度、それから平成17年度の黒字という中で相殺をさせていただいても、この19年度の、今見込み額としては8億3,000万ぐらいの赤字になるのではないかなあというふうに思っております。これは、御承知のように、平成19年度はさまざまな事業計画を実はさせていただいておるわけでございます。また、それと同時に、乳幼児、子供医療の無料化等も含めたところの扶助費、あるいは公債費等の義務的な経費というものが発生しておるわけでございます。そういった形で非常に19年度は厳しいという状況でございます。3年間を一つに合算した場合の赤字額が8,000万ほどあるというような状況に今のところ見込みをしております。そういうような意味からしても、平成17年度の行政改革における効力はもちろんあるわけでございますが、決して財政的に余裕があるという楽観を許さないというような状況であるということをお認めいただきたいというふうに思います。さらなる行政改革を進めていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。

しかしながら、こういったさまざまな皆様の御努力によって、あるいは企業の上方修正というか、企業収益の方も上向きになってきました。そういったようなことも考え合わせながら、これからはしっかりとかじ取りをしていかなきゃいかなあというふうに思っておるわけでございます。

そういった形の中で、先ほど議員の方からお話ございました行革、20%の財政カットの早期是正を求めるということでございますけれども、区長さん及び区長補助員さんの報酬というのは条例になっておりますので、また皆さんの方に御提案申し上げていかなきゃいかなあことございますが、平成17年度当時においても、その職務内容等は、近隣市町村の状況を踏まえながら、妥当であると考えられる額へ改定されたのではないかなあという気持ちもございます。単に切り下げたということではなくて、近隣市町村のことも考えながら改定され

たのではないかなあというふうに思っております。しかしながら、当時から2年余りの月日がたち、またその間には町村合併、あるいは市制の施行という形の、私ども弥富市に対しても大きな転換期があったわけでございます。そういった中で、いま一度近隣市町村の状況を十分把握し、さまざまな角度から検討させていただきながら、その妥当な額についての検討を皆さんの方に御提案申し上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、平成17年度、18年度は黒字、特に18年度の黒字は、旧十四山地区の地方財政基盤というのはしっかりあったなあということを御認識いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 市長は私の質問に対して、総務省が財政分析する上での一つの指標にしております実質単年度収支が結果的に赤字にかなり大きくなっていると。しかし、全体としては、3年のトータルでは赤字もほとんどないと。これは大変なことですよ。ことし24億かけて中学校の建設をやるわけでございますし、前年は8億円を超える中学校の建設のための支出があり、その前は用地買収で7億円を超える支出があったわけございまして、本当に40億を前後するような財政支出をする。もちろん一般家庭の住宅ローンにかわるような、そういう長期の債務はございますが、それにしても、こういう大きい事業をして、その3年間のトータルが基本的に黒字というのは、従来の弥富市、あるいは十四山村では考えられなかった財政状況であることを、はしなくもあらわしていることございまして、それ以前の、先ほど来、あるいは先般も市長と私と議論がございましたが、要するに一番大きかった15年度の赤字というのは、ひので保育所を全額、用地買収から建設まで一切国の補助金やそういうものなしでつくる。これは当時の弥富町長の特別な方針によって行われたことございまして、本当に財政的な問題だけを考慮すれば、例えば持っている用地を使うことも可能でございましたが、当時行われておりました平島の区画整理等への助成等もあってそういう措置をとったわけでありまして、そういう特別な事業を行ったことについて、それを単純に数値化して、赤字が大変だったというような評価というのはあってはならないのではないかとこのように思いますよね。

そういう中で、トータルして、今市長が説明されました単年度実質収支が黒だったか赤だったかというところ考え方というのは、おそらく5年、10年という長期の枠の中で、その市町村の財政を近隣や全国の市町村と比べるための非常に有効な方法としてつくられたことでありまして、1年、2年の間の黒字・赤字ということと言いますと、市長も今御説明になられましたが、例えば中学校の建設資金を積み立てると、これはプラスじゃなくてマイナスという格好で出てくる仕組みにその統計のとり方では出てきますよね。それから、借金を返すた

めに積み立てをするやつもプラスじゃなくてマイナスという形で出てきますので、そういうことからいいますと、この間にも議論してきましたように、平成17年度と18年度の間に弥富市と旧弥富町の現金収支の残高は約8億円ほど2年の間に黒字になってきておって、そして、ことし中学校の建設事業をやっても、そういうものにたえられる状況というんですか、大幅に地方財政の削減がされている中ではちょっと考えられないほど弥富町の財政状況は好転をしておるといふことの証明でもあると思いますし、その最大の要因の一つは、今市長も申されましたように、1人当たりの税収では、旧十四山村が旧弥富町に比べてかなり高い。したがって、合併をしたことで、弥富市の税収というのは旧弥富町時代に比べて合併の効果で3%ほど市民1人当たりの税収というのはいふえていますよね。それと、西部臨海工業地帯なんかには工場等があることが、多くの市町村が固定資産評価の見直しによって償却資産が前倒しになったり、いろんなことで減っていくとか、あるいは建物の評価が減っていくという中で、17年度に比べて、ほとんどこの尾張地方の市町村は19年度はまだその17年度の水準になっていないのね。弥富市は、私がいただいた資料で見ますと、十四山と弥富の17年の決算額を合わせた額よりも約7%ほど固定資産税だけでいふえているということ、それと庶民増税、定率減税の廃止や、お年寄りに対する増税、それから税源移譲というのによって、だから周辺の市町村と比べて、十四山と合併した効果と、それからもう一つは西部臨海工業地帯の張りつき等によります固定資産税が、よそが減っている中で弥富はいふえているということが、実はこういう結果をもたらしております.....。

〔発言する者あり〕

これは、私は悪いとは.....。だけど、当時20%の財政カットをしなきゃならないなんていうことも、もう税制改正が始まっておった時期でございますし、さらに税源移譲や、そういうことも決められておった時期でございますので、もともと20%カットなどということをする必要は当時既になかったのをそういう形でやってきたことと、それからそういう諸団体に対して必要な補助金、それから活動費を削減するときには、きちんと説明をして、合意のもとに進めるというのが本来の行政と市民との関係だと思っております。市長の日ごろのお考えに沿って進められましても、機械的にもとに戻すという言い方を私はするわけではありませんので、本当に十分市民の意見を尊重する、そして法と道理に基づいてお互いにきちんとした合意をつくっていくという手だてがとられて貫かれていく、そういう市長や議会と市民の関係というのをつくっていく上で、あるいは市政を前進させる上で、あるいは市民の皆さんと行政との協力を打ち立てていく上で、この問題をきちんと処理することは大変大事な問題でありますので、そのことを踏まえた、関係者の納得のいく処理を進めていただきたいというふうに思いますが、改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町というのは単年度単年度で決算が云々ということではない、非常に中期的・長期的な展望に立って行政を運営していかなきゃいかんというのは三宮議員のおっしゃるとおりでございますし、私自身もそういうことは自覚しておるつもりでございます。そういった意味におきまして、平成17年度から19年度、19年度は見込みでございますけれども、そういった3年のレンジにおきまして大きな事業を今やっているわけでございます。それが中学校の建設でございます。こういうことがなければ中学校の建設もできないというような状況でございます。また、まちが元気だというふうに言われるのは、次の段階でどう投資をしていくか、生活環境を整備していくかということに私は置きかえられるんじゃないかなあというふうにも思うわけでございます。そういった形の中でいかに自主財源というものの確保し、次の時期に備えていくかということが非常に大切な時期でございます。

御承知のように、地方分権の確立という中で国庫補助金というのは非常に減額をされております。また、地方交付税というものも、いわゆる国の政策で、交付団体をつくることにおいて地方交付税を削減していくと。いわば意図的な交付税という形になっているんじゃないかというふうに思うわけでございます。そういった中で、次のときにどう準備していくかということが大事なわけでございます。そういった財政状況を考えながら、一つ一つを改善するにしても、そういったことをしっかりと考えながら皆さんの御意見を賜っていきたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

議長（宇佐美 肇君） ここで2時50分まで休憩をとります。

~~~~~

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 間口を広げますと焦点がぼけますので、今私から市長へお尋ねの具体的な中心点は、これまでに公共施設の利用料と区長・補助員等の報酬については必要な見直しを行うと。あるいは、既に実施もされておりますが、そのほかに、先ほどお尋ねしましたように、子ども会や老人会、民生児童委員などの問題で、私はやっぱりこの人たちが、あるいはこうした各種団体が今日の社会情勢の中で負っておる役割を果たしていこうと思うと、かなり市としても必要な支援もしなきゃいかんし、その人たちの力をかりることが今後の少子・高齢化社会のまちづくりを進めていく上でも大きな力となると思いますので、議論や協議も不十分なままやられたこともございますので、必要な聞き取りや、そういうものも

していただいて、見直しが必要なものについては、ぜひ市民と行政の信頼関係をさらに発展させるという立場で取り組んでいただきたいと思います。その点についてだけ市長の御答弁をもう一度お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 先ほどからお話をさせていただいているとおりでございまして、この先いろんなことが起こるわけでございます。また、防災対策等も含めて、安心・安全という形に対してはさらにお金のかかる時代になっておりますので、そういうことも考えながら行政を運営していかなくちゃいかんというふうに思っております。議員の貴重な御意見と承っておきますけれども、あれもこれもという中で一遍にはなかなかできないということも十分御理解賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 最初に申し上げましたように、100%何もかももとに戻すというわけではありませんが、必要なものについては、市民との信頼を回復する上できちんと聞き取りもして、ぜひそういう努力をしていただきたいということを重ねて申し上げて、次の質問に入っていきます。

次の質問は、防災計画を市政の中心課題としてきちんと位置づけることについてお尋ねをいたします。

阪神大震災の後、東海を初めとする巨大地震への備え、同じような軟弱地盤とゼロメートル問題を抱える町として、防災への取り組みを求める声が強まりまして、その年の12月議会で防災対策の強化を求める住民によります請願が当時の町議会で全会一致で可決をされております。さきの議会で服部市長が、学校などの公共施設の対策は3年をめどに進めたいと表明され、準備が進められるようになりましたが、この間の弥富町と弥富市の取り組みは、東海地震があす起きてても不思議ではないということが言われる中での取り組みとしては余りにも不十分なものであったことは、さきの服部市長の表明の中でも明らかでございますし、多くの皆さんが心配されていることでございます。巨大地震への備え、地球温暖化に伴う異常気象と海面上昇問題は、軟弱地盤、「日本一低い地上駅」とJR弥富駅が伝えられ、伊勢湾台風で市の全域で地盤沈下が1メートルから1メートル50センチ近くも進行している我がまち、防災道路として大潮満潮時にも水没しないようにということがかさ上げされました国道1号も、近鉄弥富駅南で私の背が立たないほど水没する表示がつけられております。

国・県によります木曽川、日光川等の堤防の安全対策、市によります公共施設整備と緊急時の避難対策、コミュニティ、各町内会、自治会、自主防災組織などによります住民の理解と協力を求める活動が、まちづくり活動の中に市政の中心課題として必要な位置づけがされていない。ここに、公共施設の整備等が周辺の市町村に比べてもかなりおくれれておりまして、

ことしの3月だったと思いますが、弥富市は公共施設整備の計画さえ持っていないというような記事が新聞に載せられて、大変恥ずかしい思いをしたものでございますが、8ヵ月市政を担当されてまいりました服部市長の、この防災問題に対する率直な感想をまずお尋ねしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答えする前に、先週の9月2日及び9月9日に各コミュニティ、各学区におきまして防災訓練を実施いたしました。各議員におかれましては、大変お忙しい中、御参加をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。また、昨日は十四山地区におきまして大規模な防災訓練を行ったわけでございます。そういった形の中におきましても、大変お忙しい中、たくさんの議員の方におでましをいただき、感謝申し上げます。

私どもの防災対策につきましては、市といたしましては最重要課題ととらえております。今後もその方針を貫いていきたい。人の安心・安全、あるいは財産を守るという形においては、ぜひとも継続してやっていかなきゃいけないというふうに思っております。私どもが合併させていただきまして、新市の地域防災計画というものも策定させていただいております。この防災計画書は区長さんの方まで行き届いておりますので、ぜひまたごらんいただきたいと思っておりますし、確認をしていただきたい。また、市内の防災マップというものもつくり上げております。市内34ヵ所に今避難場所があるわけでございますが、公共施設を中心といたしました防災マップ、あるいは帰宅支援マップというようなものもございまして、これがすべて全戸配布という形でさせていただいておりますので、こういう機会にいま一度お目通しをいただきたいということでございます。

私ども弥富といたしましては、そういったことのほかには、いわゆる災害時における非常食の整備、あるいは飲料水の整備というものも、この4月までには十四山地区に及ぶ全地区においてつくり出してきております。御承知のように、私どもがマイナスゼロメートル地帯という中で、飲料水のタンクにおいては地上で受けなきゃいけないというような状況になっております。大変厳しい状況でございます。あれ1基が、40トンの貯水槽という形で実は5,000万かかるわけでございます。本来ならば地下に埋め立てて、同じような容量の水、あるいは倍もできるような貯水槽をつくることができるわけです。また、安価にできるというような状況でございますけれども、弥富市のひとつの地理的な条件ということがその中にあるわけでございます。大変お金がかかるわけでございます。しかしながら、これも人口比という形の中で設置していかなくちゃいかんということで、今後もこの貯水槽においては、弥生学区、あるいは桜学区というようなところについては、再度、2個目の貯水槽を検討せざるを得ないというふうに考えております。

そのほか、いつ発生するか予測できない各種災害に対して、迅速かつ的確に対応できるよ

うにと、地域防災、あるいは水防計画の見直し、災害時の情報伝達体制というものも考えながらやっておる次第でございます。

御承知のように、平成19年度及び20年度の大きな事業計画といたしましては、私どもは同報無線という事業を展開してまいりたいというふうに申し上げております。そういった形の中で我々から情報を伝達すると同時に、その地域の情報を私たちが受け取るというような形で、双方向の状況というものを早く的確につかんでいくということだと思います。いずれにいたしましても、自分たちの命は自分たちで守るという自衛意識に基づいた上でのことをやっていかなきゃいかんというふうに思っております。

先ほど自主防災組織のお話でしたが、現在は組織率が56%でございますが、まだまだ低いということを実感いたしております。それぞれの地域の中で区長さんを中心にこういう自主防災組織をつくり上げていこうという運動を展開していただいておりますが、何とか100%に及ぶような形で今後も私どもも働きかけさせていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、弥富市のまちづくり政策の中にもきちっと位置づけをして、この防災対策というものについては大変重要な問題であるということをご認識させていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 私は、弥富市の防災対策の場合に、服部市長になって急速に準備を進められております地震防災対策、あるいはゼロメートル災害の対策という直接の対策とあわせまして、先ほども申し上げましたように、伊勢湾台風から、1メートルから1メートル50地盤沈下が進行しておることと、さらに今世紀末には海面が60センチ近くも上昇することが予測される中で、それ自身の対応とあわせて省エネ、省資源、温暖化防止対策を日本で一番低い地上駅を持つまちと言われている中で、どう市民的な、だれもが参加できるような形で進めていくかということも大きな課題だというふうに思うんですね。

一つ、弥富や十四山もそうでございますが、たまたまそういう省エネ、省資源ということが私たちの側からの発信ではなかったんですが、ごみの清掃工場がつけられた経緯から分別収集しなきゃならんということで、いろんな努力がされてまいりました。かつて私が旧弥富町のリサイクルの状況を調べたときには、資源ごみを含めて行政が扱うごみと資源の総量の約4分の1がリサイクルに回されておりました。先日、18年度決算の関係で環境課長にお尋ねをし、細かく聞き取りをいたしますと、19.93%、約20%を切る状態にリサイクル率が後退しております。ごみは全体としてふえている中でリサイクル率が後退している。ただ、新聞や雑誌がほとんどただに近いような状態になった中で、そういう資源の集団回収をやめたところもありますが、弥富は、これを残すことが省資源や省エネルギーと同時に市の財政も節約するものになるということで、逆有償の保障もしたり、補助金を上げたりして残してき

たわけですが、それ自身でいうと、多分直接ごみとして工場に持ち込まれることに比べると、収集手数料と清掃工場に払う負担金を計算すると、ガラスなんかでよその工場へ持っていくのを除いても、大体3,000万を超えるぐらいの直接の財政の節約になっておりますし、それから省エネ・省資源という方向で考えると、その何倍という役割も果たしたものになっていると思うんですが、問題は、そういうことが行政としても、市民の間でもきちんと位置づけられて、意識的に進められていないという問題があると思うんです。だから、かつて25%まで行っていたのが今は20%を切るような状態に後退しているとか、一層こういう問題が大きい力を持つ。しかも、そんなに肩ひじを張らなくても、きちんと分別をする、それから今は市の月1回の回収もありますから、それに出すだけでもかなり違って来るわけですから、もちろん各団体がいろいろ努力してやっていただくことが、そんなに負担にならないような方法で進められることとあわせて、こういうものをふやして、省エネ・省資源の中で大きい役割を果たしていく、ごみの減量も進めていくということとあわせて、巡回バスにつきましても、こういうまちの、車を使わない、そして日常の市民生活をそういう公共交通、あるいは自転車、歩行等でかなりの部分をカバーできるようなまちづくりを進めていくということも、私は今日の時代の弥富のまちづくり、温暖化防止や省エネ対策の中に位置づけていく必要がある、しっかりとした議論を尽くしていく必要があるのではないかというふうに思います。

特に、先ほど巡回バスの議論の中で出ておりましたが、ちょっとそのつくられた経緯も違いまして、市の南部地区、大藤、栄南学区の人たちと旧十四山の利用の割合というのは、そんなに人口も変わらないんですが、人口比で直すと十五、六倍の差がある。これは本当に、駅にも出られる、海南病院にも行ける、それから福祉施設も利用できる、こういうところとそうでないところは、そういう大きな違いが出ていますよね。だから、市民要求、あるいは高齢化が進む中で車に乗れない人たちがどんどんふえてくるというようなことも考えますと、本当に市民の利便を図る、それから今日のそういう課題にも答えていくということを含めましても、きょうあすということではありませんが、やはりそういう問題としてきちんと位置づけて弥富でも事業を進めていく。全国にもそういう取り組みもあるよということが発信できる。温暖化防止という面でも、市民がこれまで進めてきた努力、それから市がやっている事業のどういうものがそれに対応できるかということの研究する、議論をする、そしてまちづくり計画の中に位置づけていくということが、今求められている大きな課題だと思いますが、その辺では市長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

環境問題、あるいは地球の温暖化防止対策という地球の温暖化に対する問題というのは、

私たちの領域だけではなくて、本当に国レベル、あるいは世界じゅうのレベルの中で今検討されておることでございます。そういったことがいろん形の中で子供さんの方にもこれから浸透してくるんじゃないかなあというふうに思っております。

少し観点が違うかもしれませんが、私は、つい先日、農地・水・環境保全対策という中で子ども会の皆さんと一緒に自然、あるいは環境ということに対して勉強してまいりました。豊橋の方に出かけまして、市電に乗りまして、なぜ市電なのかということに対して子供さんと一緒に考えたわけでございます。なぜ水が大事なのかといった中で、水を保全していきながら、小川に昔泳いでおったコイだとか、小さなフナが見えなくなったことをもう一度取り戻していこうというようなことを一緒になって考えておったわけでございます。そういった形で、さまざまな機会を通じて子供さん、あるいは婦人会の皆様にもこういったような弥富市を取り巻く環境においても勉強していただいているということをご理解いただきたい。また、この農地・水・環境保全に対しましても、少し取り組みに対して温度差がございますので、これからも改善していかなきゃいかなあというふうに思っております。そういった中で、これからも子ども会、婦人会、それぞれの自治会の中でこの温暖化対策、あるいは環境問題については考えていかなきゃいかなあというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 市長は、そういう経験を通じてそういう対応が必要だというふうに思ったということなんですが、市民がかなり長期にわたってごみの減量やリサイクルの運動を続けてきたものをきちんと評価して、位置づけて、行政としても市民としても一緒に進めていくとか、それからこのバスの問題というのは、さまざまな議論がある中で、本当にこういうゼロメートルのまちにふさわしい課題の一つだと私は思いますが、ぜひこれについてもしっかりと議論を進めていただきたいということを重ねて申し上げて、次の質問に入っていきます。

私は、特に東海地震や東南海地震がいつ起こってもおかしくないという時期に、もう一方で、さっき大原議員もちょっと質問の中で取り上げられましたが、下水道の整備を並行して、それと競争するような形で今進めていますよね。この下水道の事業計画は、市が計画時に私どもに配付した資料によりますと、52年間で660億余りの事業費を投入すると。そして、市の実質的な一般会計からの名目的な持ち出しは149億円であるが、交付税で負担をされるものが142億円あるから、ほとんど黒字になりますという財政計画、事業計画を示しているわけです。交付税はもう基本的に、状況が変われば別ですが、今の状況が続く場合はありませんから、実質的なそういう規模の持ち出しが予測されます。しかも、そのときの説明では、これは人件費やそういうものは一切見込んでおりませんということですから、実際に、今市長と副市長のお手元に、総務省、当時の自治省が知事や市町村長、議長、関係者に直接お渡

してくださいということで、ファクス・ニュース「トップ・ツー・トップ」というので、これから中小市町村の下水道整備に入っていきますと。したがって、ここで必要な経費を回収できない市町村がふえますと。例えばこのときにつけた表によりますと、40%以下しか回収できない市町村が1,182団体の中で61.5%に当たります727町村ありますと、当時で。中には20%以下の市町村が264、22.3%ありますと。したがって、大都市はともかく、中小市町村でこの計画を立てるときには、実際の将来の財政負担、財政見通し、住民負担というものをよく明らかにして、しっかりと住民的合意を得て計画を進めるという提案がされておりますが、私どもは当時の計画そのものも大変問題があるというふうに見ておりましたが、今市長も地方の負担を国が減らす方向に進んでおると言う中で、本当に土台が大きく崩れています。したがって、この段階でもう一度、実際にこの計画そのものをそんなに無理のない計画に修正する手だてがとれないかどうか。今のままで、行け行けどんどんで進めていいかどうかというのを、少なくともきちっとした議論はすべきではないか。したがって、そういう資料をぜひ市としても、現状でどういう問題があるのかということこそろえていただくということをお願いしたいと思います。そのことが一つ。

それから、この間も市長とちらっと雑談でお話ししておりましたら、大地震が起こっても、深いところにあるやつはゆらゆらと揺れておるからそう問題ないといいますが、問題は、この住宅周辺の支線ですね。砂の中にある部分。これはもう揺されると流砂現象が起こりますから、相当大きい被害を受けることが考えられます。こういう中で、全体の計画としては流域下水道を進めるという計画でどんどん進んでおりますが、どっちにしたってこの10年、20年で完成する仕事ではありませんから、そうしますと、そういう地震災害と競争するような形で進めていくなら、例えばビルなんかの、あるいはイオンタウンなんかの高級処理のできる浄化槽やそういうのを安易に下水道につながないということも一つの選択の方法でありまして、いろいろ問題がありますが、例えば愛西市なんかは合併浄化槽も含めて市の下水道整備の計画にちゃんと入っていますよね。弥富市は、今の集落排水と、それから今できておる楽荘団地のコミュニティプラントと、流域下水道（公共下水道）、この三つに全部特化していますよね。だから、費用対効果の問題と同時に災害対策を考えると、いろんな多面的なものがある。どっちにしたって10年、20年で全部できるわけではありませんので、地域によっては、そういう整備の方法や、そういうものを残しておくことが、非常に私は防災という面から見て効果が上がる方法ではないかと思いますが、いずれにしても相当下水道をめぐる国の財政支援の状況が大きく変わりましたので、この段階で一度そういう従来の計画をそのまま行け行けどんどんで進めるということについては問題がありますので、どういう問題があるのか、このままで進んであれなのか、それからこの事業のテンポと東海地震の予測される内容の中で、もっと分散的な整備ができるところについては、した方が事業効果が上がる

部分があればそういう方法も含めた検討もするというか、私もここまで来たやつを、もとかから公共下水をやめろなんていう気持ちはありませんが、問題は、そういう災害への備えとあわせて、今財政的にも大きく条件が変わっておりますので、どういう問題があって、市としてどういう対応が必要かという検討をしていただきたいというふうに思いますが、そのことについて、市長ももう8ヵ月近くやられて、少し落ちつかれたことだと思いますので、初めからどこかで申し上げたかったんですが、なかなかそういう機会もなかったもんですから、こういう大切なときでございますので、ぜひどういうふうにお考えになっていくのかということを少し立ち入って御答弁いただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、日光川公共下水というものが進行中でございますが、確かに私ども弥富市と、あるいはその上の方での取り組みということに多少温度差がある。あるいは、その完成状況の中においても非常におくれているところもあるというふうに聞いております。これは、それぞれの自治体の財政状況という中においても少し関係があるようでございます。しかしながら、社会資本の充実というか、後世に環境整備されたものを残していくんだという、その必要性のもとにおいてこれからも進めていかなきゃいかんというふうに思っております。

それと、余りにも今、防災というか、災害というか、そういう形のことが取りざたされるわけでございますけれども、災害とリンクし過ぎているんじゃないかというふうに思っておりますので、公共下水という形に対する必要性というものをもっと前面に感じていただきたいと思っております。

また、十四山地区におきましても、最後になっておりますけれども、東部における集落排水事業というのも残っております。こういった中では、やはり生活環境整備という形で私どもはこれから推進していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

あと、副市長の方から少しフォローをしていただきますので、お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほど下水道の整備につきまして、地震災害との関係、また合併浄化槽ということに対して広域で結ぶということに対する、いざ有事の場合の復旧工事ということで、合併浄化槽の価値を評価されたわけでございます。

私どもといたしましては、現在、地震災害ということについて今の合併浄化槽への見直しということについては、正直言って、あまり今の段階ではそこまでの議論を十分尽くしているというものではないです。基本的には下水道、現在進めております農業集落排水、コミュニティプラント、公共下水を日光川下流でという関係で進めておるわけでございますが、そ

それぞれ整備していく段階で、ブロックをつくって、いろいろ設計を組んでいただいておりますけれども、最終的に南の方へ行った場合に、非常に飛び地で、例えば1キロの配管をして数軒の接続の世帯しかないだとか、この地域ではなかなか予測が難しいかわかりませんが、山間僻地の方でなかなか集落が少なく、費用対効果が非常に悪いということについては、やはり国の方も合併浄化槽のことについては十分見直しをなさいたいということをおもいますが、この地域についてそういった面を強く打ち出さなきゃならないというのは、今の段階では私はないと思っています。しかし、先々そういった南の方に行った場合に、非常に飛び地であり、そういった部分的なことについて議論を交わさなきゃならないという状況になることもあり得ると思います。しかし、特に最近では伊勢湾に対する排水の規制というものが非常に強化になっておりまして、そういったものが強化されればされるほど、小規模で行いますとなかなか改善が難しいという問題もあります。大きければ、そういった改善が広範囲で図れるわけですが、規模が小さいと、それぞれの機能をそれだけ強化しなきゃならないという問題もありますので、よろしくお願いがしたいと、このように思っております。総合的に判断し、今後進めさせていただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 私が今お尋ねしたのは、前提の財政条件、要するに交付税で負担してくれるからほとんど市の持ち出しがなくなるという条件はまず基本的にはなくなりました。それから、人件費は全然この計画の中には見込んでおりませんという説明でした。大体当時の、多少今は単価が下がっておりますと思いますが、計画人口1人当たりの費用は130万ぐらいでした。合併浄化槽だと、1戸当たり100万をちょっと超えるぐらいでできますよね。もちろん市だけじゃなくて、県の本管も含めての費用なんですけど、そういうことから考えますと、費用対効果ということ、市長は民間の出身だからそういうことはお詳しいと思うんですが、考えると、社会資本だからいいんだということで、要するに今後人口減少に向かっていくわけですから、将来のわたしが負担し切れないような負担を残すやり方は、一つは避けなきゃいかんと思うんですよね。

もう一つは、総務省自身が市町村の財政力に見合ったやり方でやりなさいと。だから、十分下水道で対応できるところはやればいいし、合併浄化槽なんかは安い費用でできますと。例えば、私が知っている、あるグレードの高い分譲マンションにいる人たちですと、高級処理の合併浄化槽を持っていますが、大体1世帯平均1ヵ月850円ぐらいの汚水処理費で済んでいるわけですね。そういうことから考えますと、集落排水なんて何千円でしょう。だけど、実は公共下水の方は全部の費用を計算するともっと高いぐらいになる可能性があって、総務省の、さっき申し上げました資料の中では、回収できない市町村がふえておって、そういうことを初めに計画をつくるときにきちんと検討しなさいと言っている。これがされずに始ま

った計画なんです。したがって、そこへ今の防災問題や、いろいろありますので、無理をしない方法で、今の時点でどういう問題があるのかということをやはり資料としてもお示しいただきたいし、単純にやめよということではありません。しかし、前提条件が大きく変わったわけですから、この計画そのものをこのまま進めたらどういう状況になるのかということと、初めのときに入れておりませんと言っておったような経費や、そういうものについても、今だと私は多分入れることができる可能性があると思います。

それから、こういう財政計画を、さきに一般会計はやるが特別会計はなかなかそういうマニュアルがないからというお話もあったんですが、実はそういう途方もないような財政負担を伴うものが市の事業計画、財政計画の中に財政マニュアルとして持てないということでは、今後、無制限に税収がふえていく時期ではありませんので、総務省がそういう資料を出すことを見ると、それなりの計算数値やそういう方式を持っておると思いますので、そういうものもやっぱりきちんと示せるものとして市側としてもぜひ努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

貴重な御意見をいただいておりますので、私どももこういった問題についていろんな角度から勉強させていただきながら、次の段階で取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 次に安井光子議員、お願いいたします。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、四つの大きな問題について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず一番初め、敬老事業の改善についてでございます。

ことしの敬老会は、市長さん初め厚生常任委員会の皆さんとともに私も参加させていただきました。9月5日に尾張温泉で行われましたが、数え80歳以上の人は、ことしは2,135人のうち500の方が参加されました。

まず一つ目、去年の敬老会についての住民の皆さんからの要望が、今回幾つか改善されました。まず一つ目、案内状のはがきが大変見やすく改善していただきました。二つ目には、80歳以上の夫婦の祝い、米寿の祝いの記念品を受け取る場所が1カ所ふえました。これは、鍋田支所にふやされたのでございます。記念品をどうしても取りに来られない人は届けてもらえるようになったこと。三つ目には、敬老会参加者の記念写真をとっていただいたこと。今回は、予算の関係で有料で、希望者のみということでございますが、この私の認識でよろしいでしょうか、課長御確認をお願いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 事実確認ということでございますが、写真につきましては、今回御希望された方がございましたので、自費でということさせていただきました。今後はどうするかということでございますが、一応自費が一番いいだろうというふう
に私の方は思っております。

そのほかの改善点等につきましては、議員の言われたとおりでございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） ありがとうございます。住民の御要望を前向きに御検討いただき、心から敬意を表したいと思えます。

二つ目の問題です。

敬老会に参加できない人への記念品について、3月議会では改善に向けて検討するとのお答えでございましたが、今回は改善されませんでした。なぜできなかったのか、何が障害になっていたのでしょうか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 3月議会で全員の方に記念品というお話でございましたが、予算が通った段階では、全員の方に記念品を配付するというような想定はしてございませんでしたので、現実的には約1,600名ほどの欠席者がお見えになりますが、そういった関係で、今年度につきましては記念品の配付はしておりません。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題です。

8月27日の全協で一般質問の進捗状況の報告では、来年度は全員が出席できるように考えたい、このような報告でございましたが、具体的には病気や寝たきりなどで出席不可能な人への対応をどのように検討されたのでしょうか。また、出席できない人への記念品はどうされるのでしょうか。

まとめて二つぐらい質問させていただきます。

今後の敬老会の開催につきまして、今までどおりでいくのか、それともできるだけたくさんの方が参加できるようなやり方、会場をもし分けるとすればどういうふうにするのか、具体的な検討内容についてお尋ねをいたします。それから、出席できない人への記念品はどうなりますでしょうか。この点、3点ぐらいを押さえてお答えいただきたいと思います。

参考のために調べたことを申し上げますと、愛西市では旧佐屋町と立田村で1ヵ所、旧佐織町と八開村で1ヵ所、分けて敬老会が持たれているそうです。70歳以上の方が対象で、平成18年度対象者は9,750人、参加できない人には総代を通じて袋詰めのお菓子が配られているということでございます。これは行政の方も調べられているとは思いますが、参考のために申し上げます。御答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 進捗状況でお話しさせていただきましたが、全員が出席できるようなというのはちょっと言葉のあやかと思いますが、全員の方が対象になるようなという考え方をお願いしたいと思います。

それで、来年の方法でございますが、議員も尾張温泉に行かれてよくおわかりかと思いますが、尾張温泉を非常に楽しみにしてみえる方というのは多数お見えです。現実には500名の参加でございますけれども、観劇ができたり、お風呂があったりとかいうことがございますので、引き続き同じ方法を考えていきたいというふうに思っております。

それで、寝たきりとか病気で敬老会に参加できないという方につきましては、先ほど言いましたように、敬老会に参加した人も含めて全員の方が対象になるような、些少ではあると思いますけれども、記念品を考えていきたいというように考えております。

それと、今言いましたとおりで、式典につきましては、愛西市が佐織と佐屋それぞれでやっているということでございますが、弥富市としては尾張温泉を継続的にやっていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） また後でお聞きすればいいことかもしれませんが、対象者全員に記念品なり、欠席された方にもお配りいただけるということは、本当に皆さんで敬老会をお祝いする大変好ましい前進面であると考えます。

それで、その配付の仕方が一番問題になっていると思いますが、その点について、どのように御検討いただいていますでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 愛西市の方では区長を経由して配付されたというふうに聞いておりますが、これはなかなか大変な話だと思いますので、まだ結論は出ておりませんが、宅配便等も考えてやっていきたいというふうに思っております。

それと、先ほど話はしましたが、来年からは、これも検討ですけれども、80歳以上の夫婦の方について、おそろいの場合に記念品という話がございますが、これについてはやはり非常に不公平だという声もございますので、廃止の方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今の最後のお答えについては、私の次の設問でお聞きしようと思っていたところでございます。御答弁が重なりますが、質問をいたします。

節目を迎えられた方へのお祝いについて、今市では米寿のお祝いは座布団、80歳以上の御夫婦の祝いはお茶、こういうふうになっておりますし、新聞でも皆さんごらんになったと思

いますが、高齢者の居宅訪問事業というのがあり、市長が訪問されて、県から数え100歳の方には3万円、市からは数え100歳の方へことは座いすが贈られたそうでございます。このほかに金婚式を迎えられた方のお祝いの式典がございます。ちなみに、愛西市の例を申し上げますと、参考にいただければいいかと思えます。愛西市では70歳以上が敬老会に参加され、節目の祝いは80歳で5,000円、85、90、95、100歳で1万円。それから、米寿の祝いでお祝いの品物、101歳以上は2万円。県の事業で、ここも同じでございますが、数え100歳の方には3万円です。それから、弥富は金婚式だけですが、愛西市はダイヤモンド婚、御存じですか、何歳か。結婚して60年たった方には記念品があるそうです。それで、参加できない方につきましては、民生委員さんが配付されているそうでございます。

それで、私も質問として出したいと思ったんですが、80歳以上で御夫婦おそろいと毎年記念品、一人の方が何もなしでは余りにも寂しい限りではないでしょうか。愛西市のように節目のお祝いを考えるべきではないかと思えますが、この点についてお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 愛西市が80歳から5歳ずつで節目の敬老金ということでございますが、弥富市といたしましては、将来的には実施する予定でいかなきゃいかんと思えますが、来年についてはとりあえず検討ということで見送りたいというように思っております。それで、米寿の祝いについては引き続き行わせていただきます。それと、先ほど申しましたように、夫婦で80歳以上という方については、やはりお一人の方については大変酷な話でございますので、廃止ということで考えております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今申し上げまして、すぐどうのこうのという御返答はいただけないかと思えますが、80歳以上の御夫婦の方の記念品を廃止するのであれば、来年の予算編成に向けて新たな節目のお祝いを検討していただきたい。来年から実施していただきたいと思うんですが、これについていかがでしょうか。

それから次の問題ですが、記念品が品物ですと、必要な人は大変うれしいんですが、家にあって困る人もないとも限りません。今の時代、軽くて好きなものが買えるお金にしたらどうでしょうか。敬老を迎えられた方にはこういう御意見もございます。お金であれば私は要りませんという人は少ないのではないのでしょうか。一度この点についても御検討いただきたいと思えます。

3点続いて質問いたします。

来年は、ぜひ記念写真も無料でお渡しできるように、先ほど有料にしたいというお話がありました。ある方が言われました。「80以上の者は、また来年計画するからいいじゃない、それでは困るんです。私にはあすがないんですから、いつお迎えが来るかもしれません」

こういうことを言われました。ぜひ記念写真も来年も続けていただき、無料にできないものが、こういうふうに思います。

この3点についてお答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（大木博雄君） 節目の敬老金につきましては今後の検討とさせていただきますので、やるとは断言できませんのでお願いします。

それから、記念品をお金でという話でございますが、これもいろいろ考え方があると思ひまして、お金であれば何でも買えるわけでございますけれども、これも検討はしますけれども、そんなたくさんの金額は使えませんので、記念品の方が妥当かなあというふうには私的には思います。

それと写真でございますけれども、結構なお金がかかるということと、それに実際には欲しくないという方も現実がありました。そういうことから考えれば、私は、そういった場はつくりますので、実費で欲しい方を買っていただいた方が一番いいかというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先ほど申し上げましたように、節目のお祝いにつきましてはぜひ予算編成までに御検討をいただいて、来年の9月の敬老会には、愛西市と同じようには申しませんが、対象となる人が心からああよかったなあと喜ばれるものにしていただけるよう要望しておきたいと思ひます。

次の問題に移ります。成人保健事業の改善について、二つ目の質問をいたします。

市民の方々から、市民の立場に立った受けやすい人間ドック、各種検診を見直してほしいという多くの声が寄せられております。以前に一般質問で杉浦議員も発言しているところでございます。

その一つ目、基本健診の無料化について以前から要求してきたところでございますが、来年の4月から基本健診が廃止となり、特定健診、40歳から74歳となるそうでございます。検査項目がどのように変わるのか。健診の費用についてはいつどこで決められるのか、御説明をいただきたいと思ひます。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問に答えます。

現在、健康推進課で実施している基本健康診査でございますが、これは平成20年度から国民健康保険の特定健診事業に制度が変わります。この部分について検査項目がどうなるかということですが、ある程度、基本健診の検査項目がもとになります。一部、腹囲がふえたり、あるいは血液検査に一部検査項目が減ったりという部分がありますが、おおむね基本健診の

検査項目が基本となっております。一部変更はありますけど。

費用でございますが、まだ今検討の最中でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 二つ目の問題です。がん検診の受診定員の見直しについて質問をいたします。

私は、基本健診、がん検診、人間ドック、脳ドックなどの平成16年度から19年度までの定員と受診者の流れを一覧表につくってみました。がん検診の定員については毎年見直しがされております。平成18年度を見てみますと、合併もありまして、定員が胃、肺、大腸がんでは150人ずつふえ850人となっております。子宮がん、乳がんは、350人ずつふえて950人になっています。受診実績は、すべてのがん検診で定員の範囲内で、あとわずかで定員までというところでおさまっておりますが、子宮がん、乳がんについては半分以下の実績でございます。平成19年度を見てみますと、胃、肺、大腸がんは昨年より180人増の1,000人の定員、乳がん、子宮がんは350名マイナスの600名ずつ、前立腺がんは100名増の500名です。ことしは前立腺がんを除いてすべて定員いっぱい、受診できない人が出ていると聞いております。平成19年度はどうしてこのような状況になったのか、原因をどのように分析しておられますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の質問についてお答えさせていただきます。

実は以前、旧弥富町の方で集団の人間ドックというのをやっておられました。その分が、個別の人間ドックに行くよりも、基本健診プラス各種がん検診の組み合わせで受診される方が予想以上に多かったのが直接の原因かなあということは、この2年間の動きを見て分析しております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 私も、今課長が言われましたような原因も含まれていると思います。本来は人間ドックを受けたいけれども、補助金の立てかえ、負担増、払い戻し、手続の複雑・面倒さ、オプションなどで負担増、これが影響して健診の方に流れてきているのではないかと私は考えます。ちなみに、今課長が言われましたように、基本健診プラスがん検診では、女性は子宮がん、乳がんも含めると7,800円です。男性では、前立腺がんを含めると人間ドックの半分、または3分の1の費用で済みます。やはりこういうことが影響しているのではないかと私も思います。

次の問題です。

来年度、がん検診の定員をふやして、受診できない人をなくす方向で検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 私、行政としても2年間の様子を見てきている中で、住民の方にお断りするつらさというのもひしひしと感じております。そうした中で、住民サービスを考えて定員を増加して、受たい人がなるべく受けられるようにということは考えています。ただ、あと予算との関係がありますもんで、財政当局との詰めが生じるかと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） がん検診の定員をふやしていこう、住民サービスをふやしていこう、こういう前向きのお答えをいただきました。ぜひ実現していただきたいと思えます。

次の問題です。人間ドック、脳ドックについて質問をいたします。

人間ドックや脳ドックは病気の早期発見、健康管理の上でも重要な健診でございます。

まず1番目の質問、人間ドックの受診者が大幅に減少しています。平成17年度、旧弥富町A・Bコース合わせて880人の定員で受診者は807人、旧十四山村の人間ドックは245人の定員で245人受診、合わせて1,125人の定員のうち1,052人が受診され、94%の受診率でございました。しかし、平成18年の合併後、1,500人の定員で586人の受診、40%の受診率、平成19年度は定員が500人減らされたのでございますが、1,000人の定員で460人の受診、46%の受診率です。この原因はどこにあると分析されていますでしょうか、お答えをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 先ほどのがん検診プラス基本健診という形に流れたということですので、受けられる総対象者、希望される方は大体定まっております、それがそちらへシフトしたということで減ったと理解しております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 私は、安くて受けやすい方に皆さんが行かれた、その裏には大きな人間ドック、脳ドックの問題があると思うんです。先ほども簡単に申し上げましたが、平成17年度、旧弥富町では人間ドックAは1万3,450円でした。子宮がん、乳がんを含むと1万6,600円です。人間ドックのBは4,500円以下で受けることができました。旧十四山の人間ドックは1万円ぽっきりで受けることができました。平成18年度に入りますと2万4,150円、乳がん、子宮がん、肺がん、腹部エコー、肺活量、眼圧検査などは、このときオプションになり、別枠になりました。今までのような人間ドックを受けようと思うと、3万5,525円費用がかかります。もちろん後で申請をすれば8,000円は払い戻しになります。非常に負担が重くなったこと。二つ目には、平成19年度は2万6,500円、一部昨年オプションになっていたものがドックの枠に入りましたが、負担は非常に重いものです。それから、立てかえ払いをして後で補助金を戻すという、この額が8,000円から1万円に引き上げられました。でも、窓口では2万6,500円を払わないといけない。こういう負担が非常に重くなったこと。三つ

目には、立てかえ払いをして後で補助金を戻すという、非常に手続が面倒になったこと。この3点に大きな原因があり、ドックの受診者が大幅に減ったのだと私は考えます。その方たちが、基本健診プラス一般のがん検診、こちらの方へどっと行かれたのではないのでしょうか。住民の知恵と申しますか、少しでも負担が少なくて検査を受ける方向に行かれたのではないかと思います。この点について課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 基本健診につきましては老人保健法で定められていて、これは全国きちっと市町村の方でやっている事業でございます。がん検診につきましては、健康増進法で定められて行っている。そういうことからいくと、限りなく個人の負担は少ない形にさせていただいています。その分、市町村の負担は随分あるわけですが。人間ドックにつきましては、そういうことで定められていない健診ですもんで、各市町村の任意で行っております。ちなみに、海部郡ですと弥富、蟹江、飛島がやっていたということでもんで、それで若干個人負担も多くしているということがあります。そういう前提の中で住民の皆様が一番自分にとって適切なものを選択されたと、そのように理解しております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） ちょっと質問しましたこととお答えとは、ずれていると思います。人間ドックがこのように激減した原因について私は3点を申し上げたんですが、こちら辺の認識の違いがあると今後のことにも大きく影響してくると思いますので、この3点の私の認識は間違っているのかどうか、この点についてだけお答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） いろいろな分析の仕方がありますもんで、当然おっしゃる中で当たっているところもあるかと、そのように思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） どの点が当たっていてどの点が外れているのか、私の分析が弱くて甘いということになると、また皆さんへ御説明する点も変わってくると思いますので、もう一度、何かくどいようで大変申しわけないんですが、どこか間違っているところがありますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） はっきり答えてやってください。

健康推進課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

まず、補助金制度に変わって手続の困難さということがありまして、そのことも一つはあると考えます。ただ、そのことについては、2年間やってきた中で見直すということで考えております。

それから、負担が多いという部分がございます。確かに両方比べてみると、基本健診プラ

スがん検診の方が安い。それはもう先ほど説明したことです。決して外して答えたわけじゃございませんが、そういうことで皆さんが選択されたということですから、そのように理解しております。

それからもう1点が、オプションが多いということですね。それについても若干改善をしながら行っていた部分があります、1年で聞いて。そういうことで対応はしておりますし、基本的にある程度値段も抑えながら人間ドックをやっていききたいという中で、オプションという形で選択できるように18年度はしております、それでまたニーズがあったもので、その分を入れ込んで対応できるようにして、住民の方の利便性を考えたように理解しております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） ここで4時10分まで休憩いたします。

~~~~~  
午後4時02分 休憩  
午後4時12分 再開  
~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

安井議員。

18番（安井光子君） 発言を再開させていただきます。

人間ドック、脳ドックの受診料の立てかえ払いをなくしてください。これは要綱の改定にもつながると思いますが、市の補助金分は病院への直接払いとすることで、住民と市との煩雑な事務手続を解消し、市民の目線に立った健診にしてください。来年から改善していただけますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 今の点につきまして、改善して、後からまたそういう手続がないように考えていきます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 大変前向き、住民の方の不満がそこら辺にも集中しておりましたので、改善していただけるというお答え、大変敬意を表したいと思います。

次の問題です。

人間ドックの胃がんの検診が平成19年度からバリウムによる胃部のエックス線直接撮影となりました。住民の方から胃カメラの受診も選択できるようにしてほしいという御要望が出ております。これについてお答えください。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） そうした声は私どもも伺っておりまして、選択はでき

るようにしていきます。ただし、胃カメラの場合ですと金額がのしますもんで、その分については自己負担という了解のもとで考えていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 脳ドックにつきまして、どれくらいの方が受診されているかと調べてみますと、平成17年度は60人の定数のところ60人、平成18年度は70人、平成19年度は100名、定員は毎年ふやしてもらっているんですが、希望者が多く、今年度など申し込みの初日でいっぱいになったと聞いております。健診に時間がかかりますから上限はあると思いますが、ぜひ来年度も定員をふやしてください。これが受診を希望される方の願いでございます。これについてお答えください。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 御希望される動向を眺める中で、若干ですがふやす方向で検討していきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題です。

人間ドック、脳ドックの申し込みの窓口がことしから変わりました。海南病院の5階での受け付けとなりました。初日、5階は長蛇の列でいっぱいになり、4階まで申し込みの列が続きました。一般患者様にも御迷惑をおかけいたします。どうして両保健センターで受け付けができないのでしょうか。もとに戻してほしい、こういう強い御要望がございます。これについてお答えをいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） こうした議会の答弁の中でもお話しさせていただいたところなんですが、人間ドック、脳ドックとも海南病院に限らず、他の総合的な医療機関でも受診できる、そのために補助金という考え方も導入していたということは説明させていただいたところなんですが、そうした立場上、特に海南病院だけを行政そのものがやっているような形で受け付けすることは難しいもんで、それぞれの医療機関でお願いさせていただいているという中で、海南病院で受け付けをしていただいております。が、来年度は人間ドックそのものを総合がん検診という考え方で少し見直しをしながら、住民のニーズにもこたえていきたいと思っております。そうした中で受け付けも簡易にすることも含めながら対応して、例えば海南病院での受け付けについては、海南病院がまたもう少し広い場所を確保するようなことも一緒に相談しながら、住民の方の御不満がないような形は考えていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） ちょっとよく私自身は理解できなかったんですが、来年度から補助

金がなくなるというんでしょうか、窓口の直接払いとなるものですから、両保健センターで今までのように受け付けをしてやればいいんじゃないかと、私は単純にそのように感じます。それで、人間ドック、脳ドックの申し込みが、海南病院が99%以上ではないかと思うんですね、受診される方が。だから、そこら辺のところを、ほかの病院もあるからというのではなくて、海南病院がもう100%近いものですから、今までのように保健センターで申し込みができるようにぜひしていただきたいと思うんですが、この点、市長にお答えいただくのはいけないでしょうか。よろしくお願いいいたします。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 保健センターというか、例えば市民ホールの方が広いですもんで、そういうのを利用しながら受け付けができるようにと考えているということでございます、先ほどの回答は。

〔発言する者あり〕

失礼しました。

基本的には、補助金制度になった関係で、ですが海南病院ばかりではないもんで、それぞれの医療機関で受け付けをしてもらおうという考え方は原則です。ただ、例えば海南病院の方がいっぱいだもんで市民ホールなどを使用して、それで受け付けという形は可能ということでございます。

〔発言する者あり〕

わかりにくいですか。

〔18番 安井光子君「海南病院以外のところで受けやすく受け付けができるのかどうか」の声あり〕

そのために、例えば市民ホールなどを使っていただいて、広い場所で受け付けすることが対応できるようにしていくという、それは可能というお話でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 申し込みの方が多いから市民ホールでやりますと言われるんだったらそれで理解できますが、利用できますというのはちょっと、海南病院でやるのか、それとも市民ホールなんかでできるのか大変あいまいですので、そこら辺をはっきりしていただきたいと思います。補助金制度といいましても、窓口払いで、立てかえ分は引いて払うという今お答えでございましたので、その補助金とのかかわり、そこら辺のところをもう一度御説明ください。

議長（宇佐美 肇君） 健康推進課長。

健康推進課長（鯖戸善弘君） 先ほどの中で、基本的には医療機関で受付業務をしていただく関係で、海南病院が市民ホールに出向いて、それで職員が受け付けをしていくという考え

方でございます。

〔18番 安井光子君「海南病院の職員が」の声あり〕

はい、その職員が。そういうとき、もちろん行政に対するいろんな質問があったりも想定されるもので、そういうことについてはきちっと住民の方には行政もお答えはさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） わかりました。

次の問題に移ります。防災広場新設につきまして質問をいたします。

市長は、昨日の十四山地区での防災訓練のごあいさつで、また前回の議会答弁でも今後防災広場を十四山地区に1ヵ所、弥富地区への計画も前向きに検討したいと述べておられます。白鳥学区に防災広場を兼ねた都市公園的な広い子供の遊べる公園を新設してほしいという住民の御要望を聞いておりますが、どのようにお考えでしょうか、市長お願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

防災の問題につきましては午前中からも種々述べておるわけでございますけれども、その重要性については十分認識しているつもりでございます。私といたしましては、今後の計画の中で各学区に一つは防災広場が要るだろうというような認識をしております。それが児童公園だとか、あるいは都市公園とのリンクということにつきましては全く未定でございますけれども、防災広場としては、そういった中でコミュニティ、学区の単位で今後は必要だろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） この計画は何ヵ年ぐらいをめどに実施されるのでしょうか、わかっておりましたらお答えください。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

財政的な兼ね合いもございますけれども、単年度中というか、短い期間の中でそういうことについては準備をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 最後の問題でございます。県道子宝・愛西線などの安全対策について質問をいたします。

まず一つ目、歩道の新設・拡幅についてでございます。

近鉄佐古木駅からJRまでの間、歩道が完備されていません。大型車などの交通量が激しく、これは私が言うまでもございませんが、通勤・通学や地域の人たちの安全が大変脅かさ

れております。市といたしまして解決のために御尽力いただいていると思いますが、その歩道設置ができない問題点について、また今後の対策について御説明をいただきたいと思ます。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 県道子宝・愛西線の安全対策ということでございまして、これの歩道の未設置区間につきましては、現在、交通安全事業による歩道設置が事業中であり、早期設置に向け、地権者の了解が得られるよう用地交渉等を続けていただいております。また、現況歩道の拡幅は、全線にわたって歩道を設置した後に整備の必要が高い場合は計画実施を検討していくと県の方から聞いております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今のお答えで、地権者との関係、用地買収など御努力いただいていることはわかりましたが、どれくらいをめぐりに歩道の設置が考えられているのでしょうか、これがわかりましたらお答えをいただきたいと思ます。

それから、見てみますと片側は商店とかおうちがあったりして、非常に地権者との関係、御了解をいただくのもいろいろ御苦労があたりかと思ますが、どうしても困難な場合、田んぼの面が多いと思うんですが、用水だったり、この一方の歩道を拡幅するということは検討されていないのでしょうか、この2点についてお答えをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 今の御質問でございますけれども、どのくらいをめぐりに、また困難な場合、片側歩道でもどうだという話でございますけれども、これは地権者がございまして。地権者の方へ県の方からも出向いて交渉していただいておりますけれども、これは交渉ができ次第ということをお願いしたいということでございます。以上でございます。

〔18番 安井光子君「もう一つの問題」の声あり〕

それにつきましても、地権者との話し合いということで。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） すべて地権者との関係で、通勤・通学、地域の皆さんが大変危険な場面にも遭われていると思ます。ぜひ一日も早く県と協力しながら、この歩道設置・拡幅について御努力いただきますようお願いしておきます。

次の問題です。国道1号線の交差点周辺における渋滞対策について。

その一つ目、鮫ヶ地方面から国道1号線に出る右折信号の増設について。

この右折信号はございません。だから、国道から鮫ヶ地の方に向かって朝晩はほとんど渋滞しております。なかなか国道の方へ出るのが時間がかかるときもございまして。これについてどのようになっているのか、現状についてお答えをいただきたいと思ます。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 国道1号線の交差点部分の渋滞に対する御質問でございますけれども、これには右折の信号設置ということが必要でございます。これにつきましては、先ほども申しましたように用地買収ということが絡んでいきます。ただ、関係する土地でございますけれども、過去、用地買収が終わって、地権者の了解を得て現在の歩道が設置されておりますので、それをまた再度地権者の方にお願ひするというのは非常に困難でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） あと二つあるんですが、簡単にお答えいただきたいと思います。

155号線のバイパスの進捗状況と今後の見通しについて。

次は、弥富・名古屋線の延長工事など今後の見通しについて。

この2点についてお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 続きまして、国道155号線のバイパスにつきましては、国道1号線以南約400メートル区間と伊勢湾岸道路から北へ約1キロ区間の2カ所におきましては事業を実施しており、今年度から本格的に道路改良工事に着手します。残りの未整備区間6.8キロメートルにつきましては、現在事業中の区間の進捗を見ながら、整備効果の高い箇所から順次事業化をしていくということをお聞きしております。

また、県道弥富・名古屋線でございますけれども、海部土地改良会館から県道子宝・愛西線までの400メートル区間でございます。これにつきましては、約90%が用地を取得しております。今年度は、公安委員会等の協議を進めつつ、水路つけかえ工事等に着手していただくことになっております。また、楽平地区は圃場整備の進捗状況を踏まえ、事業化を検討すると県の方からお聞きしております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時33分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 四 方 利 男

同 議員 大 原 功



平成19年 9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 佐藤 博   | 2番  | 武田 正樹 |
| 3番  | 小坂井 実  | 4番  | 佐藤 高清 |
| 5番  | 立松 新治  | 6番  | 山本 芳照 |
| 7番  | 村井 邦彦  | 8番  | 新田 達也 |
| 9番  | 渡邊 昶   | 10番 | 伊藤 正信 |
| 11番 | 栗田 和昌  | 12番 | 杉浦 敏  |
| 13番 | 炭竈 ふく代 | 14番 | 三浦 義美 |
| 15番 | 浅井 葉子  | 16番 | 中山 金一 |
| 17番 | 前田 勝幸  | 18番 | 安井 光子 |
| 19番 | 佐藤 良行  | 20番 | 高橋 和夫 |
| 21番 | 立松 一彦  | 22番 | 水野 博  |
| 23番 | 高橋 清春  | 24番 | 木下 道郎 |
| 25番 | 宇佐美 肇  | 26番 | 久保 文哉 |
| 27番 | 黒宮 喜四美 | 28番 | 四方 利男 |
| 29番 | 大原 功   | 31番 | 原沢 久志 |
| 32番 | 三宮 十五郎 |     |       |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 31番 | 原沢 久志 | 32番 | 三宮 十五郎 |
|-----|-------|-----|--------|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

|                   |       |                   |       |
|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 市長                | 服部 彰文 | 副市長               | 加藤 恒夫 |
| 教育長               | 池田 俊弘 | 総務部長              | 北岡 勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 大木 博雄 | 開発部長              | 横井 昌明 |
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 平野 雄二 | 会計管理者<br>兼会計課長    | 村上 勝美 |
| 十四山支所長            | 平野 瞳  | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野 茂雄 |
| 総務部次長<br>兼税務課長    | 佐藤 忠  | 民生部次長<br>兼市民課長    | 加藤 芳二 |

|                        |         |                        |         |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長 | 早 川 誠   | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長 | 服 部 昭 男 |
| 教 育 部 次 長<br>兼 函 書 館 長 | 高 橋 忠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 加 藤 重 幸 |
| 総 務 課 長                | 佐 藤 勝 義 | 企 画 情 報 課 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 管 財 課 長                | 渡 辺 安 彦 | 防 災 安 全 課 長            | 服 部 正 治 |
| 保 険 年 金 課 長            | 佐 野 隆   | 環 境 課 長                | 久 野 一 美 |
| 健 康 推 進 課 長            | 鯖 戸 善 弘 | 福 祉 課 長                | 横 井 貞 夫 |
| 介 護 高 齡 課 長            | 佐 野 隆   | 児 童 課 長                | 山 田 英 夫 |
| 商 工 労 政 課 長            | 若 山 孝 司 | 土 木 課 長                | 三 輪 眞 士 |
| 都 市 計 画 課 長            | 伊 藤 敏 之 | 下 水 道 課 長              | 橋 村 正 則 |
| 教 育 課 長                | 前 野 幸 代 | 社 会 教 育 課 長            | 水 野 進   |

6 . 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

|             |         |         |   |         |
|-------------|---------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 下 里 博 昭 | 書       | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書           | 記       | 岩 田 繁 樹 |   |         |

7 . 議 事 日 程

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 日 程 第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日 程 第 2 | 一 般 質 問             |

~~~~~

午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、原沢久志議員と三宮十五郎議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢でございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

私は、今回3件の問題につきまして質問を提出しておりますが、一つずつ一問一答形式でお願いをしていきたいと思っております。

まず、第1問目の1件目は、桜小学校のマンモス化の解消についてでございます。

このマンモス化解消に向けて第2回の学校整備検討協議会が開催されたと聞いておりますが、今回はどのような提案をされたのか。また、委員の意見はどのような内容であったのか。そして、協議会の取りまとめというのはどのようになされたのか、その点についてまず御報告をいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 原沢議員にお答えいたします。

桜小学校のマンモス化解消についてでございますが、7月24日、学校整備検討協議会が開かれました。そこでは新しく第3案が示されまして、三百島地域を白鳥小学校区へ変更するという案が提出されました。これは第3案でございます。5月8日の第1回目の会議のときには、平島地区を十四山西部小学校区に変更するという案が一つ、それから桜小学校の分校をつくるというのが第2案でございましたので、その上に一つ加わったということでございます。

それから、委員さんからどのような質問があったのかということでございますが、かいつまんで申し上げますと、学区変更について大人は非常に難しいように考えているけれども、子供たちはすぐ溶け込んで、もし十四山地区に編入された場合でも、子供たちはすぐ慣れて、いい学校生活が送れるよといった案。それから、平島が東西に分かれるのは大変であ

るというような御意見もございました。それから、これは桜小学校を指しておるわけですが、児童数の多い学校と少ない学校が隣接していれば、学区変更はやむを得ないのではないかと、いったこともありました。それからさらには、子供たちはバランスよくやっていただきたい。バランスというのは人数ですね。そういったようなこと。それに加えて、その御家庭の話だと思ふんですが、友達がふえていいね。部活動もふえるのかなあと喜んでいたりといったようなこととございます。これは、特に十四山中学校なんかでは生徒数が少ないために部活の数が少ないといったような問題が非常に深刻になっているといったようなことを受けて、学校側やら保護者の方々の率直な御意見であったと思います。私どもとしましては、一日も早く子供たちにゆったりとした環境の中で勉強をさせてあげたい。そして最後に、地域に帰って協議していただきたいということをお願いしたのであります。

今回は、10月10日に検討協議会を予定しておりまして、こういった中で皆さん方の御意見をいただきたいということで終わりました。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 今の教育長からの説明ですと、その協議会の中で出された意見がこれこれありましたよという意見でございました。

それで、最初に教育長の方から説明がありました、5月8日に開かれた第1回のときの提案と、それから7月24日、第2回目の学校整備検討協議会が行われたときの提案の内容は、内容的によく見ますと、少し違ってきている内容が提案されているというふうに感じております。どういうことかといいますと、最初、5月8日の第1案では、東平島の地域の方たちを西部小の方に編入していただくということでございますが、これに加えて第2回目の提案では、そういうふうになっても、いずれ第2桜小学校が必要になるだろうということで、第1案の場合であっても、この建設予算は10億円ほどですが、いずれにしても学校整備基金を積み立てて、近い将来、第2桜小の建設を計画していく必要があるというのを追加して、この第2回目には提案されております。ですから、第1回目のときとは違っているなあとということと、それから第3案という形で三百島の方を白鳥学区の方に編入する案が新たに提案されたということで、第1回目の学校整備検討協議会の協議事項と第2回目の協議事項では内容が変わって提案がされていると。

そして、こういった協議内容について、地域に帰って協議をしていただきたいということですが、私がいろいろと地域の方たちの声を聞いておりますと、そういった声が代表者の方のところにとまっておりまして、きょうはたくさんお母さんたちが見えておりますけれども、そういった保護者の方にお話が伝わっていないなあとということ、いろいろと聞く中で感じております。十四山の中でも、ある御婦人の、子供を持つ親の意見として、勝手に言わないでほしいと。私たちの声を聞いて、その声をそういった協議会の場で発言してほしい。ぜひ

私たちの声を聞いてほしい、こういう声が寄せられております。そして、何よりも具体的な内容でそういった関係者に知らされていないというところが問題ではないかと思えます。

それで、私は、この桜小学校のマンモス化の解消ということにつきましては、一日も早い解決を関係者のほとんどの方が願っていると見ておりますし、私たちもそのように考えております。しかし、事を進めるに当たっては、関係する地域住民や児童の父母等の理解と納得を得て行うことは当然の前提条件であります。学校区の変更問題は、学校教育だけでなく、地域に及ぼす影響が非常に大きい問題であります。情報を公開し、保護者や住民の話し合いを深め、理解と協力のもとで決めていくということが重要ではないでしょうか。服部市長が誕生し、初の3月議会の中で所信表明を行っておりますが、この中で情報公開と市民参加という項目を設けまして、「市政の情報を積極的に市民の皆様へ公開し、常に創意と工夫を凝らしながら、市民の皆様へ気軽に市政に御参加をいただくことができるよう、行政のかじ取りをしていこうと考えております」、このように所信表明の中で述べられております。

そこで、お尋ねいたします。この観点から見ますと、これまでの学校整備検討協議会委員の構成では不十分だと思います。例えば西部小学校区には八つの自治会がございますが、学校整備検討協議会委員には二つの自治会の会長しか参加しておりません。また、平島地区を見ても、東西平島を代表する住民代表、区長さんは参加しておられるわけですが、ここにおるPTAの代表というのは決まっていなから、こういった肝心の保護者の方が参加できておりません。桜小学校の代表は桜小学校のPTA会長一人という関係から、参加されておりません。関係する地域住民や児童の保護者等の理解と納得を得て行う協議会になっていないのではないかとこのように感じます。そこで、こういった構成内容につきまして見直しが必要だと考えますが、この点についてどう感じておられるでしょうか。

同時に、先ほど教育長の方から中学校の問題が出されました。十四山中学校では部活で大変人数が少なく、苦勞しているというような話ございましたが、中学校の規模のことを問題にするというなら、やはりそこに関係する人の理解と納得がまた求められます。こうした観点から、こういった中学校の父兄の皆さんや関係する地域の方たちの代表を呼ぶ。そして、そういった声を下の方に伝えるというシステムが本当に必要だと感じますが、まずこの委員の構成についてお伺いをいたしたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの原沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

大変貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます。桜小学校のマンモス化の問題につきましては、過去から継続審議をされている案件でございますし、この桜小学校の問題につきましては、もう児童も1,000人を超えてしまっていて待たなしという中で、こ

の児童に対してどう考えていかなきゃいかんかということ、今さまざまな観点から皆さんの意見もいただきながら考えておるわけでございます。そういった中におきまして、5月8日、7月24日、学校整備検討協議会というものを皆さんと御一緒に考えさせていただいておるわけでございます。

原沢議員の御指摘のように、第1回目と第2回目では内容が異なるのではないかとということでございますが、協議会ですから、そういうふうな形の中で発展的に議論されるのが私は常だと思っておりますので、逆にそういうことがまたありがたいというふうに思うわけでございます。そうした中で、来月の10日に第3回目の学校整備検討協議会というものを実施させていただくわけでございますが、またいろんな課題を持ち寄って集まっていただくという形で考えております。各代表の方に発展的な、建設的な意見をその会議の場で発表していただきたいというふうに思うわけでございます。そういった中で、いろんな意見を集約しながら、一日も早く子供たちにゆったりとした教育環境というものを整備していかなきゃいかんということをおもうわけでございます。そういった中で皆さんから御意見をいただいて、私もまた議員の皆さんの方にその協議会の意見を御提案申し上げていきたいというふうで、とにかく早いところ一つの方向性をしっかりと決めていきたいというのが現状でございます。今の段階では何も決まっておりません。そういった中で、さまざまな意見を皆さんの方からお聞きしている、知恵をかしていただいているということでございます。私のそういう行政に対する基本的な考え方はいささかも変わることはございませんので、よろしくお願い申し上げます。

また、保護者の代表という形ではPTAの代表にも参加していただいております。あるいは、区長さんという立場の方にも参加していただいております。そういった中で協議会というものを進めさせていただいておりますので、保護者の方も、どうかそういう方を中心に御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、10月10日の協議会に対してさらなる発展を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 今の市長の発言の中で、協議会を開催するたびにいろいろな意見が出され、前向きに前進していくことはいいことだということで、私も発展することについてはぜひ進めるべき内容だと思います。

そこで、発展的に協議会を進めていくのはいいことなんですが、一つ市長にお尋ねいたしますが、市長は3月議会の平成19年度当初予算の中でこの学校整備検討協議会の予算を提案されました。21万円ほどの提案でございます。当初の予定では費用弁償として2回、21人の方に支払うということで42人分が計上されておりました。そして、今回もう既に2回が終わっておりますが、この内容につきましては、地域代表が10人、PTA代表4人ということで、

全体的には14人の方が費用弁償をいただくという形になるかと思いますので、これを3回いたしますとちょうど42人分ということで、当初予算で言いますと、あと10月10日、第3回目を行いますと予算的な措置が切れるわけですが、こういった協議会につきましてはどのように考えておられるのか。私は前回の議会でも、こういった学校の統廃合の問題につきましては、合併問題と同じように、将来的に10年、20年という長期にわたって校区を規制いたします。きょう決めたやつをあした翻すというような簡単な内容ではありません。ですから、合併協議会のように真剣にそういった問題について議論をし、本当に地域住民、保護者の理解と納得を得て進めていただきたいということを申し上げておきましたけれども、そういった点で、今後のスケジュール等につきましては、どのような内容をもってこの学校整備検討協議会の結論を出そうとしているのか。桜小学校のマンモス化の解消ということについてどのような対応をとろうとしているのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員にお答え申し上げます。

学校整備検討協議会という形で過去2回やっておるわけですが、今度、10月10日で3回目でございます。それぞれの、先ほどもお話をさせていただきましたように、発展的な意見をいただいております。そういった中で、いずれ集約していかなきゃいかんということ、方向性を見出していくということについては決意を持っておるわけですが、いつまでもただらとやっているということではございませんので、御理解を賜りたい。

また、予算につきましては大変重要な問題でございますので、この問題について2回、3回と協議を重ねることはやむを得ないというふうに思っておりますので、そのことも御理解賜りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 残念ながら予算があと1回でなくなるという中で、スケジュール的にあと1回やって終わりという考え方ならそういうことでお聞きするわけですが、私は、やはりこんな不十分な、地域の住民の方たちが全く知らない、関係者しか知らないというような状態で決定していくということは問題をこれから引きずることになると思いますので、やはりそういうことのないように十分な検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それで、もう一度、できたら今後の検討協議会については、どのぐらいのスパンで、当初市長が答えておりましたが、この桜小学校のマンモス化の解消については来年の3月までに結論を出したいと。私も本当に桜小学校はマンモス化の状態にあると思いますので、そのことについては同感するわけですが、そういう、ことしじゅうに決めたいということがありますので、スケジュールについてももう一度お答えをいただきたいと思います。

それから、もう1点追加してお聞きいたしますが、議事録の作成についてでございますが、今、2回の学校整備検討協議会が開かれましたが、これは、先ほど私言いましたように、3月議会の市長の所信表明の中で情報公開、市民参加ということをやっておりますが、こういう内容からして、もちろん議会は、そういう点でこういった本会議での発言、委員会での発言は公開されるわけですが、学校整備検討協議会の内容についても住民に公開できる内容で進めていただきたいと思います。テープなどはちゃんと議事録が作成されているのかどうか、その点について事務局の方にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今、原沢議員からの御質問でございますが、記録はどうしたのかということでございますが、1回目は要点筆記であります。それから、2回目からは声を録音してございます。

それから、先ほどちょっと費用の点が云々ということをおっしゃられましたが、まだもう1回分は十分ありますし、続いて補正をお願いするとか、いろいろなことで、決して2回で終わりとかいうようなことではございません。

それから、皆さん方、市民の方の御意見、あるいはお知恵を拝見する機会もいろいろと整備検討委員会が進む間に設けていきまして、いろいろお知恵なんかもたくさんいただきたい、御意見もいただきたいというように考えてございますので、そういった開かれた整備検討委員会という方向で進めてまいりますので、御理解のほど、よろしく願います。

〔「公開」の声あり〕

公開については、内部でよく相談をいたしまして、私個人でどうこうということは申し上げられませんので、その点よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） それから、第2回目の三百島地区の問題が第3案という形で出されましたけれども、私、三百島地区に住む児童を持つ保護者の方に御意見を伺いました。こういう三百島を白鳥学区の方に学区編入するという第3案というものが出されましたけれども、お母さんたちは何かそういった意見を出されたんですかと。そういう要望をしたんですかというふうな声を聞いてみました。そうしますと、だれもそんなことは要望しておりませんよと、こういう答えです。そして、合併の前に、一部北中がすぐ近くに見えるもんですから、すぐ近くに行けるから私は合併の方がいいわという方があったんです。そして、今回はどういふふうに見ておるのかなあと。そういうふうで白鳥に行けば北中に行けるもんですから、そういう方がいいのかなあと。その方に再度今回聞いてみました。そうしましたら、子供さんが1年生のときからそちらに通うのならわかりますけれども、途中からでは私は絶対反対と、こういう言い方をされました。そういう点で、この三百島地区については第3案

という形で出されましたけれども、こういった要望はどこから聞いて第3案というような提案になったのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

これは、いろいろな方から、第2案だけではなくて、まだほかにはないのかとおっしゃるので、こういうものを出させていただきました。

それから、先ほど議員から中学校へのいろいろなことはないというようにおっしゃられましたが、その地域ではないのかもわかりませんが、例えば桜小学校の方も、中学校が新しくできるけれども、北中の方へは行けないのかといったような御質問もいろいろふくそうしてございます。全然そういう意見がないことはないのではないかと思います。そういった意見もいろいろございますが、まずはこの桜小学校の件を何があっても早く解決したいというようなことで、そういったものは小学校の問題の後と考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 私は、どこから要望を聞いて、だれが出したのかということを質問したんです。それを教えてください。

それから次の問題として、平島地区の人から、平島地区を東西に分割されるのは反対だと。弥生小学校区のマンモス化解消のときには弥生台などの分割がされ、桜小学校区に編入されたといった過去があると。そういうことで地域コミュニティが壊されてしまったと。そういう二の舞は嫌だというような声を平島地区の昔からの方からは聞きます。そういう点で、学校区の見直し、変更について、旧弥富町ではその経験もいろいろあると思いますが、そういった反省や経験というものを生かしてほしいというふうに思いますが、そういった問題につきましてはどのように総括されているのか、あわせてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

いろいろ整備検討協議会の中でもそういった話が出てまいりました。しかし、考え方の一つとしては、弥生小学校の分離のときにもそういったようなことがあり、二つに分かれてもコミュニティの中の活動は一つにして、学校だけ別々のところへ行っているよというようなお話もございましたので、今回のことにつきましても、コミュニティと学校の校区をちょっと変えていただくということは別の話でも進められるのではないかなという考え方を持っております。しかし、これは絶対に譲れないとおっしゃる方もいらっしゃるかも知れません。そういったようなことをいろいろ拝聴しながら、今後考えていきたいと思っております。

〔「三百島」の声あり〕

これもいろいろ聞こえてまいりましたが、議員の先生の中からも一部お伺いしましたし、どなただったか忘れましたが、そういったような問題もあれしましたし、北中の校区やら、いろんなところからそんなような問題が聞こえてきたように思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 関連答弁をさせていただきます。

先ほどからの一連の桜小学校の問題につきましてでございますけれども、原沢議員の、保護者、住民の意思が反映されていないのではないかという形でございますけれども、地域の区長さんにも御参加いただいておりますのでございます。特に平島の御担当の区長さんからは私どもの方に要請がございまして、地区の方でそういった懇談会を開いてくれということがございました。そうした形の中で、住民の皆さんの意見も十分私どもとしては把握しているつもりでございます。今回、十四山地区で少しそういったような問題がございますので、私どもといたしましては、十四山西部地区における保護者の皆様、住民の皆様と懇談会をしたいというふうに思っておりますので、近いうちにそういうスケジュールを作成させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 教育長に一言言っておきたいと思うんですが、この三百島地区の問題につきまして北中の校区から聞こえてきたというような言い方がありましたけれども、北中の校区というのは十四山は入っていないんですよ。ですから、そんなよその話を三百島の方に持ってこられたら大変な迷惑でございます。そういう発言のないように今後よく注意していただきたいと思っております。

それで、今市長の方から、いろいろと住民の声を真摯に聞きたいということで、懇談会の用意は今持っておるんですよということを聞き、少し安心をいたしました。先ほども申しましたけれども、西部小学校区でも八つの自治会があるんですよ。ですから、そういった八つの自治会で懇談会を持つとか、あるいはPTAのところでも持つ。そして、平島地区でも東平島・西平島ということでPTAが今後分かれるようになるわけですね。だから、そういうところでもそういった懇談会を行うと。やはり関係者の皆さんに正確な情報を提供し、そして意見を聞いていろいろな方向を決めていくということが今求められていると思います。ぜひそういう点で懇談会の位置づけをしていただきたいと思います。懇談会については一応いつごろ、どのぐらいの規模で計画していただけるのか、その点について再度答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 今、私自身の判断のもとで答弁をさせていただいておりますので、こ

れから関係部署と詰めましてお答えを申し上げていきたいというふうに思っていますので、いましばらくの御猶予をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） それからもう1点、市長にちょっと確認しておきたいと思うんですが、市長は、情報公開と市民参加で風通しのよい行政にしていきたいということを言われていたと思います。そういう点で、やはりこういった学校整備検討協議会というのは内容が非常に重い協議会ですよね。協議会といっても、何でもそうですけれども、下から上までであるということですが、こういった学校を変えるというのは、合併と同じように、先ほども言いましたけれども、10年、30年、50年を規制する大事な問題なんです、地域の生活にとって。そういう点で、やはりこういった問題については議事録が公開されるというような内容に、これからの分でもよろしいですので、ぜひ改善を図っていただきたいというふうに思いますが、その点について市長の見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

原沢議員の貴重な御意見をいただきまして、その情報公開については今後努めるようにしたいと思いますので、いろんな手段等を通じて公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

それで、今回は懇談会も開催していただけるという方向が見えてきましたので、私は、この学区の問題を進めていくに当たっては、そういった懇談会を行った後でも、十分に市民の皆さん、関係者の皆さんにどういう内容でやろうとしているのかということの説明した後に、アンケート等で住民の意向調査というものを図って進めていただきたいというふうに思いますが、懇談会の後にそういったアンケートなどを行うことについてはいかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 懇談会の内容につきましては今後のスケジュールの中で確認をしていきますので、いましばらくこの御返答はお待ちいただきたいというふうに思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） そうしましたら、私のこの桜小学校のマンモス化解消については、これで質問を終わります。

次に、2件目の国民年金保険料滞納者に短期保険証を発行しないようにということで、聞いている方はちょっとわかりにくいかと思いますが、さきの166国会で6月30日、日本年金機構及び国民年金事業等の運営費の改善のための国民年金法の一部を改正する法律と

ということで、一般的には社会保険庁改革関連法というような言われ方をしておりますが、これが成立いたしました。この中で、国民年金の保険料の滞納者に対して、各市町村は来年4月から罰則として国民健康保険証を交付せず、短期保険証に切りかえることや、短期保険証の後に資格証明書の発行ができるようになりました。このため、今、市民からは、国民年金と国保は別の制度ではないか。一緒にするのはおかしい。国民健康保険証の取り上げはやめていただきたいなどの声が私どもに寄せられております。こういうことがさきの国会で行われましたが、国はこの問題について具体的にどのような指導をされてきているのか、お伺いをいたします。

そして、この問題は地方自治体の権限で、自主的判断で決められる問題だと考えます。保険証の取り上げは命にかかわる大問題でもあり、ぜひ地方自治体の自主権を発揮していただきたいというふうに考えますが、弥富市ではどのように対応を考えておられるのか、この点についての答弁を求めます。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、原沢議員の御質問にお答えいたします。

法律の改正によりまして、国民年金保険料を滞納している方の国民健康保険証を短期被保険者証に変えることができる規定ができました。今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、国民健康保険短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方へ免除措置や、未納者の方への自主的な納付の働きかけを行うものでありまして、市町村が住民に対して年金の受給権を確保するということができるものであります。

国の指導については、8月に行われました県の課長会におきましても、特に強い指導を受けているという感覚はありません。ただ、今回実施する市町村に対しては、国から未納者への保険料の受領を可能とする。それから、住民の未納情報の提供。それから、住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置。それからもう一つ、交付金による財政上の措置というような手当てが条件整備としてされる予定になっております。

当市の対応といたしましては、年金未納者に対する国民健康保険の短期被保険者証の交付につきましては、年金制度の諸問題が現在取りざたされておりますが、これも他市の状況を勘案していく必要もありますけれども、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） この弥富市といたしましては、そういった短期証の発行というようなことは考えていないということでございますので安心いたしました。自主権で決められる内容でございますので、市民の暮らし、健康を守るという立場で対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、3件目でございます。多重債務者対策をということでございます。

きょうの中日新聞の尾張版を見ておりましたら、多重債務の相談窓口、一宮市では11月にも受け付け開始の記事が載っておりました。政府の多重債務者対策本部は、相談体制の強化のため、全国の市町村に相談窓口、都道府県に対策協議会、または対策本部の設置を求めています。愛知県では協議会の第1回会合が開催されたと報じられておりました。多重債務者は業者への支払いをまず優先する。このために、多くが市民税や国保税、保育料や給食費などを滞納している。これらの徴収を担当する窓口では、こうした人は滞納者として扱われます。こうした滞納の背後に借金があるケースは相当あると見られております。自治体職員が意識を持てば、この種の多重債務者の掘り起こしにかなりの力を発揮できると思われれます。多重債務者は全国で200万人以上もおり、相談は今後一段とふえる見通しであり、自治体の対策強化が欠かせないと言われてきております。

そこで、お尋ねいたします。愛知県の取り組みや指導はどのようになっているのか。また、弥富市としての対応はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 深刻化する多重債務者問題を総合的に解決するため、多重債務者問題改善プログラムが政府の多重債務者対策本部において決定され、今後、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって実行していくことになったことは議員の御指摘のとおりでございます。また、このプログラムでは、住民から最も身近な消費者行政の担い手であるとの観点から、地方自治体に対して、地方自治体内の連携、市町村における相談窓口における対応の充実、都道府県における市町村の補完や関係団体のネットワークづくりなどの取り組み、相談窓口の周知などが要請されております。愛知県では、このプログラムに沿い多重債務者対策に取り組むとのことで、5月には県下各市町村に協力の依頼、8月には市町村や愛知県弁護士会や司法書士会を初めとする専門機関を交えた会議が開催されました。この会議で、愛知県からは市町村の支援策が示されました。また、各自治体の相談窓口で活用するよう、金融庁作成の多重債務者マニュアルが配付されるとともに、各市町村及び各専門機関における取り組みが紹介されております。弥富市としましても、このマニュアルを活用し、丁寧に事情を聞くとともに、関係機関と連携し、法律専門家へ適切に引き継ぎをしたいと思っております。また、多重債務者の掘り起こしと、多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まることのないように、市役所内の関係部署との連携を図ってまいりたいと思っております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 弥富市でもマニュアルを活用し、そういった方向に沿って今後相談に当たっていくということですが、現在の弥富市の消費生活相談活動というのはどのような対応になっているのか。また、こういった多重債務の問題などについては実際どんな状況だ

ったのか、現在の状況についてまずお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 現在の状況のお尋ねでございます。

議員おっしゃったように、多重債務者問題も含んで消費生活問題をどう取り扱っておるかということでございますが、消費者問題、多重者問題、いずれも相当な知識が要するというふうに考えております。そういう意味合いで、現在のところは私どもにおきましては県の県民生活プラザへ御案内をしておるのが実態でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 現在、金融庁を挙げて、国はこの多重債務問題について本腰を入れて取り組んでいただきたいということを強く打ち出しているわけでありまして。なぜそのようなものを打ち出しているかといいますと、クレジットやサラ金の利用者は現在増加の一途をたどっております。貸金業会の信用情報機関、全国信用情報センター連合会が2006年5月に実施した調査によりますと、サラ金の利用者は1,400万人弱、そのうち約268万人が3ヵ月以上返済が滞っている。また、5社以上のサラ金から借り入れている人が約230万人いると。これらの人の大部分が、高利の借金の返済のために新たな借り入れをする自転車操業状態に陥った多重債務者と見られています。サラ金利用者の6人に1人が多重債務状態にある計算であります。

多重債務者を続発させる温床として批判されてきたのが、利息制限法の上限金利。元本額により、15%から20%を超えるグレーゾーン、灰色金利でございます。同法の上限を超えても、出資法の上限金利29.2%を超えなければ刑事罰に問われないことをいいことに、サラ金業者の多くは出資法の上限ぎりぎりの金利で営業を続けてまいりました。2006年末、長年の課題であったこの灰色金利撤廃を盛り込んだ改正貸金業法が全会一致で可決成立いたしました。全面的に施行されるのは3年後、2009年の見込みであります。改正貸金業法が成立する際、国会は衆・参の金融委員会で、政府は各地方自治体に対し、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう要請を行うということで、衆議院・参議院でそれぞれ附帯決議がされております。こういう内容を受けて、先ほど言われたプログラム、マニュアルがつくられてきているわけでありまして。

そして、いろいろな先進地の例をとってみますと、先ほど担当課長が、そういった多重債務の方については県の県民プラザの方を紹介しておりますということで、安易にあちらに行ってくださいというような対応で終わっていると。それでは多重債務を本当に解決する役割にならないと。地方自治体の職員の人たちには、もっと親身になって、本当にそういった生活を改善させる、そういう役割を担っていただきたいというのが今回の内容でございます。ですから、鹿児島県奄美市の内容や、あるいは滋賀県野洲市の先進地の例などがありますが、

ひとつそういったことも踏まえて、これからの対応していただきたいと思います。そして、最初に申しあげました一宮市でも、そういった専門の窓口を11月から開始するというところでございますが、やはりこの弥富市におきましても、そういった親身な対応をぜひ一日も早くしていただきたいと思いますが、その点について、ちょっと市長の方に今後の検討についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員の御質問にお答えいたします。

多重債務者が大変お困りなっているという現状でございますけれども、私は、原因と結果の上に債権・債務が発生しているという事実に対して、行政がどこまで立ち上がった形で入っていったらいいかということに対しては、いろんな御意見もあろうかというふうに思っております。しかし、先ほどの商工労政課長の答弁じゃございませんけれども、どこにも相談できないまま生活に行き詰まりを感じるということについては、行政としても手を差し伸べていかなきゃいかんというふうには思うわけでございます。

それから2点目の方におきましては、先ほど労政課長の方からも答弁ございましたけど、国とか県からの協力要請が非常に今進められております。そういった形においても、市においては一步前へ進まなきゃいかんかなあというような決意をしておるところでございます。

また3点目におきましては、いわゆる私どもの自治体との滞納の問題でございます。ことしの8月末現在の滞納状況を考えますと、市民税、あるいは固定資産税が、大変残念な結果ですけれども、対前年比からしますと1.5%強ふえているというような状況でございます。このことにつきましては、行政と直接的なかわりがあるということに対して、行政としてもこの辺のところをしっかりとしたシビアな考え方を持っていかなきゃならないというようなことも考えるわけでございます。そういうような観点から、私ども弥富市といたしましても、来年の春をめどに具体的な相談窓口、あるいはベテラン担当職員というような形の中で、関係機関との協力体制を組みながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） ありがとうございます。

それで、滞納の額はことしも1.5%ふえてきているということで、金額的には相当な額になるわけです。それで、こういった多重債務者が長期にわたって灰色金利を払ってきた場合、過払い金というのはどういうふうになっているのかということで少し申し上げますと、この過払い金の返還請求ができる場合もかなり多いということで、通常、サラ金業者と6年半ほど取引が続けば、利息制限法に引き直して計算をすれば払い過ぎが発生されると見込まれております。本来なら返済済みの借金を払い続けていたこととなります。自分は債務者だとい

うふうに思い込み、返済資金の工面に苦しんでいた人が、引き直して計算をした結果、数百万単位の過払い金が出たと。そういったお金の返還を受けて滞納に振り向けることができたというような経験が全国から寄せられております。そういう意味で、この弥富市におきましても、窓口におきましては各担当課とも連携をとりまして、こういった多重債務からの相談に親身になって対応していただきたいというふうに思いますが、その点について最後に一言だけ課長からお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） 十分留意してやらせていただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） ここで11時10分まで休憩いたします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に高橋和夫議員、お願いいたします。

20番（高橋和夫君） 通告に従いまして、弥富市の道路建設計画の実施状況について御質問申し上げます。簡単明瞭に質問をさせていただきますので、回答については詳しく、よろしくお願い申し上げます。

道路の新設・改良等の道路行政は、市民生活の安心・安全・安定・利便性のために大変重要な課題であります。都市計画道路日光大橋西線、県道弥富・名古屋線、国道155号線の延長南伸計画、市道中央幹線道路拡幅整備、大きく言えば国レベルでの東海北陸自動車道の一宮からの延長南伸計画、国道1号線の道路拡幅計画など、いろいろたくさんの道路計画があります。特に弥富市の中心市街地の道路状況は、JR線、近鉄線に南北の道路が分断される中、国道155号線の橋上化による1号線への接続で幾分緩和されましたが、まだ不十分な状況は、中心市街地の狭い道路を北から南に通る車の混雑状況を見ても明らかであります。そこで、市長にお尋ねしたいのは、これらの道路建設計画の進捗状況などをお教えください。よろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員にお答えを申し上げます。

その前に、いろんな生活環境整備があるわけでございます。私どもとしては、防災、下水の問題、あるいは御質問の道路整備があるわけでございますが、こういった状況の中で、このところ道路整備が非常におくれていて強く感じるわけでございます。そういった中では、国レベル、あるいは県レベルのさまざまな陳情をお願いしてあるわけでございますが、

つい昨今も道路整備の促進と道路整備財源の確保という中で、議会の皆様にもその陳情に対してはお願いをしているわけでございます。そういったよう状況の中で、御質問の道路に関しまして一つ一つ丁寧にお答えをさせていただきます。

都市計画道路日光大橋西線につきましては、街路事業、土地区画整理事業により整備が図られており、区画整理事業区間730メートルは平成20年度に完了の予定と聞いております。県の事業区間870メートルのうち、今年度は区画整理地区以西約140メートル区間の道路改良工事、並びに第3環状線以西約450メートル区間の用地買収の進捗を図るため、関係する地権者等との調整を積極的に図っていくと聞いております。よろしく御理解賜りたいと思えます。

また、県道弥富・名古屋線につきましてはでございますけれども、今年度に又八地区の水路工事に着手の予定で、楽平地区については、圃場整備の進捗状況を踏まえ、事業化を検討すると聞いております。

また、国道155号線の南進につきましては、鵜浦町地区（国道1号線以南の約400メートル区間）及び鍋田町地区（伊勢湾岸道路以北約1キロメートル区間）におきまして道路改良工事に着手していただいております。この広範の中において、国道155号の南進計画については進んでいくということでございます。

続きまして市道中央幹線でございますが、日の出橋から伊勢湾岸道路まで延長約7キロメートルのうち、日の出橋から寛延工区までの約2.8キロメートルにつきましては用地買収が完了いたしましたので、流域下水工事完了を待ち、平成20年度には工事完了を予定しております。

また、大型交通の多い国道23号線から伊勢湾岸道路までの約2.7キロメートル区間につきましては、県道整備との整合を図り、今年度より事業着手し、残区間の約1.5キロメートルにつきましては、事業区間の進捗状況を見ながら着手していきたいと考えております。

また、関連いたします市道穂波通線は、日の出橋から1号線までの道路区間でございますが、用地買収等をことしから積極的にやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次いで、東海北陸自動車道の南伸計画でございますが、毎年、本同盟会におきまして、地元選出の国会議員、また先ほどは冬柴国土交通大臣に直接陳情を行っております。

最後に、国道1号の拡幅工事でございますが、名古屋方面から西側へ順次整備の予定をしており、弥富市地内の工事着手のスケジュールにつきましては、大変残念なことでございますが、現在のところ未定でございます。

また、道路整備は豊かな生活と活力のある社会の実現のために欠くことのできない事業で、まちづくりの骨格でございますので、早期に整備されるよう引き続き努力してまいりたいと

思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

20番（高橋和夫君） ただいま市長より御答弁がございましたが、弥富市の10年及び20年先を見た場合、第1次総合計画がまちづくり委員会等で検討・審議されている現在、その根幹としての道路行政の重要性は明らかであります。今後、市長・市議会が一体となり、国・県に働きかけていくこともまた肝要です。どうか市民生活の安心・安全・安定と利便性の追及を目指して今後も努力されることをお願い申し上げまして、簡単ではございますが一般質問にかえさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 次に山本芳照議員、お願いします。

6番（山本芳照君） 通告に従い、私は2件の一般質問をさせていただきます。

初めに、用排水路の水門及び排水機の維持管理についてお尋ねをしたいと思います。

弥富市では、市民の皆様が安全で安心して生活を営んでいただくため、いろいろな施策に取り組んでいます。特に公共下水道については、県が整備する日光川下流1号幹線流域下水道工事が平成22年供用開始に向けて急ピッチで進められているところであります。このような工事が完成すれば、河川・水路の水質改善、市街地の浸水解消が図られ、市の健全な発展と快適な生活環境の確保ができると思っています。現在、私が住んでいます佐古木地区では、農業用水路を使用して家庭用の雑排水を流しています。この用水路は、水田に水を取り入れるために、水門を閉め、水路の水を満水状態にし、水田に水を入れるという方法をとっています。そのため、用水路の水が満水状態の期間の5月からおおむね9月末に大雨が降れば、道路の冠水が一部の地区で発生をいたします。そのため、このような道路の冠水を防ぐため、地区の担当役員の方が天気予報の情報等を把握しながら水門の開閉を行ったり、排水機を稼働させて水路の水の調整を行っているところであります。地区には2カ所の排水施設がありまして、水は市江川と宝川に放流されています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

今現在、この地区で使用しています水門及び排水機が老朽劣化し、修繕を施さなければならなくなったときに、かなり高額の修繕費用がかかるというふうに聞いています。800万から1,000万ぐらいかかるのではないかと、この水門を製作した業者に聞いてみると今の担当者が申し出ておりました。そこで、弥富の土地改良区整備事業補助金交付要綱によりますと、第2条3項の別表、排水路築造に関する費用（既設排水路の部分改修を含む）の95%以内を補助するとありますが、この制度につきまして佐古木地区で適用されるのか。適用されるならば、当然市から修繕費用の援助を受けられるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 山本議員のお尋ねでございますけれども、佐古木地区におきまして

の市街化ということでございますが、こういった市街化区域での農業との共存ということに対してのお話でございます。

今いろいろお話をいただきました。この排水施設につきましては、現在、日常管理していただくということにつきまして、それぞれ地元で行っていただいているという状況でございます。この用排水路、農業については用水路ということでございまして、地域で生活していらっしゃる方からしてみると排水といった、そういった用水・排水の両方を一つの水路の中で保たなきゃならないということでございます。したがって、特に農業関係からいいますと、5月から9月ごろまで特に水が必要となるわけでございます、稲作には。そういったことにつきまして、この水門を閉めなきゃならない。そして、水を確保しなきゃならないということでございます。この地域に住んでいらっしゃる方からしてみれば、そういった状態の中で、最近、地球温暖化の影響が、非常にいつとき雨が多いわけございまして、そういったいつとき雨につきまして、同じ用水路・排水路が兼ねて利用されているということから、非常に厳しい状況にあるということでございます。特に御当地については非常に低い地帯が含まれておりまして、そういった面からいろいろ御意見が出されているわけでございます。

その中で今御指摘の件につきましてですが、市街化区域になっているという中で、農業に対する改善と申しますが、農業に対する対応が、国も県も農業を軸とした形での対応がとれないということになっておるわけでございます。したがって、初めに申し上げましたように、排水、またポンプにつきましては、それは関連のポンプでございますけれども、地元で管理していただいているというような状況であるわけでございます。私どもも、それぞれ地域でいろいろ御苦労いただいていることを、区長さんを含め、いろいろお聞きしておるわけでございますが、今後こういう市街化区域の中での問題ということで、矛盾しているといいますが、制度上なかなか難しい問題がありますので、そういったことの中で今後検討しなきゃならないと思うわけでございますが、今申し上げましたように、今の状況下の中でいろいろ私どもも手を差し伸べることが非常に難しい状況にあるということでございます。今後、いろいろ地元の方と議論を含めて進めてまいらなければならないと思っておりますが、よろしく願いがしたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今のお答えですと、そういった修繕費については市の方から援助を受けられないという理解でいいでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 今の用水・排水という問題でございますが、あくまで排水ということにつきましては、市民の皆さん方が住んでいらっしゃるという中での排水でございますので、そのところと今の用水との関連といったことの位置づけをどう進めていくかというこ

ともなるわけですが、そういったことを含めていろいろ議論をさせていただくということでございまして、今この場でお答えさせていただくということはなかなか難しい問題でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） お金の絡む話はなかなかここで即答できないこともわからないでもないわけではありますが、そういったことで、市民の皆さんが用水路であるけど排水を流していることも事実でありますので、やはり早急に下水道工事を行う必要があるというふうに考えています。

そこで、この弥富市が出しています「公共下水道のあらまし」の中に、今現在、鎌島地区で行われています日光川下流1号幹線の関係で、今私が言いました佐古木地区は、この地図上の計画図によりますと日光川河川7号幹線ということになっておりますけど、この7号幹の工事は平成何年から始まり平成何年までに完成するのか、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 今、日光川流域下水道の支線のお話がありましたけれども、現在は弥富市を含めまして3市5町村が幹線水路の整備等を進めていただいております。また、それに沿いまして、幹線水路のところから下水を進めさせていただくということでございます。ですので、佐古木の支線がいつになるかという年度につきましては、まだちょっと今のところわかりません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 工事がいつになるかわかりませんと言われますと、先ほど私が申し上げた問題がこの地区では何年たっても解決できないという厳しい状況になるわけです。そんなことも地区の皆さんもいろいろ苦慮されまして、今年度、下水道工事の早期着工を願っていろいろと模索をしてみいました。ことしの自治会の総会の決議によって、公民館等共有財産、さらには既設の排水機の修理・管理を含み、自治会の総意をもって対策費の積み立てをしてきたところであります。これに関し、一部の住民から異議があり、自治会は下水道対策、排水機の修理・管理について見直しを図りながら今日に至っている状況であります。こういった下水道の早期完成と自治会運営について表裏一体と考えておりますので、市長、これらの関係について一度御指導のほどをお願いしたいと思いますので、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

その前に、山本議員が地区のことに対して非常に熱心に身を乗り出してこの問題に取り組んでいただいているということに対して、感謝申し上げたいというふうに思っております。

先ほど来、副市長が答弁しておりますように、市街化区域の問題と調整区域の問題については今後話し合いをさせていただきたいという形でございますので、今後の検討材料にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） ぜひ地区の発展のために、これらの下水道関係について市からのお力添えをいただきたいと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

次に2点目、盆踊り大会の市長のあいさつ時間について少しお伺いいたします。

ことしも、各地区の学区、コミュニティの役員の皆さん、並びに各種団体役員・会員の皆さんの御協力によりまして、盛大に各小学校区盆踊り大会が開催されました。当日は天候不良であったため、若干予定どおりの行事が進まず、市長の到着及びあいさつがおくれ、それに引き続き抽せん会なども私の地区では遅くなりまして、始まる時間が7時からおおむね9時、2時間ぐらいを予定して毎年この盆踊り大会は開催されていると理解をいたしております。

盆踊り大会は、青少年健全育成行事の一環として、それぞれ各地区で実施されています。夜遅く帰宅させるのもいかなものかなあと私は思っています。仮に子供同士、グループで参加したとしても、最後には自分一人でうちへ帰るという状況も発生することも想定しながら、やはり盆踊りというのは夜の行事でありますので、終了予定時間の9時ごろにはすべてが終わった方がいいんじゃないかなあというふうに私は思っています。そういったことを少しでも考慮するならば、市長、副市長の2人がおりますので、これからこういった夜の行事に対して、時間も制限されている中で1人で6カ所、7カ所を回るのは僕は大変苦痛だというふうに思っていますし、市長もせっかく盆踊りに参加して、踊ることもなく、あいさつだけですと帰るわけにはいかないだろうと。当然1曲、2曲は踊り、なおかつ市民の皆さんとの対話もやってくるだろうと。そうすると、やはり予定時間どおり事は進まないという気が私はいたしますので、これからこういった行事に対して、市長・副市長が分かれて2人があいさつすれば、回る箇所も少なくて済むし、それで事はうまく進むんじゃないかというふうに考えていますけど、お答えをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

この盆踊り大会というのは、市を挙げて、それぞれのコミュニティ、学区の中で開催をさせていただいておる夏の一大イベントでございます。大変、市民・住民の皆さんも楽しみにしてみえるということでございます。

ことしの場合は、山本議員も御承知かと思っておりますけど、少し夕方から天候が怪しくなりまして、特に南の方におきましては雷が発生しているという状況がございました。そういった

中で、桜学区から私、副市長ともスタートをさせていただき、弥生学区、そして大藤、栄南という形で回る予定をしておりましたけれども、大藤、栄南の方で雷の音が激しくなりまして、少しスケジュールどおりにはいかなかったという状況でございます。また、十四山地区におきましてもそういうような状況で、室内の中で皆さんがこのイベントに対してやられるという形で、会場の変更というようなこともございまして、スケジュールが思うようにいかなかったということでございます。私も白鳥学区には8時50分に到着をする予定で準備を進めながら行動しておったわけでございますが、そのような形で大変おくれたことに対して御迷惑をかけたということでございます。しかしながら、私どもといたしましては、この盆踊り大会は、先ほども言いましたように、各区長さんを中心といたしまして、それぞれ学区の役員さんが非常に熱心に御準備をいただき、御尽力をいただいております。こういう人たちに対して、私どもとしては敬意を表するとともに、労をねぎらわなきゃいかん。それと同時に、私といたしましても、市民と、ほんのわずかないっときではございますけれども、一緒になってこのイベントを盛り上げさせていただきたいということもございまして、今後におきましても、今までどおり6会場を市長・副市長で巡回する予定でございますので、御理解を賜りたいと。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 山本議員。

6番（山本芳照君） 今市長の方から従来どおりのやり方というお話でありますけど、今は開始時間が、先ほども申しましたけど7時ということであります。時間を少し早めて、例えば6時、6時30分ころからやれば、市長の到着時間も今までどおりでやろうと思ったら、それぐらいのことは可能かなあというふうに思っていますので、開始時間を早めるとか、一度検討する必要があるんじゃないかと。ああいう暗い夜道、街路灯のないところもあるうかと思えます。そういうところを子供一人で帰していいのか。今日、子供に対する性犯罪等々の事件もたくさん昼間でも起こっている状況の中で、じゃあ夜それでいいのかといたら、なかなかそうはいかないような気が私はいたしますので、一度考慮していただきたいということをお願いし、私の発言を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に水野博議員、お願いします。

2番（水野 博君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

私は、市内における公共施設及び遊具の安全対策についてということで質問させていただきます。

皆様方、新聞・テレビ・ラジオでよく報道されて聞いておると思っています。例えばプールの排水から1人子供が亡くなっちゃったとか、そしてブランコの足が倒れたとか、いろいろ事故がありますね。これは安全管理、点検不足のためだと私は思っております。市内にも多くの建物、遊具があります。この施設は、過去の町長さん、議員の方々、また役員の方、そし

て住民の方の一生懸命の努力によりましてできた大事な建物であります。これを大事に使うようにしたらどうだろう。このように点検不足のためということでは本当にだめだと私は思っております。

この6月の初めにこういうことがありました。弥生小学校の体育館の中で、私ちょっとスポーツをやっておる関係で、弥生小学校で夜8時ごろから皆様方20人ほどで練習をしておりました。15分ばかりしたら電気がすぽんと全部消えてしまいました、体育館の中の。皆様方は、真っ暗になって身動きもできません。その中で、会員の中に1人、電力に詳しい人が見えて、免許を持った方でございました。ちょっと見てくるわとって、そのうちにもう1人の方は職員室に行って先生を呼び出して、こういう結果になったということで報告に来た。先生は5人ほど見えまして、そしてどこがどうのこうの、わかりませんということでございましたので、電気に詳しい方が見てみましょうとって配電盤のふたをあけてみたら、上から本線が入っております。そしてボルトで締めてあるんですが、この線がぐらぐらに動いておったと。接点が悪いから火花がパチパチと飛びますね。その結果、パチンと最後に飛んでしまったということです。火花がパチパチ飛ぶということは火災のもとになります。しかも、その配電盤の中には綿ぼこりがたまっていたという結果でございます。これ、一つ間違えたら大惨事になるところでございます。そして、電力に詳しい方が、これは締めなきゃいかんと。締めるには道具が要ります。その方は専門の道具を家まで取りに行って、そしてきちっと締めてもらいました。でも、水銀灯という電気は約1時間ほどつかないんです。当然私たちは9時半まで練習をすることになっておりましたが、全然練習することはできませんでした。皆様方は、せっかく使用料を払ってあるのにどうということだと。学校側から役所に伝えてくださいと言っておりました。先ほどもちょっと確認してみたら、役所は聞いておりませんという結果でございました。これは大変な惨事になることでございます。役所の点検はどのようにしているかお伺いしたいと思います。市内には小・中学校、いろんな建物があります。このことに関して点検はどうなっておるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 水野議員の質問にお答えさせていただきます。

当市の公共施設の安全管理につきましては、専門的・技術的な管理・点検につきましては、専門業者に委託をしております。日常の点検につきましては、例えば学校であれば校務主任さんが主となり、また保育所であれば所長、主任保育士、社会教育施設は社会教育課、市役所庁舎は管財課が主となり、器具等のふぐあいがいないか注意をし、安心して安全な施設であるよう心がけております。

議長（宇佐美 肇君） 水野議員。

22番（水野 博君） 今答えていただきましたが、皆様方わかっておるように、役所、

小・中学校、保育所、コミュニティセンター、児童館、社教センター、福祉センター、いろいろあります。この役所、小学校、中学校、いろいろなものの点検は、何ヵ月にとか何年とかいろいろあるはずですが、ちょっとその辺をお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 管財課長。

管財課長（渡辺安彦君） 専門業者に委託した点検につきましては、各施設ごとに項目も違いますし、また私につきましては市役所の管理ということでお答えさせていただきますが、市役所の点検につきましては、エレベーター、非常通報装置、自動ドア、冷暖房機、消防設備、自家用電気工作物、このようなものが主な保守点検でございます。

議長（宇佐美 肇君） 水野議員。

22番（水野 博君） 先ほど言いましたように、弥生小学校に綿ぼこりがたまっていたということは、あれは危ないから、ふだん人がさわるものじゃありませんので密閉されております。その中にほこりがたまっているということは、想像しても何十年と点検しておらんなどということになると思います。1年や2年じゃない。ほこりがたまっておる。また、ボルトが締めてあるのが緩むということ。初めは、かんかんに締めてあるはずですが。体育館は振動とかいろいろあります、スポーツをやりますから。そのねじが緩んでおる、またほこりがたまっておるということは、点検していないということじゃありませんか。そのところをちょっと答弁願います。

議長（宇佐美 肇君） 教育次長。

教育部次長兼図書館長（高橋 忠君） 水野議員の弥生小学校の体育館の件につきましては、学校の方でも電気設備関係と消防設備の点検等については、全小・中学校、年2回点検しております。それから、自家用電気工作物の保安業務の委託につきましては、小・中学校、毎月1回点検はしております。ただ、その中の配電盤等については恐らく自家用電気工作物の方になると思いますが、その辺で一度、今後十分業者とも話をし、そういうことのないように注意していきたいと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 水野議員。

22番（水野 博君） 弥生小学校のときには私も見たんですが、ほこりがたまっているところが少し黒く焦げておったんですね。ほこりがたまって火花で黒焦げになったということは、いかにも先ほど言いましたように、10年や20年掃除していないんじゃないか。締めるのも点検していないんじゃないかな、緩んでいるということは、先ほど答弁で月に小・中学校はやっておると言ったが、見ただけじゃないのかと私は思います。大事なことです、接点が緩んでおるということは、それによって大火になったらえらいことです。小・中学校は大勢の方が入るところなんです。もし大火になったらえらいことなんです。その辺のところをよろしく願いたいしまして、私の言葉とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 次に、高橋清春議員。

23番（高橋清春君） ただいま議長から指名していただきまして、通告に従って質問いたします。

私は、弥富市スポーツ少年団育成について、市長並びに担当課長にお聞きいたします。

現在、加入団員・団体は8クラブ約218名、毎週土・日・祭日、体育館並びにグラウンドで監督・コーチの厳しい指導のもとで、選手一人一人が夢と希望と感動を持って毎日頑張っております。

ここで、簡単に言えば2問ほどでございますが、一つだけ余分なことをしゃべらせていただきます。

現在、スポーツ少年団指導員の中で、クラブの監督さんでございますが、小学校4年生で野球部に入部され、それから中学校に入られ、またここでも野球をやられて、高校に入学されました。そして、硬式野球ということで、皆さん御存じのとおり、金城監督の指導のもとで野球をやり、その後卒業され、社会人となって、その後結婚もされ、男の子供さんが生まれて、その子が4年生になって少年野球に入り、またこの初めの4年生のときの生徒は今父親として、監督として一生懸命頑張っておられますことを、ちょっと一言皆さんに御報告いたします。

そこで本文に入りますが、現在、弥富市体育協会から活動費が支給されておるが、この増額をお願いしたい。また、この補助金に対して、市の方から各種スポーツクラブに補助金は出ないかということをお願いいたします。

二つ目ですが、グラウンド整備するときのトンボです。トンボというと、グラウンドの整備に使うものなんですが、その購入をしていただきたいということで、木や鉄のトンボでやっておると、バウンドするたびに子供たちが大変苦慮して整備しております。ビニールのはけ等について、何千本買うでなしに、各グラウンドぐらいにはありますが、もうはげがぼろぼろになったりなんかしておりますもので、一度、担当者の方で結構ですが、グラウンドのあれを見ていただいて購入していただきたいと思います。地区によっては、学校で野球、並びにほかのスポーツをやりたいといっても、そういうトンボだとか整備するものがないから苦慮しておるということで、学区によって今いろんなスポーツがあれしておりますが、グラウンドを使うのはやはり野球、サッカーが一番多いと思いますので、ぜひそのトンボを購入していただきたいと思いますが、初めについては市長の方から御答弁いただきまして、あとは担当部課長をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 高橋議員の御質問にお答えを申し上げます。

各少年スポーツクラブに対して補助金の増額をということでございますが、青少年の育成、

あるいはスポーツの振興ということに對しましては私どもの共通の願いであろうというふうに思っておりますし、また私ども市といたしましては、大変これからも大事にしていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。補助金等の増額につきましては、今後検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目のブラシつきのトンボの購入の件でございますが、今後こういったグラウンドのトンボというものについては購入をさせていただきますので、その本数等をまた具体的に申し出ていただきたいと思いますと思っています。よろしくお願いたします。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

23番（高橋清春君） まだ時間がありますので5分ほどしゃべらせていただきます。

今現在、活動費を各スポーツクラブにいただいておりますが、これはなあとはいいますが、一応もうはっきりといただいているお金も言っておきます。今現在、8クラブにいただいております。これは、私も判を持ってもらいに行きましたが、19年はまだいただいております。18年のあれで、12月に判を持っていただけてきました。本当に父兄の方、私もびっくりしました。こんなに大金をもらっていいのかというぐらい、1人当たり計算しますと、今、市本部の方に納めているのが200円、県の方に納めているお金が、日本スポーツ少年団の方に300円、県スポーツ少年団の方に200円で計500円。今いただいている活動費は、平均各クラブ7,000円弱です。これを、明細が書いてありますが、人数割、均等割でやっておりますが、差し引きすると、ざっとですが、市に生徒は200円のお金を出しておいて、補助金でもらうのは、割りますと385円、約200円弱しかいただけないんですわ。それで父兄の負担が大変多いんです。

というのは、この間も市長に参加していただきまして、弥富市長杯に四十何チームの多くのチームが来ていただいたんですが、大会参加費が野球の場合ですと約3,000円、これは大会をされたところへ納めさせていただくんですわ。それからボールが2個。これは古いとだめです、新しいボールを2個提供しなくちゃ。これは、勝てば毎試合提供しますもんで、父兄の皆さんの負担が大変大きいもんですから、今市長から前向きなのをちょっといただいたんですが、やはり早く少し補助金の方も市の方から出ればと思いますが、再度市長にお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁の中でも今後の検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。私も自分自身の子供のころを思い出すわけでございますが、グローブにしても、ボール一つにいたしましても、本当に使い古して、大事に使ったものだなあということを思うわけでございます。そういったことも御指導いただければというふうに思いますので、よろしくお願

い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 高橋議員。

23番（高橋清春君） ともあれ市長も若くてスポーツマンであるということで、今まで2回ほど御答弁いただきましたが、理解をいただけたなあとは思っておりますが、より高価な補助金をいただくようにぜひお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） ここで1時20分まで休憩といたします。

~~~~~

午前11時56分 休憩

午後1時20分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

昼からの最初に、佐藤博議員お願いします。

1番（佐藤 博君） 通告に従いまして、2点にわたって質問をいたします。

市政の基本にかかわるような、また市民との信頼関係にかかわるような問題についてよくわかるように質問をいたしますので、的確な答弁をお願いしたいと思います。

最初に、川瀬前市長の資産公開条例訴訟問題の判決についてであります。

去る7月19日に名古屋地方裁判所は判決を言い渡しました。新聞各社は、それぞれの立場で報道をいたしました。これは、昨今国でも問題になっております重要な問題の一つであります。かつて弥富町議会でも質問した経緯もあり、また弁護士費用など市の予算も使用されていると思いますので、既に川瀬市長から服部市長にかわったために、服部市長あてに判決は下されておりますが、副市長初め幹部職員は現在も要職にありながら、この結果については今まで議会に全く報告がありません。聞くところによると、判決後、監査委員会で監査委員さんが「資産公開条例について、弥富市の総務部の解釈は間違っているのではないか」という指摘をされたとも聞いておりますが、議会報告がないのは残念なことで、議会軽視と言わざるを得ん場合もあります。

そこで、服部市長は最初からこの条例を遵守して、既に資産公開はされておりますので、したがって関係はないと思います。川瀬前市長及び当時の幹部関係者は、この判決をどのように受けとめておられるのか、責任をどのように感じておられるか、市民の関心事でもありました問題でありますので、経緯も振り返りながら質問をいたします。特にこの結末を明確にしないと、一部には市長選挙のために訴訟を起こしたと解釈している人もいるやに聞きますので、市政の間違いをただしたいと市民の中で起こされた訴訟問題でありますので、関係者は厳粛に受けとめて、法律や条例の本旨を見誤らないようにするために私は質問をしておきます。

3年前、私が議員になった直後、町民の方から「昨年、川瀬市長は4選したにもかかわらず、資産公開がされていない。ただしてほしい」と要望がありました。私は、1期ごとに資産公開はされているものと思っておりましたが、調査したところ、資産公開されていないので、これはおかしいと考え、政治倫理確立の目的から、資産報告は1期ごとに公開することが条例の本旨ではないかと平成16年3月議会で質問をいたしました。川瀬町長は、「平成7年12月31日から施行されたその条例に基づいて、また規則に基づいて発表してありますので、どうぞひとつお見知りおきをいただきたい。別段、隠してはおりません」との答弁がありました。しかし、退職金も1期ごとに、当選証書も1期ごとに、国会議員はもちろんのこと、知事初め県会議員、隣接市町村長も1期ごとに資産報告はしております。したがって、弥富町長も同時に1期ごとに資産報告をすることが条例の本旨ではないかと再度質問いたしました。当時の大原議長は「これは公職選挙法に当たる」ということで、総務部長（現在の横井開発部長）が第2条の解釈につきまして、「任期の開始日とは、最初の任期の解釈により運用しております。だから、それ以降につきましては、資産報告及び資産の補充報告、所得報告などを行っております」と答弁し、3回までしか質問ができない議会ルールのために、私が「補充報告とは、ふえた分を記入するだけで、資産が減った場合は記載しない。別に疑っているわけではないが、真の資産報告なら、きちっと1期ごとに資産報告をした方が、町長の信頼感にもかかわる問題であるから、弥富町長も他の市町村長と同様にした方がいいのではないかと提言をいたしました。しかし横井部長は、「従来の運用でいきたいと思えます」と私の提言を退けたのであります。議会だよりも川瀬町長の答弁として、「条例及び規則等に基づき、平成8年4月に資産報告をしており、その後も資産補充報告や所得報告を行っています」と掲載されております。その結果、市民の方が、これは間違っていると関係機関に問い合わせたり、熱心に調査をされ、資産の変化があったにもかかわらず報告されていないことを確認されて、訴訟事件となったように聞いております。

そこで、まず第1に、最初にこの判決内容の要点を説明していただきたいと思えます。また、前川瀬町長が個人的な問題でよく依頼されていた弁護士が、被告側の弁護の代理人になっておられますが、この弁護士費用等使用された市の経費はいかほどのものであるか、北岡総務部長に最初にお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 北岡総務部長。

総務部長（北岡 勤君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、判決の内容ということでございますが、御承知のように新聞で報道されたとおりでございます。損害賠償請求については、個人の法的利益の侵害に当たるとは言えないということで請求を棄却されておりますが、再当選の場合は資産等補充報告書を作成すれば条例の趣旨は足りるという解釈運用については、条例の予定するものではなく、再当選をもって

新たな任期が開始したものとして、再当選後の法定期間内に資産等報告書を作成するべきであるというような指摘がなされました。

また、弁護士費用につきましては20万円でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） それでは2点目に、判決結果と私の議会質問に対する答弁との整合性について、当時の横井総務部長はどのように受けとめておられるのか。また、川瀬前市長にはこの判決結果はきちっと伝えてあるのかどうか。伝えてあるとするならば、川瀬前市長はどのようなコメントをされておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 16年3月議会の答弁は、先ほど佐藤議員が言われたとおり、我々の解釈としましては、条例第2条の資産報告の作成は「最初の町長の任期の日から」という解釈で当時としては行っておりました。しかし、判決がことし7月に出たということで、2条の解釈は、「再当選をもって新たな任期が発生したものと、再当選後の法定期間内の資産報告を作成すべきである」と司法の判断がなされましたので、その判断に従うということでございます。

前町長に対しては、結果については伝えてございません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） この問題は、対応については非常に重要な意味があるのであります。一つは、故意にしなかったのか、全く知らなかったからかという問題であります。二つ目は、議会で指摘されたら、県や、あるいは行政関係にたけた町村会の顧問弁護士等に尋ねれば、あるいはまた他の市町村長の状況を調査すれば、すべておのずからわかったはずであります。そうすれば、こうした無駄な労力や無駄な経費は必要なかったように私は思うのであります。

そこで、ただ判決が出たからこうだということではなくて、この背景としていろいろ考えられることはあるわけですが、特に今国会においても、長年なれ合いになっていた政権と官僚が、公務員改革が取り上げられるようになったら次から次へと不祥事やぼろが出てきて、政権が揺れ動いていることは御承知のとおりであります。これも、故意であったか、全く知らなかったかで責任の度合い、取り扱い方が大きく左右する問題であります。市長が交代しようが、議会議員が改選されようが、どんな時代でも、どんな状況でも、市民のために、市のために、正しいことは正しい、間違っていることは間違っているから改めると発言したり、実行すること等が、私ども議会議員の使命だと私は考えております。また、当然幹部職員も同様に、だれが市長であっても、特に法律や条例を公正に遵守し、進言したり、実行する責任がなければならないということは常識であります。法律や条例を正しく遵守していないと、今申し上げたような政権の混乱を招いたり、税金の無駄遣いを招くという

観点から、川瀬前市長の資産公開条例問題は弥富市にとっては大変不名誉なことでありますし、また20万円ということではありますけれども、貴重な公費の乱用であることを私たちは肝に銘じて反省することが重要であると思いますので、私は質問をしているのであります。

今回は、原告も弁護士費用や裁判費用などを負担しています。そして、勇気を持って川瀬前市長の政治姿勢をただした意義は評価すべきであります。原告は、訴訟を起こすためには損害賠償として起こされなければなりません。知る権利を侵害されたとしての個人の損害賠償は棄却されることは当然で、最初から予期されていたものと私は聞いておりますが、問題は、原告が裁判所に求めたもの、すなわち前提となる資産公開について、条例との整合性の問題が明確になったことであります。特に今回の判決でも、「損害賠償は認めないが、選挙や市議会で政治責任を問うしかない」とまでこの判決文中で述べられております。しかも、議会で指摘しても実行しなかったという責任は、極めて重視する必要があります。被告、すなわち川瀬前市長の不法行為責任について、裁判所は重要な厳しい判断を示されたことであります。

今、北岡総務部長の答弁は簡潔でありましたが、余りにも簡潔過ぎるわけであります。私もできるだけ簡潔に申し上げれば、結局、井上裁判官は、「町長の任期は4年ごとで、再当選しても新たな任期が開始したのものとして、再当選後の法定期間内に資産等報告書を作成しようとするのが当然である。被告の主張は、要するに再当選以降の任期は単なる任期の延長程度にしか考えていないということにほかならず、選挙という民主政治の最も重要かつ基本的な手続を経た上で住民から選任を受けたことの意義及びその重要性について自覚が欠けている」と厳しく断罪をしておるのであります。「資産等補充報告書の作成をもって資産等報告書の作成にかえるなどというのは、条例の予定するものではない。被告の主張に対して、本件条例の趣旨及び目的に著しく反すると言ふべきである」と厳しく戒めて結論づけております。しかし、住民個人である原告との関係では、「具体的な権利、ないし法的利益を侵害したとは認められないから、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がない」として棄却をしております。これは、もう最初から予定をしたことであります。

そこで私が質問・提言したときの状況から判断をして再度質問いたします。

先ほども申し上げましたように、県や町村会の顧問弁護士等に条例の解釈について尋ねたり、調査したかどうかということでもあります。これがきちっとされていないと、この私に対する答弁は、故意か、あるいはわからなかったのか、また1期ごとに資産報告できない理由があったのかどうか、それとも佐藤博の質問だから否定したのか、状況について当時の横井総務部長はどのように判断をしておるのか、再度尋ねたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 我々の解釈が、資産報告等の作成というのは、最初の町長の任期

の日からということで解釈しておりました。これにつきまして弁護士に尋ねたということとはございません。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） ということは、この問題を非常に軽視してとらえておったとしか言いようがないんです。しかも、弁護士代は20万円だということでありますけれども、これは公費の乱用と言われても仕方がない。そういうことであるならば、もっといろいろな問題が出てきたときにでも、常に、例えば他の市町村の状況だとか、あるいは県の指導を得るとか、そういうようなことを今までもやってきておるはずなんです。そして、弥富としての結論を今まで出してきておるはずなんです。何で今回だけはこういうような手順を踏まなかったのか、私は非常に不信を抱いておるのであります。そこまで私が言えば、あとは胸に手を当てれば当然わかることであるから、くどく質問したくはありませんが、戒めのためにつけ加えておきます。最初から、この裁判の判決はおおむね明白であったはずであります。

先日も、安倍改造内閣では就任直後の坂本政務官が、資産公開記載漏れが指摘されてマスコミに騒がれ、辞任したばかりであります。7月19日の判決当日、川瀬前市長は既に退任をされていましてから大事には至らなかったが、一つ間違えば坂本政務官同様に、条例違反に加えて記載漏れが指摘されて、弥富市政に混乱を招く結果が生じていたかもしれません。そういうことを考えたら、やはり心して、いつのときにでも、だれが市長であろうと、きちっとした対応を幹部職員はすることが重要なことであると思いますので、私は心して今後の対応に当たってもらいたいと思っております。

最後に要望として、16年3月の議会だよりに掲載されておりますので、今回も判決結果を踏まえた正しい条例の本旨を、議会だよりなり、市の広報で掲載をしていただき、市民にわかるようにしていただくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

また、選挙で選ばれる市長や議員等は、お互いに自分の都合がいい解釈をすることもあるかもしれません。しかし、副市長初め幹部職員は、市長によって法律や条例の解釈が変わるようなことがあってはなりません。特に法律や条例を遵守すること、公正に運用すること、自覚と責任を持って毅然と進言する態度を失わないように、市民の信頼と期待にこたえるべく精進し、職務に邁進していただきたいということを要望して、私はこの点については終わります。

続いて、2点目の教育行政の現況について質問をいたします。

3月議会でも再三、小・中学校の効率的・効果的適正配置計画の重要性を私は池田教育長に質問してきましたが、議論がなかなかかみ合いませんので大変残念に思っておりました。その大きな原因は、重要性のとらえ方の違いであります。平成14年に文科省が効率的・効果的学校の経営の指針として示した学級数、学校規模等を参考としながら、教育委員会が中心と

なって弥富市の現状から人口動向をよく調査したり、通学条件を検討したり、長期的計画の中で適正配置計画を示して、弥富市が総合計画を立て、順次具現化していくということが重要であります。

その中で急を要するのが、桜小学校の急増対策として速やかに対応しなければならないと。およそ3年前から質問を通して提言もしてまいりました。きょう、原沢議員から桜小学校のマンモス化対策について質問がありましたが、私は、この問題の解決の方法、あるいは教育委員会としてなすべきこと、あるいは市としてなすべきこと、こういうことをいささか混同しているような感じがしまして、市長の答弁があったり、教育長の答弁があったり、私は基本的には学校の設置等については市長の責任であると思っております。しかし、その運用等については、教育委員会がしっかり取りまとめて、そして市と財政当局にきちっと要望をして、市の計画の中でまとめていくというのが基本だと私は今まで考えてまいりました。そういうようなことが、きょうの質問の中で私はいささか残念であったわけでありまして。私が質問をしておりますのは、教育委員会としての部分の質問をしておるんです。当然、学校の設置については市長の責任においてやらなければなりませんけれども、こうした運営上の状況等については、まず教育委員会が責任を持ってまとめていく。そして、市と相談をしていくという基本的な関係がどうも確立していない中で、この問題がきょうも議論をされておりますが、空回りが多いような気がしてならないのであります。

特に私は何回も、この小・中学校の効率的・効果的適正配置計画ということを今まで尋ねてきました。3月議会でも尋ねました。しかし、今回はその中で十四山との合併問題もありましたがために、あわせて対応も重要で、前回、私は鍋田、市江との合併時の対応も参考にしながら、速やかに計画を示すことが重要な問題であると認識をして、教育長の取り組み姿勢、あるいは対応をただしてきたのであります。しかし、池田教育長は、耐震構造の問題があるから、適正配置の前にガラス窓の飛散防止のフィルムを張ったり云々と考えておられるのであります。耐震問題やガラスの飛散防止問題は、市長や関係者、財政当局が必要性を認めて予算が確保できれば順次できることであります。これが、教育委員会で真剣に考えなきゃならんような大きな問題とは私は基本的に考えておりません。そうしたことから、私は教育長としての認識、教育委員会としての使命の問題を問題視しているのであります。3月議会の私の再三の再質の中で、池田教育長は「私自身がどうということは、これは教育委員会全体で考えていくべきものでございますので、いろいろ佐藤議員の御説明は参考にさせていただきます、いろいろ皆さんとお諮りをしてまいります」と答弁されました。さる8月28日の一般質問の進捗状況の報告のときにも、私の質問の進捗状況については漏れておりました。

ここで、改めて教育委員会全体でどのような協議がなされ、今日まで5カ月の間にどのよ

うな方向づけがされているのか、御説明をいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

まず、1点目の小・中学校の効率的・効果的適正配置の経過について説明しなさいということでございます。

これは、今議員が申されましたように、桜小学校のマンモス化の解消を含む小・中学校の適正配置についてでございます。

本市としましては、7年前から学校整備検討協議会が開かれ、協議していただきました。しかし、今議員の説明の中にもありましたように、平成14年に東海地震防災対策強化地域というのに本市が指定されました関係から、学校の施設の耐震性がどうかという調査がございました。国の方ではIs値という値を使ったものがあるようですが、それにはるかに達していないのが弥富中学校ということございまして、桜小学校の問題が起こっておるのに増して、やはり中学校の生徒の安全・安心を守るといったようなことが優先されました結果、弥富中学校校舎の建設ということが先になったような次第でございます。学校施設は、子供たちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震発生時には子供たちの安全確保、あるいは事が起きたときには地域住民の皆さんの緊急避難場所としての役割も果たすといったようなことから、弥富中学校の移転改築工事に重点を置き、検討してきた経緯がございます。それが最初の1点目でございます。

それから、2点目の教育長の使命についてどうかということでございますが、これは前にもお答えをしましたんですが、私は改めてこのように考えているということを申し上げます。

「流行」と「不易」という言葉がありますが、最近次々と斬新な教育改革案が各方面から提言され、まさに百花繚乱の感さでございますが、弥富市の現在の子供は、学校・家庭にすばらしい教育力があり、加えて地域の教育力はすばらしいものがあります。学習面・課外活動面では、海部地域で例を見ないほど高い評価を得ております。これは変えてはならないことであります。現在の弥富の教育の柱はいささかもぶれることなく、この教育改革に対して対応していきたいと考えております。このことを踏まえまして、教育長の使命は、目の前にいる弥富市の子供たちに生き生きと生きる力をはぐくむことであり、子供たちの生きる力を磨き、深めることこそ教育の本質であると考えております。これを教育長の使命として、日々思いを新たに教育に取り組んでいるところでございます。現在の学校教育は、従来のような学校を中心とする枠組みでは対応し切れない時代になってきております。地域の中の学校として、保護者や地域住民とともに手を携えて、子供の学びの場をつくり上げる教育システムを再構築することが求められていると考えるわけでありまして。そこで、教育委員みんなで手を携えまして、弥富の子供たちが生き生きと輝く学びの場を学校の内外で創出すること

を願って教育活動に励んでおります。

それから、教育委員会の協議内容についてということでございますが、先ほど議員から御指摘いただきましたような桜小学校のマンモス化の問題等々ございますが、真剣に取り組んでいるわけでございますが、これは議員も御承知のように10項目ほどございまして、教育機関の設置・管理をすることであるとか、あるいは学校の財産管理をすることであるとか、教員の任命や研修を行うことであるとか、あるいは児童・生徒の入学・退学に関することとか、あるいは学級編成、校務分掌の編成、あるいは教育課程の編成、教材の取り組みに関すること、学校給食に関すること、各種の社会教育に関すること、また各種のスポーツに関すること、文化保護に関すること、教育に関する調査、統計及び報告に関すること、こういったようなものがあるわけでございますが、弥富市の教育行政は愛知県と共同で行われているわけございまして、県と市との役割分担として、県では広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、特別に負担金を要するもの、人材を多く必要とする業務、さらには市単独で処理が難しい事業などを行っています。そういったことで、これらの項目の中で弥富市にかかわる諸問題は随時教育委員会に報告いたしまして、協議いたしておるところでございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） 教育委員会で十分審議をしておられるような答弁であります。私が聞き及ぶところによりますと、あまり教育委員会でこんな議論が十分になされているとは感じられない面が多々あるわけであります。今、教育長の使命等で言われたのは、一つのマニュアルといいですか、そういうものを拾い上げて読み上げられたような感がするわけあります。そこで、弥富市として今何が一番大事な問題なのか。今当面する問題は、議会でも何回でも質問者が重複しておりますが、結局桜小学校がもうマンモス化。実例を申し上げますと、桜小学校では、例えば7月にプールに3回授業の中で入れていただくのに、親の印鑑をみんなとって入るわけなんです。朝の1時間目ぐらいからプールを使用しないと、全校生徒が1ヵ月に3回プールに入れんくらいの状況なんです。これは、そんな今の口でどうのこうのというような問題ではないんです。私は、校長先生初め先生方も大変なことだと思っておるんです。そういう状況は、いかにこの対応がおくれてきたかということでありまして。7年前から協議会ができておるなら、もう今ごろは結論を出して、もう弥富中学校は完成なんです。だから、続いて小学校の適正配置問題をどうするか、今ごろはもう次の手が打たれておってしかるべきだと私は思うわけなんです。それが、7年前から進められておるのか知りませんが、私が3月に質問したときには、これからそういうような検討をするということで、きょう御報告があったように、2回目の協議会がなされたということでありまして。これらは私は本当に残念でならんのです。

そして、もう一つ言うならば、将来的な小・中学校の効率的な配置計画というものも、もうちょっと教育委員会でも真剣に議論がされていてもいいように思うんですが、私が聞くところによると、そうした議論はあまりされていない。当面する桜小学校の問題ぐらいがせいぜいのような感がしてならないのであります。

私が今回感じたことを率直に申し上げますと、教育長がこういう教育委員会等できちっとリーダーシップというか、提案者でありますから、諮って、教育委員会の方々がきちっとその議論を深めていく。そしてまた、協議会等で市民の意見を聞いたりして、市当局もこれに対応していく姿勢というのがなかなか見えてこない。こういうことの一つの要因として心配されることは、教育委員会の中で教育委員の方々と教育長の不協和音というか、認識の相違と申しますか、信頼関係があまりないような気がしてならないのであります。私がこんなことを申し上げるのは失礼なことかもしれませんが、こんな状況の中でこんなことを申し上げるとするのは本当はしたくありません。私も、かつては教育関係者の一人であり、長年教育行政にも携わってきましたから、弥富市の教育環境の向上のためにじっくりとひざを交えて話し合いもしたいと思っておりますけれども、へたに教育長と個人的に話をすると、また恫喝されたといって謝罪を求められたり、辞職勧告のきっかけになるようなことがあってはいけませんので、私は今ここで言わざるを得んという、そういう心境も御理解をいただきたいと思っております。少なくとも私が把握しているところによると、先日の偽証答弁を初め、教育委員会で十分な信頼関係の中でいろいろのことが議論されているかどうか、また法律等を教育長は理解されているかどうか、こういうところまでさかのぼらないと、本当の教育長と教育委員会との信頼関係というものが見えてこないような気がするのであります。

最初に教育長が就任されたときに、私は、教育長は必ずしも弥富に住んでいる人でなくてもいいんです。弥富の教育状況がよくわかっており、弥富の教育振興をリードしていただける方であれば、みんなに信頼されて、教育行政が円滑に推進できるものだということも申し上げました。3年前に、弥富に住んで、弥富のためにと答弁されていましたが、弥富に住んでいない事実が新聞に書かれたら、何か私は知りませんでしたけれども、先日、住所をすぐに四日市の自宅に変えられたというようなことを聞いております。こんなようなことで、どうも市民の中には、あるいは教育委員会の中には、教育長を本当にしんから信頼をして議論をしていこうという、そういう態度がなかなか見られないように思うのであります。この点は私は非常に残念だと思っておりますので、いま一度そうした私の指摘に対して、教育長みずからが胸に手を当てて、教育委員会の方々、また校長先生初め先生方、あるいは教育関係者等とよく話し合いも進めていただくことが必要かと思っております。

そこで最後に、こうした問題が出てきたときに、先日、私はこういう話を聞いたんです。大変失礼な話かもしれませんが、これは教育長のために、私は教育長も法律を守る大

事な立場であり、教育の中でうそをついたりしてはいかんというのは教育の原点でありますから、そういうことも含めて申し上げておきたいと思います。

教育長は住所を変えられたそうではありますが、住所変更したら自動車の変更の手続も15日以内にするように法律で義務づけられているわけではありますが、そうした移転手続はされているのかどうか。また、昨年新聞等で立派な邸宅が掲載されましたが、これも何か登記が未登記ではないかというようなことも言われております。こういうようなことが言われるということは非常に残念なことでありますので、その点、教育長にやはり確認をしていただいて、そしてだれからも今のそういうような悪評の立たないようにしていただくということが大事だと思っておりますが、先日のうその証言で私はすべてがわかったような気がするんですけども、再度教育長のそうした考え方、姿勢を承って私は質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） いろいろ御忠告、御質問ありがとうございました。

決してそのような不協和音が立ったり、いろいろな事実はございません。一生懸命に教育行政に邁進しておりますので、よろしく御理解のほど、お願いします。

〔1番 佐藤博君「法律の遵守についてはどうでしょうか」の声あり〕

私事でございますので、一々答弁する必要はございません。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） この点は非常に大事な問題なんですよ。お互いに公職にある者は、そうした身辺をきちっとすることも非常に大事なことだと思うんです。そういうことが指摘されるようなことが、やはり教育長が教育委員会で今の不協和音が生ずる原因の一つでもあると私は思っておるんです。これも虚偽の答弁であります。そういうことであるとするなら、私らもそれなりの勧告を求めなければならんということになりますので、再度私事のことについても、これは大事な問題なんです。例えば資産公開にしたって、個人の問題なんですよ。ところが、公人である以上はそういうことが非常に重要な問題なんです。その点の認識に欠けておるところは、私は教育長にあえて答弁を求めます。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

ここで答弁するのがいいのか、あるいはまた別の機会で答弁するのがいいのか、よく考えてみます。私、判断がちょっとつきません。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

1番（佐藤 博君） それじゃあ最後に、私は教育長のこの答弁は、非常に議会という場で

の答弁としては厳しく受けとめなければならないと思っておりますので、今後この答弁をもとに対応を考えていくことを教育長に申し伝えて質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に、立松新治議員。

5番（立松新治君） 通告に従い、3点について質問させていただきます。

まず、服部市長にお伺いいたします。

私は、弥富に住んでよかった、弥富に住みたいと感じてもらえるようなまちになることを願う一人であります。今は、「弥富といえば金魚。うーん、文鳥かなあ」と多くの人は言います。ほかに特徴があると思いますが、もっとアピールしていくことが経済効果が上がると思います。欠点と思うことも経済効果が上がると思います。その欠点を含めて、この地域は海よりマイナス4メートルの場所もあると。そんな低いところで、田んぼを掘ると貝が出てくる。うちの孫がびっくりしておりました。「じいちゃん、貝が出てくるよ、こんなところで」。そんなところに私たちは住んでおります。これは不思議だなあということをおりました。また、空気が濃く、呼吸が楽のような気がします。どうですか、皆さん。また、空には最近オニヤンマが非常に多く見られるようになりました。また、メダカも少しですが、昔の自然が戻ってきたように思います。また、弥富にはほかにも空に飛ぶものがあります。宇宙ゴイも飛びましたね。それから文鳥。それで、最近はやりのボーイング787。飛ぶものが多くあります。また、夢も飛んだらいいなあと思う私です。

私も、Mr.ファーマーズという10人ぐらいのメンバーで、生活改善アドバイザーの方々と地域の活性化になればと、いろんなイベントに参加したり、協賛したりしてまいりました。例えば鍋田の「ビバひまわり」、そして「こめこめフェスタ」、これは海南こどもの国でした。そして、弥富の「春まつり」「健康まつり」そして「JAまつり」と、地域の人々と触れ合いながら、地元で特に生産量の多いトマトを使い、何かをつくりたいなあ。メンバーで声が上がって、間崎の洋菓子店「ルグラン」と協力し合って「みょうなとまと」シリーズができました。また、新聞・テレビ等で何度か紹介されましたが、写真を持ってきました。きょうは大き目の写真を持ってきました。

これが「みょうなとまと」シリーズの最初にできたパウンドケーキです。中にクレソン、シイタケ、そしてトマトと入ったものを今も売っております。また後で注文を受けます。それから、次にレアチーズケーキ。これはトマトのゼリーを上塗って、中のレアチーズにはトマトのピューレが練り込んであります。これは本物に似せた形と、また本物のへたを使い、味もトマトの味を出すことができました。それで、優良ふるさと食品中央コンクール国産農林産品利用部門で農林水産大臣賞をいただきました。また、それから調子に乗ってあめ。これも、赤いトマトピューレを水あめに練り込んでつくったものです。これは「魔女の飴っ子」という商品で売り出しております。そんな中で、米消費者作戦の一つとして、米パンを

イベントの夜に遅くまでみんなで焼いたりして、もっちりして腹もちがよくておいしいねという声を楽しみに、遅くまでみんなでいろんな話をしながら焼いたりして、春まつり等々に出品をさせていただいたことも何度かあります。

そんなときに、服部市長さんは若い人を見ると自分から声をかけられます。そんなことを私も何度か見たことがあります。そんなときに、こんな小さな夢ですが、実現するのにプチドリーム基金とか、そういうのをつくっていただいて、自由な考えを買ってもらい、小さな夢と大きな未来のために一歩前に出ることができるようにすることが活性化の一助となると思いますが、特に若い人の思いを大きく伸ばすことが住みよい弥富の一つだと考えますが、無形のものにも投資されることをお勧めしますが、市長どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 立松議員の優しさと、本当に一つ一つに対する真剣さが伝わってまいります。貴重な御質問をいただきまして、ありがとうございます。私も、そういった形の中で皆さんが御活躍いただいているということに対して大変うれしく思っておりますし、ぜひこれからも継続をしていきたいというふうに思うわけでございます。

大変おこがましい話ではございますが、私も長年、流通業に身を置いておりましたので、宮崎の何とか知事ではございませんが、そういった形の希少性のあるもの、あるいは弥富のトップブランドに育てていきたいというものにつきましては、トップセールスをしていきたいというふうにも思っておりますので、今後もお話を聞かせていただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） 何か中途半端な答弁をしていただきましたが、もう少し前向きに若い人の心を酌んでいただいて、もう一言温かいお言葉をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 別に冷たい答弁をしたつもりは一つもございませんので。

私も、先ほど議員の方からお話がありましたように、4Hクラブの皆さんは、ことしの春からいろいろとおつき合いをさせていただいております。そして、会合があるたびに声をかけていただいておりますし、その辺の皆さんの御活躍に対して私も声援を送らせていただいております。来年のそういったような活動資金という話にすぐなるわけでございますけれども、よく考えさせていただきますよということはいつも言っておるわけでございます。

私自身が考える弥富市の活性化というか、今後の売りということでございますけれども、基本的には施政方針演説等で話をさせていただいておるわけでございますが、5点ほど項目を持ちながら行政の運営に携わっていきたいというふうに思っておりますし、そうすること

が私は弥富市の活性化につながると思っておりますので、項目だけお話をさせていただきます。

一つは、安全で安心なまちづくりをしっかりとやっていくということでございます。あらゆる災害が心配されるこの弥富市でございます。そういった意味における市民の皆様の命、あるいは財産を守るために、そういったことをしっかりとやっていかなきゃいかん。いわゆる防災計画という形につながる安心なまちづくりしていこうというふうに思っております。

2点目は、健康、医療、子育て支援、福祉の充実ということを常に考えながら、皆さん、職員と一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。特に弥富市の売りといましては、この項目の中では、やはり子育て支援の一環といまして、乳幼児等の医療費が中学3年生までは今現在無料にさせていただいております。こういった自治体は県内では三つしかございません。これは、私は大変な弥富の売りではないかというふうに思っているわけでございます。そういった意味で、いろんな住宅産業の方に民生を通じてコマースをしていただいておりますというところでもございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、3点目が都市基盤の整備ということでございます。公園だとか緑地も含めまして、道路、あるいは下水といったような、いわゆる社会資本の整備をしていかなきゃいかんことを中心に考えていきたいと思っております。

4点目が、地域の活力を創出する産業の振興、企業誘致ということについても、継続的な形でしっかりとやっていかなきゃいかん。名古屋港、中部国際空港、円滑な物流基地という位置づけの中で、地理的な優位な条件のあるこの弥富市でございます。そういったことに対して企業誘致を積極的に進めていこうというふうに考えております。そういった中でバランスのとれた開発を進めていくということでございます。

最後が農業問題でございます。弥富市は農業とともに発展してきたというふうに私は思っております。そういった先人の努力によって今の弥富市があるということをしっかりと位置づけしながら、農業振興の地域でございますので、大変農業にとっては厳しい状況ではございますが、皆様と知恵を出しながらその振興に努めてまいりたいということでございます。そういった中では、農業振興地域整備計画というものも見直していかなきゃいかんということでございます。決して奇をてらったような考え方をするわけではなくて、たくさんやらなきゃならないことが山積みでございます。そういったことを一つ一つ基本に忠実に実行していくということが、私は最終的には弥富市の今後の大きな売りにつながってくるというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） まあ、「でしょう」と思いました。

次に、移らせていただきます。中央幹線について少しお伺いをしたいなあ。

さきに高橋議員の方から御質問がありました。完成がいつなのかなあとかいろいろ思いましたが、今市長の方から20年の完成と答弁がありました。間違いありませんね。そんな中で、その起点になる日の出橋、あるいは名前を公募した、私も集めて10通くらい応募した覚えがあります。そんな中で、中央幹線もひとつ公募で、弥富の幹線である道路を皆さんで大事にするという形でされたらどうかなあと思います。

また、防災意識の中で、弥富中学校がもうすぐ完成されると思いますが、マイナスゼロメートルは実際どこなんだろうと。伊勢湾台風後はちょこちょこありましたが、今はあまり見受けないように思いますが、本当にあの弥富中学校の建っているところはどの辺が海なんだろうと皆さん思います。そんな中で、ひとつ海拔ゼロメートルという線を学校に大きく表示されたらどうかと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 土木課長。

土木課長（三輪眞士君） お答えをさせていただきます。

御質問の市道中央幹線につきまして、平成20年度の工事完了につきましては、日の出橋から寛延工区までの延長約2.8キロの区間のみで、あとにつきましては、市長が申しましたように、鍋田地区の国道23号線以南につきましては、県道整備を図りながら整合をとって、本年度より事業着手を、用地買収でございますがいたしますという答弁であったと思いますので、申し上げておきます。

それと、中央幹線等の名称等につきまして、立松議員さんから今貴重な意見をいただきましたので、弥富市をアピールしていくためにも研究をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） すみません、少し勘違いをしていたようです。

それで、中央幹線を弥富中学校の生徒さんが通学路に使うと。本当に中学校完成と同時にできるんじゃないかという人も多々ありました。そんな中で同時に完成できるといいなあ、20年ならいいなあと思っていたわけなんで、そういうことですのでお許してください。

それから、今課長さんの方から中央幹線について少し考えていくという中で、私は「金魚街道」がどうだろうと思います。例えば金魚の看板を、リュウキンをかけて狐地だぞと。次はデメキン、境だぞと。そんなような形でやったり、あとはキンギョソウが弥富の花です。これ、何かお袋さん、かぶってもいいとかいうものだそうですけど、土を入れて花を植える。もちもいいし、10年ぐらい使えるというような商品であります。こんなものを使いながら、学校の教育の一つとして、自分のつくったキンギョソウはどうだろうということで、「M O T T A I N A I 精神」を養いながら学校の教育にもお役立てを下さるといいなあ。地元

こういうおもしろいものがありますので、それも使っていただいたらいいなあと思います。これは要望ということです。

最後にちょっと一つだけ、9月3日にケーブルテレビについて少し説明がありました。本当に私ども未広なんかは田舎の田舎と言われているようなところで、光ケーブルも引っ張れないと、そんなようなところあります。本当に皆さんこれを楽しみに待っておりますので、一日でも早く設置されることを望んでおりますが、もう少し詳しくケーブルテレビの設置計画等を教えていただけるとありがたいと思いますが、よろしく願います。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどのお尋ねでございますけれども、ケーブルテレビ（CATV）の整備事業ということで先回の全協で少しお話をさせていただきました。若干重なることもあるかもわかりませんが、ひとつよろしく願いがしたいと思っております。

ケーブルテレビの整備につきましては、以前からこの議会の中でいろいろ議論されておまして、これと同時に同報無線の関係、皆さん方に対する情報の提供ということで、その手段として2色考えられるわけでございますが、以前からも、この二つの事業を早いところ整備してもらいたいということがありまして、当初私どもは、財源的な問題で片方は早くやるけれども、あと片方はちょっと時間が欲しいということで答弁させていただいた経緯はあります。しかし、服部市長になられてから、やはりこういった情報網の整備というのは早くすべきだということでこの方針が出まして、皆様方と今日まで議論させていただく中で、先回の全協で御報告申し上げましたように、平成20年度に整備をさせていただくということで御報告をさせていただいたわけでございます。

今回の業者の選定につきましては、あくまでこの事業というのは事業者が事業を行うわけございまして、私ども市民はそのケーブルを利用させていただくというのが今回の事業の中身でございまして、この整備に対する直接事業主体は弥富市にならないわけでございます。そういうことで、今回、業者の選定につきましては一般公募でさせていただいたんですけれども、2社の方が名乗りを上げられて、それぞれ企画提案書を2社から出していただいて、この弥富市に合う企業はどちらだろうということで、いろいろこの選定委員会をもちまして審査をさせていただいたわけでございます。そういった中で、1社は津島に本部があります、この海部地域を整備しております西尾張CATV株式会社、もう一つは四日市に本部がたしかあるわけでございますが、ずうっとこちらの方へ来ておまして、今木曾岬まで整備を行っております株式会社CTYの2社が、この弥富に対する公募に参加されたわけでございます。この審査の最終的な結果といたしましては、情報の内容、また事業費等も比較いたしまして、結果的に津島に本部があります西尾張CATV株式会社に決定をいたしました。

20年度から整備をということで、この会社と調整をしておったわけでございますけれども、

会社側から、やはり20年度単年度ですべてこの地域を整備するということになると、無理ということではないですけれども、できたら筏川以北の桜、弥生、白鳥学区については、市の方の財政どうこうじゃなく、前倒しで事業をさせていただきたいという申し出がありまして、幹部でいろいろ協議した結果、これを認め、これから整備に入っていくということでございます。これにつきましては、事業者の方といたしましては年度内に何とか整備をして、その前倒しをした地域につきましては少しでも早く利用していただきたいということでございます。私ども行政といたしましては、やはり同じ市民の皆様方の立場からしてみまして、北と南の時期が余りずれても問題がありますので、先ほど申し上げましたように、南の方も平成20年までに整備をしてもらいたいと。これにつきましては、一つ条件がございますけれども、国の支援も必要でございますので、国の支援がまだ未確定的なところがあるわけございまして、強く要望を図っておりますが、その関係で多少のずれ込みもあるかもわかりませんが、私どもとしては、精力的に、差のないように最終的な整備を図りたいと考えております。南の方につきましては、したがって1年おくれという形になるわけでございますので、1年のずれにつきましては市民の皆様方にお許しがちょうだいしたいと、このように考えております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） 立松議員。

5番（立松新治君） ありがとうございます。楽しみにしております。

一つだけ、今、市の方の負担が2億5,500万あるというような話がありましたが、中部国際空港がある中で、電波障害、騒音といろいろな問題を踏まえているわけですが、その辺との話を持ちかけていただいたらいかがでしょうかと思っております。ほかにも多くの企業が弥富に進出しています。地元の産業とスクラムを組み合わせながら、より一層活性化を図りながら、住みたい弥富により一層なることを願いながら質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） ここで2時45分まで休憩をいたします。

~~~~~

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

最初に、伊藤正信議員。

10番（伊藤正信君） 10番 伊藤でございます。

あらかじめ3点ほど通告してございますので、時間の都合もありますし、少し要約しながら質問しますけれども、先ほど市長が新市におけるところの弥富市の特徴について申されま

した。私も、新しい弥富市政が豊かで、雇用や産業が生まれることを望み、さらにそこに住む住民の幸せをという立場から、まず最初に市街化調整区域の規制緩和のまちづくりについて御質問申し上げます。

弥富町都市計画条例が平成8年にできて、さらに18年に延び、合併により新しい新市づくりが平成21年の起点になるこの状況の中で、多くの農家の皆さん、さらには議員の皆様方から調整区域の市街化の声が出ています。私もそれなりに、今弥富市が確かなものになっていく、さらに住民の幸せを願うとするなら、市街化調整区域はこのまんまで本当にどうなのかということなど、私は私なりに手探りで本を読んできました。そうしたところ、まちづくりの規制緩和法というのが2001年にできているわけなんです。この2001年にできていることについて市はどんな対応をされるのか、まず最初にお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 都市計画課長。

都市計画課長（伊藤敏之君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、将来的には市街化調整区域内におきましては人口が減少に転じてくると。また、コミュニティの維持や地域の活性化なども求められてくると考えられます。調整区域内の人口減少に歯どめをかける必要があるということを感じております。そのためには、問題点多々あるかとは思いますが、現在策定作業中でございます都市計画マスタープランに反映をさせまして、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。規制緩和の御指摘の愛知県におきまして条例がまだ策定されてございませんので、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例策定においては愛知県に策定を働きかけてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 課長の答弁は、現状そのとおりだとは思っています。しかし、この規制緩和法というのは、県条例があって市条例が生まれて、その市条例をどう生かしていくか。その生かし方は、要望する地域の総意をもって、市から県へという形の中で規制緩和が説かれていく、参考にされるという法案なんですよ。今私がここで市長に申し上げておきたいこと、お願いしたいことは、県条例が愛知の場合はないんです。けれども神田知事は、尾張にも雇用や産業の育成と同時に、農業と地域づくりのバランスを今求める地域だということを、実は私は副議長やらせてもらっているときに神田知事と会ったときにその話をされています。その愛知に県条例がないということは、規制緩和法が生かされないということなんですよ。ですから、少なくとも県条例の策定と同時に、市として平成21年まで待てない状況の私どもの地域環境、農業基盤づくり。農業法が変わり、そしてそれぞれ農業の高齢化などを含んで、さらには後で申し上げますけれども、農業をする周辺の対策などを含んで大変な状況になっていますから、特に私がここで要望としていくことは、この法案は、そこに

住む農家の皆さん方の英知が結集されて、市条例から県条例、そして県の審査会でもって審査がされるという法案でありますから、このことは新しいまちづくりの基本である市民、農民、そういう環境との信頼関係をきちっとしていく道筋を、今県条例がないとするなら、この法案を生かしていく道筋を要望して、まず第1点目を終わります。

第2点目であります。第2点目には、弥富町が十四山と合併をしまして、新市合併事業については、今日までいろんな統廃合だとか、促進、対策などを進められてきました。しかし、そのうちで私は特に今日的に合併問題として、一つの課題として質問したいと思っています。

環境事業の対策として、水質汚泥対策の河川水質調査等は新市においても実施をすることとし、その調査地点、測定項目、頻度等は、現行の調査状況を勘案して、新市において調整すると確認がされていますね。それで、今日まで調査地点、測定項目、頻度はどのようにあるのか、お答えを願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

合併協議会のときに、特に河川水質につきましては、十四山、そして弥富町におきましても、弥富市の河川等の全般の環境を知る上で基準となりますので、旧十四山においては4地点、旧弥富町においては10地点を継続的に測定していたということで、箇所数につきましては、そのまま継続をして調査しております。調査項目におきましては、BOD（生物化学的酸素要求量）あるいはCOD（化学的酸素要求量）、酸性かアルカリかというpH（水素イオン）、こういった生活環境項目について9項目を測定いたしております。また、それ以外のものについては、それぞれ十四山、弥富町、いろんなものを実施しておりますが、必要に応じ実施をしております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 今、9項目を実施しているというお話でありました。これは調整がまた今後されるのかどうかということと同時に、スラグのときに対策はしていませんという話があったんですね。一方では、しておりませんと、スラグのときには。今回、9項目を実施しておると。ちょっと私、納得いかんところがあるんですね。

それはそれとして、歴史的に9項目を実施されて、合併協議事項の中でこの確認がされている。先ほどは、していないという問題が佐藤議員のときにあったようですね。これを私は聞いておったんです。ですから、少し問題点がすりかわってくるような気がするんです。今日は今日まで少なくとも調査は緩和して、新しい調整をしたとするなら、これはきちりと御報告を議会にもしてほしい。私どもも住民から問われたときに、この項目は合併協議会事項であると同時に、実際に議員として、どことどがされているかという説明ができないわけです。議会も、やはり住民との信頼関係が必要なんです。議員一人一人も、職員一人一人も

そうだと思うんです。ですから、こういう問題が整理されたとするなら、きちっと御報告をいただきたいんですが、先ほど申された9項目だけで、今後はどこをどうして調整をするかということがあるなら、お答えを願いたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

合併協議会で協議されたのは、あくまでも河川の水質についてどうしていくかということで、十四山村においては4地点を長年測定していた、弥富町においては10地点を長年測定していたということで、若干環境項目については十四山と弥富町それぞれ違いますが、合併後はその4地点、10地点をそのまま継続し、調査項目については弥富市が測定をしていた生活環境項目ということで調整をし、測定をしているということでございます。

先ほど議員からスラグ云々というお話がございましたけれども、先ほど言いました以外については必要に応じ実施しております。何も、これは水質だけではございません。例えば道路騒音等についても継続的に、これは旧弥富町だけでございますけれども、実施しているものもございます。また、それ以外にも地域からいろいろ御相談を受けた場合には、必要に応じ実施しておる環境項目もございますので、御理解がいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 今お答えいただいたんだけど、課長、質問だけ答えてください。私は、合併協議の項目について質問しておるんですよ。どう調整をしたかということ。いいですか。ただスラグだとかいろんな関係は、水質検査をしておれば、おのずと予防対策がとれるということ。その視点に立って質問をしているということですから。もうわかりました。ですから、この問題は合併協議会事項の中の一つの質問として質問いたしました。

さらには2点目、農林水産関係では農業振興地域整備計画、地域水田農業のビジョンについて策定をするということがあります。この問題についてどのような考えなのか、お答えください。

議長（宇佐美 肇君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） 伊藤議員の新市合併事業の中で農振地域の整備計画、それから地域水田農業ビジョンのお尋ねでございますが、まず農業振興地域の整備計画につきましては、現在、弥富市の総合計画及び都市計画マスタープランの策定が実施されております。こうしたことから、これらの計画と整合性を図るという意味合いで、農業振興地域の整備計画の見直しを前倒しして、来年度から整備計画の見直しを図っていきたいということで、今現在、関係機関と調整をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、地域水田農業ビジョンにつきましては、平成16年度から新たな水田農業構造改革対策ということに変わって、その時点で各市町村の協議会においてビジョンが作成さ

れております。平成18年度につきましては、この両町村のビジョンを一本化したということでございますが、このビジョンにつきましては、毎年度、水田農業構造改革対策、特に生産調整等々の取り組み等がございますが、これを検証しつつ、地域水田農業推進協議会において見直すことになっておりますので、毎年その中の項目をチェックしがてら一つずつ見直しをしていくということで現在進めております。御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） 私の、この合併協議会におけるところの2点の質問につきましては、お互いに市民との信頼関係でありますから、計画がそれぞれ調整ができたところでは御報告をいただくことを重ねて要望しておきます。

さらには3点目、社会資本整備事業について質問をいたします。

社会整備事業というのは、先ほど市長の方から道路問題など、さらには環境問題、生活環境問題を含みながら、教育もそうですけれども、社会資本という立場で、それぞれ施策的な強い決意が述べられました。私が特に社会資本として書きましたのは下水道の関係であります。平成15年に弥富市が流域下水問題として、いろんな形で市民の議論がされました。その結果、やはり下水道導入という形がとられて決定がされました。しかしながら、その状況の中で完成目標は平成27年ということなんですが、先ほど開発部長は、いつどこがどうなるかわからないと、こんなあいまいな御返答でありました。そういう社会資本整備の中で平成15年から始まって、27年の完成目標を一つの柱として建てたとするならば、少なくとも供用開始の公示をいつするのかということについてお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 開発部長。

開発部長（横井昌明君） 流域下水道の供用開始につきましては、平成22年度でございます。

〔10番 伊藤正信君「公示」の声あり〕

申しわけございません。公示日につきましては、22年供用開始でございますので、その直前ということでございますので、21年の下旬だと思います。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） それで、21年だと思いますと、供用開始が22年だからという話なんです。私は、この流域下水の問題として、私ども議会も西尾なり、一色町ですか、幡豆なりへ行って見学したわけですね。それで、それぞれその下水道に係る受益負担の割合だとか利用料だとか、そういう部分についても一定の知識を持って議論をしているわけですが、その状況の中で今日、弥富市内で逐次説明と公示が行われています。一番肝心なことは、その他の地域で下水道の望まれるところが、一体いつどのような形で流域下水道が引かれるんだろうかということと同時に、私どもの今の生活環境の中で、受益者負担制度の中で例えば非課税の人だとか、老人のひとり住まいとかいう方々が、一体自分はどのぐらい負担をするの

かと。受益者負担という制度は本当にどんな形なのかという心配があるわけです。だとして、今この工事がやられている場所では、一定のそれぞれの試案でもって説明がされている。過日、課長は調整を他町村としてということでございました。しかし私どもからすれば、今公示の開始をやっていないところは、じゃあ利用料金も、例えば地震はともかくとしても、火災にあったときだとか、不幸があったときには納入期間はどうしてくれるんだろうか、例えば減免割合はどうかと、こういうことなんですよね。

ですから、まず市民の申されていることは、公示日がいつで、法的根拠が、下水道法でいきますと3年間のうちにつなぐということなんです。市長は早くつないでほしいということなんです。でも、例えば説明のあったところは、3年でつないでくれと言われることは理解されておるかもしれませんが、しかし、説明のなかった地域の人たちは、どうなっておるんやと。農業集落排水は5年だと。どうなっておるか、こういう話などが右往左往していますから、とりわけ今回私が申し上げたいことは、弥富市も側溝に合併浄化槽の水を流しているわけですね。それで、ある団地で高齢化をしちゃったと。もう側溝の掃除もできんと。早く下水道整備をしてほしいと。補助金がほしいと。こういうことも一つあります。悪臭が出ている。ですから、そういうことなど条件からしますと、先ほども佐古木の話も出ていましたけれども、弥富市の特徴からしましても、社会資本整備ということに対して、市長は先ほど答弁で努力されるということでありまして、私は今説明をされているような弥富市の中の、例えば試案で結構ですから、私ども議員にも配付していただければ、下水道に対する理解度も違う説明も、信頼関係も得られるんじゃないかということ。

さらには、これからやろうとしているところについて、平成15年に起こした事業でありますけれども、もう一度、他のところも説明の充実をしていただくことが信頼関係を得るんじゃないかと思っていますので、それぞれその対応の、これから具体的に御検討を願って、市民へ何らかの方法で再度周知徹底を図っていただくことを要望いたします。

それから最後になりますけれども、私は市政の基本的な考え方についてお伺いをしたいと思うんです。

いろんな形で議会が進捗状況などを確認しますと、「区長さんの意見を聞いて実行していますから」という答弁だけで終わっているわけですね。行政というのは、あくまで行政執行の立案は執行者にある。執行者は、はっきり言って執行権ですけれども、立案の段階では係長、課長補佐。課長が政策立案をしながら、執行権の執行をされるのは市長の役割だと思っています。それで、区長さんも区長補助さんも大変御足労願っていることもわかっています。私も承知をしていますけれども、ここの、いわゆる執行権のあり方でけさほどからいろんな形で聞いていますと、立案と執行、さらにはその原因と結果が少しばらばらなような気がしてならんわけです、答弁などをお伺いしていますと。これは私だけかもしれませんが。

例えば、また申し上げますけれども、巡回バスの関係であります。巡回バスの一番わかりやすいので申し上げますが、この運行は中学校への通学者の利便性と十四山のコミュニティなどを含んで増強された関係であります。お答えになる市長は、福祉だとおっしゃいました。しかし、総合的に今日までの歩み、職員の立場、立案する立場、検討する立場からすれば、当然それは福祉だけじゃないということですね。これは端的な例なので申しわけありませんが、そういうことを考えたときに、揚げ足を取るわけじゃありませんけれど、何々を合わせて、それに合ってくれという市民の信頼関係じゃないんです。やはり一番肝心なことは、市民の要望を、この区長制度のように意見を括り、地区住民へ周知をしていただく区長の立場と、執行し、執行するための立案と、執行についてもう少し深く、歴史的とは言いませんけれども、議会の審議なり、住民の意見・要望などを総合的に立案され、その中で協議をされた結果、執行されることが市民への周知徹底に私はなるんじゃないかと。一つの例を申し上げましたけれども、こんなことを申し上げてなんですけれども、そういう立場で今後の行政運営についての考え方をお伺いいたします。市長、よろしく申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

行政の執行という形の中で、立案、計画をきちっとした審査をして実施しなさいと。そういった中で、歴史的な過程のものもあるでしょうし、あるいは市民の基本的な考え方に基づくものもあるでしょう。そういった中で、何が優先か、いつまでにできるか、そしてそういったことをすることによってどういうメリットが生まれるかというようなことも考えながら、これからも皆さんと一緒に行政執行してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 伊藤議員。

10番（伊藤正信君） どうも市長からかたい決意を申されました。私も市民への説明の過程では信頼関係を結ぶことをお約束して、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に、小坂井実議員。

3番（小坂井 実君） 3番 小坂井でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

3点ほどございましたが、その中の教育の重要性和住民感情というところの下に3項目設けてありましたが、それは皆様のお手元には行ってないと思いますので読み上げます。学区変更について、2番、第2小学校建設案について、3番、安全な通学路確保ということをつけておきましたが、1番、2番につきましては、きのうは大原議員、また原沢議員も37分間の質問をされまして、答弁の方も的確な答弁がなされたということで、私はこの辺は少し

割愛させていただきます。だけど、一つ二つ確認だけさせてください。

1番目の学区変更について、例えば平島地区を西と東に分割して西部小学校へ行った場合に、中学校は弥富中学に行く。それから、コミュニティはそのまま残すという返答であったと思いますが、確認したいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

ただいまの学区変更についてでございますが、例えば平島地区の方が十四山西部の方へ行かれた場合は、十四山中学校の方へ進学していただくということになります。ということで、平島の子供さんは今のところ、中学校が新しくできておるからそちらの方というようにお考えかもわかりませんが、そうではないように思います。やはり小学校単位で考えますから、もし十四山西部へ行かれた場合は十四山中学校ということで、中学校の方もそれに対応する整備をしていかなければいけないというように考えております。

コミの関係ですが、これは皆さんから貴重な御意見やら御提言やらいただきましたが、やはりいろいろなコミの財産もあつたり、あるいはいろいろな関係がございますので、学校は別々になってもコミはもとのままいていただくということになるかと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） コミュニティというのは学区単位で今編成をされておる、そういう決まりがたしかあると思うんですが、例えば小学校の運動会、中学校の運動会というのを考えたときに、コミの単位で運動会はやるのか、学校単位でやるのか、どちらなのでしょう。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 運動会等につきましては、やはり学校単位になると思います。コミといいますのは、例えばお祭りであるとか、そういったようなことになるかと思えます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 運動会は、たしかコミでやっていたと思うんですが。そこらのところをしっかりと、例えば市当局なり、3役なりで話し合って詰めて、そして皆さんに提示をしていただかないと、的確な皆様の御返事もいただけないんじゃないかと。

また、例え話をいたしますが、昔は佐古木地区が、坂中地にございました西部小学校、今は保育園となつておるところに小学校がありまして、そこへ6年間通われた方がたまにうちの方へ見えますと、私は佐古木に住んでいるけど、本当に今でも十四山の人間と思うぐらいのこともありますよ。本当に生まれ育つたところみたいな感じがするそうでございます。そして、人間、生まれたときの人格と性格と、それから幼児期、あるいは小学校6年間育つ

ということは、本当に人間の人格形成にも影響を及ぼすようなところでございますので、何かねじれたような関係はあまりよろしくないのではないかと思います。御質問するんですが、すっきりした形で子供さんを育てていただきたいと思います。

では、3番目の安全な通学路確保ということについてお伺いをいたします。

市役所の前の信号を真っ直ぐ行きますと、小学校の子供さんたちが集団下校をされている。そこへぶつかったときの危なさ、危うさ。対向車が来た場合、例えばすりかわるときにどれくらい気を使って運転するかと。これは、結局は平島地区の人口までも考えていなかったのか、あるいは何の計画もなく進行してしまったのかわかりませんが、何か打つ手があったら、あれも解消してあげていただきたい。そして、新しい中学ができた、また小学校も増設するのか分割するのかわかりませんが、ぜひ学校の通学路というのを、優先的に計画を持って、前倒しで先行投資と思って、ひとつ用地買収なり、計画をしっかりと立てていただいて実施していただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答え申し上げます。

まさにそのとおりでございます。安全な通学路の確保をすることが児童・生徒のためにどれくらい通学云々が助かることだろうというふうに思っております。そういった中につきましても、毎年PTA、学校の皆さん、あるいは交通指導員さんといったような方たちの御意見を伺いながら、今後とも通学路の確保に努めていきたいというふうに思っております。また、市民の皆さんや、あるいは保護者の方々、スクールガードの方々の御協力をいただいて子供たちの安全確保に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく御理解くださいませ。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） それでは、2件目の弥富市の自主財源確保拡大について質問させていただきます。

3月議会では市街化拡大及び新設という質問をさせていただきました。また、6月では佐藤高清議員もそのような質問をしておりましたが、どちらのときも、非常にこれは難しいことですという御答弁でございました。したがって、私どもの方でも市街化をつくりましようと言っても、土地は農地として守れば税金も安いけど、市街化にした場合の税金の高さ、あるいは相続の難しさということで、なかなか私の力の及ばぬところでございまして、私も非常に困っておるわけでございますが、そこで、弥富市の企業誘致というのは市長も大変力を入れて実施していただいておりますが、そのほかに、立地による選択において、商業あるいはサービス業、または先端産業というものを、市街化区域ではなくて農業振興区域においても誘致ができるという部分もあるかと思いますが、市長はそういうものに力を入れるお考

えはありますか、お伺いたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員御指摘の弥富市の自主財源確保という形でございますけれども、自主財源を確保するには、私ども市独自の努力ということと、もう一つは、地方自治というのは、皆さんも御承知のとおり、やはり国の助けをいただいてやっていかなきゃいかんというようなことでございます。昨今では地域格差がますます生じてきているという中で、まず私どもが市長会といったような形において国に要望していることを少し申し上げていきたいというふうに思っております。そうすることが、ある意味では自主財源の確保ということにつながるわけでございます。地方分権や三位一体の改革によりまして、自主財源確保は各自治体の命題となっております。また、私たち地方自治体は、自主財源によって財政面での自立性を強化していくことが不可欠でございます。

そういった中で、1点目が、いわゆる国税・地方税の配分比率を見直していただきたい。現行の3対2から1対1に見直していただきたいということでございます。現行の配分比率を見直していただくこと。

さらには、国の補助金の削減ということが言われております。そういった中で税源移譲はさせていただいておりますけれども、さらなる税源移譲を私どもとしては求めていかなきゃいかんということが2点目でございます。2点目におきましては、国の財政再建が地方分権よりも優先されてしまっているという懸念でございます。

三つ目は、新しい、今までの交付税にかわる地方共有税というようなものを作成していただきたいと。こういうことが国に働きかけている自主財源確保でございます。

また一方、私ども市独自の財源という中では、皆様と一緒に今までも考えてきておるとおりでございます。このような中では、本年6月11日に企業立地促進法というものが施行されましたので、早速それぞれの地域の特性、強みを生かした企業立地促進を通じ、地域産業の活性化を実現するために、愛知県と共同して地域産業活性化協議会というのがつい先日立ち上がりました。そういったような形において、私どもの住んでいるところは愛知県を4分割されているわけでございますけれども、いわゆる西尾張という形で位置づけさせていただいております。そういったところに県とか国という形の中でどういう企業を誘致してくるんだということがこれから論議をされてくるわけでございます。そういったような県の指導とかに基づいて、地域産業の活性化と一緒にやっていきたいということでございます。

企業誘致でございますが、最近ではもう企業庁の用地がなくなってまいりました。御存じのように、8月上旬にはイケアさんという家具屋さんが起工式を終えられまして、いよいよスタートするわけでございます。今後は、臨海工業地帯におきましては名古屋港管理組合との連携強化によって企業誘致を進めていきたいというふうに考えております。今新たに12へ

クターの物流センターのお話もいただいております。あるいは、川崎重工の第2工場といったようなものも計画がこれから進んでくるといふふうにも聞いておりますので、こういったような新しい企業誘致を楽しみにしていきたいと思っております。

また、商業スペースの問題でございますけれども、本年の11月30日に改正都市計画法が施行され、郊外への大規模集客施設、いわゆる1万平米を超える立地の規制強化がさらにされてまいります。市街化調整区域での大規模小売店舗の立地は今まで以上に困難なものになってくるのではないかといふふうにも言われておるわけでございます。それと同時に、いわゆるサービス産業、あるいは小売店というのが、本当にその必要性が今あるのか。というよりも、全体的には生き残りのための再編成というようなことが今強いられているのではないかといふふうに思っております。しかしながら、いずれにしても市街化調整区域内での工業、あるいは商業地の確保につきましては、関係機関との協議を図り、総合計画、あるいは農業振興地域整備計画、都市計画マスタープランという形に位置づけをしっかりとし、地元関係者の皆様の御協力をいただきながら、その地域に誘致を図ってまいりたいと考えておりますので、皆さんの御理解を賜りたいといふふうで、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 非常に聞いておってもわからんような、いろんな方式があるということは伺いましたが、何しろ駅前に工業団地をつくるわけにもいきませんので、商業施設、あるいは大規模というのは確かに規制がかかりまして誘致はできないかもしれませんが、小さい小売店、あるいは専門店を並べたような店ならば、どこかで法の目をくぐるような方法があると確信をいたしております。ひとつどうかその点もお考えいただき、誘致をしていただきたいと思えます。

では、3番目の質問に入ります。

この頭にかきました社会福祉法第1条というのは、6月の議会で私が、市所有のバスを一般の団体にも貸していただいけませんかという質問をしたときに、総務部長が答弁の中で、社会福祉法第1条の規定によりということをおっしゃいました。その中に、またバス管理規程というのがあるといふことも確かに、また「市長が特に認めたとき」というのも申されたんでございますが、6月の議会だよりを見ますと、「市長が特に認めたとき」というのは書いてございませんで、「社会福祉法第1条、またバス管理規程の使用範囲」とございませんで、議員より詳しい有権者もございまして、社会福祉法第1条というのは国の法律ではないかと。お前がそんなことを質問しておったって変わるわけがないと、そういう御指摘を受けましたので、社会福祉法の下にバス管理規程があるのか、また社会福祉法第1条の中にバスの「バ」の字も入っておりませんで、ひとつ私でもわかるように説明をいただきたいと思えます。

議長（宇佐美 肇君） 総務部長。

総務部長（北岡 勤君） お答えをさせていただきます。

社会福祉法第1条におきましては、ちょっと中身は省略させていただきますが、条文を読みますと、「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする」ということでこの法律の目的を定めております。この法律の目的を達成するために、第2条におきましては社会福祉事業の具体的な事業の内容を定めております。

法律と、今の規程上の関係ということでございますが、弥富市のバス管理規程の第3条第1項第2号では、「社会福祉法第1条の規定により、社会福祉の増進に資するため市内の社会福祉団体が使用するとき」というように定めております。基本的には、社会福祉法第2条に定める事業を実施する団体をバスを利用できる対象にするということでございます。具体的には、この法律の中には国、地方公共団体、社会福祉法人等が経営をいたします第1種社会福祉事業、これが7項目ございます。それと、国、都道府県以外の者が経営をいたします第2種社会福祉事業、これは13項目ほどございます。こういう事業を対象にするということでございます。

議長（宇佐美 肇君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） これもまたいろいろな規定がありまして、私もそのようなコピーを持ってあります。だけど、なかなかそれも理解できない部分もございますので、あとは「市長が特に認めたとき」と特例があるということでございますので、例えばそれこそ十四山のお話をしますと、これが村長の特例だったかなと。確かに老人クラブだけではなく、普通の団体でも申し込めば気軽に借りられたと。それが村長が認めた部分であったかとは思いますが、確かに弥富の団体も多いですし、一々それにおこたえして審査をしておれば、それこそ市長の仕事にも差し支えるということで、それもできないかと思いますが、私としては思うに、旧十四山が備えていた小さな自治体のよさ、住民と行政の距離が近い、小さな村だから実現できた、打てば響くような、そんな関係を弥富市においても実現をしていただきたいと思い、最後に市長の御答弁をしていただきまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

やはり市というのは、それぞれの決まりの中においてやっていかなきゃいかんというのは大原則でございます。そういった中で、旧十四山村はこうだったから、それを全体的な弥富の方に広げてほしいというようなことであろうかと思うんですけれども、私どもとしては原則的なものは原則的なものとして守っていかなきゃいかんということをも十分御理解賜りたいというふうに思います。今後、私の判断において、こういった団体等においては使用してい

ただこうというようなことも事前にお話をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 通告に従い、2点質問します。

まず、第1点目は各施設のメンテナンスについて伺います。市立の各種施設の中で、今回は特に体育・文化関係の施設のメンテナンスについて伺います。

このような施設の中で、老朽化が進んだり、雨漏りや台風時の危険性、あるいは耐震性のない建物、または駐車場のない施設が見受けられますが、ここで具体的な質問に入る前に、まず市長に確認をしたいと思います。

今回、一般質問した17名中、私を入れて5名の方が、安全、または防災対策について質問しています。そのために市長に伺いますが、私は行政の最重要課題は住民の安全・安心対策と財産を守ることだと思いますが、市長の基本的な考え方をまず御答弁お願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。住民の安心・安全ということ、命あるいは財産を守るといったことが第一義的なことでございます。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

19番（佐藤良行君） それでは、ただいまの市長の答弁を受けて順次御質問しますので、よろしく答弁をお願いします。

まず最初に、総務部長にお聞きします。

スポーツや文化施設のメンテナンス基準というものはありますか。ない場合、現在どのような方法でチェックされているか、お聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

社会教育施設においてはスポーツ・文化施設がありますが、特にメンテナンス基準は設けておりませんが、現場での不備や、または施設の老朽化により危険性のあるものから順次対応していきたいと考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ただいまの答弁ですと、先ほど水野議員が質問しましたように、1年に2回とか、日常活動でやられておるといふ答弁がありましたけれども、きちっとしたことがなされんと同じようなことが続くだろうと思っておりますので、この点は今後の検討課題として要望しておきたいと思っております。

2点目、スポーツや文化施設の建設年月の古い順に、5ないし10施設調査するように願

いしてあるんですが、それらの耐震性は大丈夫か、お聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

社会教育施設においては一度調査をいたしまして、耐震調査を実施しなければならない施設が見つければ、今後、耐震補強工事を実施したいと考えております。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 三つ目として、私が調査したうち、検討が必要と思われる施設が4カ所ありました。これらについて、市側の検討内容を具体的に伺いたいと思います。

まず最初に、市民プールについてであります。市民プールの周りのプラスチック製と思われる南側の窓の変形。これはガラスじゃなく、プラスチック製なので変形しております。また、天井のガラスに使用されておる防水パッキンが変質して、雨漏りがちょいちょいして、その都度直してみえるようですが、この変質対策。さらには、全体の塗装がはがれ、早急に補修が必要と思われませんが、これについて伺います。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） お答えします。

市民プールにつきましては、かなりの工事費が見込まれると思いますので、年次ごとに修繕工事の対応を考えております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） この市民プールは、今答弁がございましたように、相当の費用がかかるだろうと。特に屋根の上へ上がる作業については高所作業ということで、この種のもの、ある一定の時間が経過しますと、例えば塗装だとかガラスの下のパッキン類は、どうしてもまとめて修理をした方が費用がうんと安くつくだろうと思いますので、ある程度の金額を想定して改修が必要だと思います。そのためには、ちょうどタイミングがいいと思いますけれども、来年の予算を控えて今検討すべき時期にあると思いますが、この辺については教育長の御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

いろいろな計画もございますが、財政上のこと等を財政当局とも相談いたしまして、できるだけやっていきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

19番（佐藤良行君） 今の件については、教育長の御答弁でいいかと思っておりますけれども、とにかく早急にやらないと、もう一遍に今度は使えなくなるような事態が起こりかねないので、それも含めて御検討をお願いしたいと思います。

それから調査した2点目、南部コミュニティセンターについてでございますが、グラウンドの防球ネットのクロスワイヤーがさびて、切れております。これは相当の本数、恐らく3分の1は切れておると思います。本件は至急交換しないと、台風等の強風によってネット全体が倒れる危険性があると思いますので、これについての御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 南部コミュニティグラウンドの防球ネットにつきましては、早急に対応して考えたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 三つ目の件でございますが、水明テニスコートについてお尋ねします。

これは駐車場の新設が必要だと思えます。公共施設のうち水明テニスコートのようにへんぴなところだと、利用者が車で来場するところで駐車場がない唯一の施設ではないかと思えます。ここは最近北側に住宅が完成、または現在建設中であり、通行車両も増加しつつありますので、地元から、ぜひ駐車場を設置して、少しでも安全対策を考えるべきだと言われておりますので、この辺の御見解をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 社会教育課長。

社会教育課長（水野 進君） 水明テニスコートの駐車場新設についてでございますが、今現在テニス利用者が多い中、駐車禁止になっていない中で路上駐車に対応してきましたが、今後は関係課等と調整を図りながら、用地の確保に向けて早急に対応を考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） ただいまの件は早急によろしくをお願いします。

4点目ですが、熱中症対策について伺います。

ことしの夏は大変に暑く、各地で熱中症にかかる人が続出しました。海部地区ソフトボール大会が開かれた去る7月22日の午前11時ごろ、私たちのチームメートも熱中症にかかりました。幸い、その会場に看護師さんがいたため、応急処置をしていただいで軽症で済みましたが、この原因の一つが、日よけ屋根や木陰がないベンチで直射日光を受けたことにありました。これを受けて、弥富市のソフトボール等の球場をチェックした結果、文化広場や南部コミュニティのグラウンドには日よけ屋根も木陰もありません。熱中症は最悪の場合死に至りますので、来年の夏までにぜひ屋根つきのベンチの設置を平成20年度の予算に盛り込んでいただきたいと思いますが、教育長の御見解をお伺いします。

議長（宇佐美 肇君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

今、佐藤議員がおっしゃったように、人命というのは何物にも変えがたいものでございますので、財政当局と相談の上、また順次進めるようにいたします。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） それでは、ただいまの件よろしく申し上げます。

それから大きい四つ目で、その他として、昨年4月の合併により、俗に箱物と言われる施設が多くなって、今後は時間の経過とともに老朽化が進み、維持管理費が増加すると思われませんが、その基本的な考え方について市長にお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

私ども旧十四山地区と弥富町が合併いたしまして、弥富市になっておるわけでございます。2町村という形の中での合併でございますので、そんなに多く箱物があるというふうには思っておりませんが、しかし有効活用していかないと、やはりメンテナンス上、長もちしなくなるわけでございます。そういった中で、今後は早急に、それぞれの施設に応じてまず使うということを前提に考えていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今市長が、答弁の中で箱物はそんなに多くないと言われたんですが、以前、海部津島の合併協議会の資料の中に、各市町村の箱物、それからグラウンドというものはどれくらいあるかという数値が各総務部で調査されて出されておるんですが、墓場も入れまして津島はたしか45だったと思います。弥富は墓場なしで42だったと思います。蟹江が25くらい。それにプラス十四山が入りますと、弥富市は完全に津島市よりいろいろな箱物や施設があるということですから、その辺の認識をしていただいて、将来も、ある一定の年数が来ると全部使えなくなるようなことが来てはだめなので、これは、市民からのそういうことはどうなっておるんだという質問から私が出させてもらった問題ですので、その辺も市長は十分認識されて、弥富市は箱物やそういう施設が多いんだということを頭に入れて御検討をお願いしたいと思います。

それから、この施設のメンテについての最後でございますが、ただいま私が指摘した以外の施設についても、市側がチェックされ、メンテナンス等が必要な施設があれば、具体的に対策を含めて表明され、なければ結構です。とりあえずありましたら、よろしく申し上げます。

〔発言する者なし〕

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員。

19番（佐藤良行君） それでは、次に2点目の企業との災害協力体制についてお伺いしま

す。

最近は防災対策が徐々に進みつつあり、その一環として、弥富市では地域防災組織の結成、大型給水タンクの設置等が実施されていますが、今回は、さらに市内各企業との災害協力体制について伺います。

各企業との災害協力協定がありますか。あるとすれば、その内容と協力企業数をお聞きします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えします。

先ほど企業と言われましたけれども、企業の種別はいろいろございまして、サービス業関係の災害協力協定につきましては、イオンを初めYストア、ヤマナカパディー店、ヨシヅヤ弥富店、弥富駅前ショッピングセンター協同組合の6企業と締結をしまいいりました。内容につきましては、災害時における避難場所の提供や食料品、生活用品、衣料品等の生活物資であります。それから、応急復旧の関係では、弥富市建設業協会と協定を締結済みであります。現在は、弥富市商工会との契約に向けて協議を進めており、今後も他の企業につきましても前向きに進めてまいりたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今のお答えを聞きますと、各企業との協力体制は弥富は進んでおるなあと、ある程度安心をいたしました。

次に入ります。

二つ目として、企業誘致条例等の中に災害協力項目が入っていますか。入っていないなら、こういう優遇をするときですから、少々無理なこともぜひとも入れるべきだと思いますが、お伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） お答えします。

企業立地促進条例は産業振興と雇用機会の拡大を目的に制定しておりますので、災害協力項目までの規定は入っておりません。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 今、企業立地条例には入っていないと。いろいろ条件があるのでということではありますが、私が先ほど言いましたように、ある程度優遇して来てもらうということもありますけれども、ぜひとも今後、項目が入ってなくても、窓口でこういうのをぜひとも入れていただきたいと。これは要望です。

それから3点目、近隣市町村との災害協力協定はありますか。多少離れておっても、例えば水害を考えれば、三重県のいなべ市等の高台地域も含めてそういうのがあるかどうか、お

聞きをします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

近隣各市町村との災害協力協定につきましては、災害時における応急対策活動に万全を期すため、海部地方消防相互応援協定を締結しております。それからもう一つは、災害時における一般廃棄物の円滑な処理を図るため、生活環境の保全に資するため、県内の市町村及び一部事務組合との間に、一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定を締結しております。また、高台地域との協定は締結しておりませんが、必要性は感じておりますので、今後考えてまいります。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 私も、伊勢湾台風で木曾岬の一番下で水害のひどい目に遭いましたので、この高台についてはぜひとも考えていただきたいと要望しておきます。

最後に、その他で2件ございますが、これは企業との災害協定ではありませんが、重要案件でありますので、ぜひここで聞いておきたいと思います。

まず一つ目は、地域防災組織は現在何地域ありますか。また、学区別に見て、たくさんつくってある学区とつくっていない学区の差があるのかどうか。さらに、当初市側が計画していた、例えば平成18年度末までのこういう組織を幾つということに対して、幾つの組織があって、進捗率は進んでおられるのかおかれておられるのか、この辺の御答弁をお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 地域防災組織数につきましては、9月10日現在、25地区であります。

各学区に差があるかという御質問ですが、確かに差はございます。住宅密集地等が多いとか、いろんな条件がございますけれども、ちなみに弥生学区は7地区、桜学区5地区、大藤学区3地区、栄南学区1地区、白鳥学区6地区、十四山地区3地区で組織化されております。

それから市側の計画につきましては、組織の単位の差がございまして、もちろん組織率100%を目指すわけでございますけれども、現在も進行形でありまして、世帯ベースで計算しますと56%の組織率となっております。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 最後の質問は、最初の災害協力協定はありますかというところで、サービス業といろいろな場所提供だとか、食品だとか、生活用品等の支援を受けるということを答弁いただいておりますので、これで最後の答弁になっておるとお思いますので割愛をさせていただきます。

今までいろいろ御答弁していただいて、私とその都度要望を入れました件、この辺の実現

についてもよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） では、以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後 3 時 59 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 原 沢 久 志

同 議員 三 宮 十五郎

平成19年 9月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 佐藤博   | 2番  | 武田正樹 |
| 3番  | 小坂井実  | 4番  | 佐藤高清 |
| 5番  | 立松新治  | 6番  | 山本芳照 |
| 7番  | 村井邦彦  | 8番  | 新田達也 |
| 9番  | 渡邊昶   | 10番 | 伊藤正信 |
| 11番 | 栗田和昌  | 12番 | 杉浦敏  |
| 13番 | 炭竈ふく代 | 14番 | 三浦義美 |
| 15番 | 浅井葉子  | 16番 | 中山金一 |
| 17番 | 前田勝幸  | 18番 | 安井光子 |
| 19番 | 佐藤良行  | 20番 | 高橋和夫 |
| 21番 | 立松一彦  | 22番 | 水野博  |
| 23番 | 高橋清春  | 24番 | 木下道郎 |
| 25番 | 宇佐美肇  | 26番 | 久保文哉 |
| 27番 | 黒宮喜四美 | 28番 | 四方利男 |
| 29番 | 大原功   | 31番 | 原沢久志 |
| 32番 | 三宮十五郎 |     |      |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

|    |     |    |      |
|----|-----|----|------|
| 1番 | 佐藤博 | 2番 | 武田正樹 |
|----|-----|----|------|

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

|                   |      |                   |      |
|-------------------|------|-------------------|------|
| 市長                | 服部彰文 | 副市長               | 加藤恒夫 |
| 教育長               | 池田俊弘 | 総務部長              | 北岡勤  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長   | 大木博雄 | 開発部長              | 横井昌明 |
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 平野雄二 | 会計管理者兼<br>会計課長    | 村上勝美 |
| 十四山支所長            | 平野瞳  | 十四山スポーツ<br>センター館長 | 平野茂雄 |
| 総務部次長兼<br>税務課長    | 佐藤忠  | 民生部次長兼<br>市民課長    | 加藤芳二 |

|         |       |           |       |
|---------|-------|-----------|-------|
| 開発兼農政課長 | 早川 誠  | 総合福祉センター長 | 服部 昭男 |
| 教育兼図書館長 | 高橋 忠  | 監査委員局長    | 加藤 重幸 |
| 総務課長    | 佐藤 勝義 | 企画情報課長    | 村瀬 美樹 |
| 管財課長    | 渡辺 安彦 | 防災安全課長    | 服部 正治 |
| 保険年金課長  | 佐野 隆  | 環境課長      | 久野 一美 |
| 健康推進課長  | 鯖戸 善弘 | 福祉課長      | 横井 貞夫 |
| 介護高齢課長  | 佐野 隆  | 児童課長      | 山田 英夫 |
| 商工労政課長  | 若山 孝司 | 土木課長      | 三輪 眞士 |
| 都市計画課長  | 伊藤 敏之 | 下水道課長     | 橋村 正則 |
| 教育課長    | 前野 幸代 | 社会教育課長    | 水野 進  |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 下里 博昭 | 書記 | 柴田 寿文 |
| 書記     | 岩田 繁樹 |    |       |

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第49号 工事請負契約の締結の件
- 日程第20 発議第3号 道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書の提出の件
- 日程第21 発議第4号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出の件
- 日程第22 発議第5号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出の件
- 日程第23 発議第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件
- 日程第24 発議第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件
- 日程第25 発議第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出の件
- 日程第26 発議第9号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出の件
- 日程第27 閉会中の継続審査の件

~~~~~

午後2時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

ここで、原沢久志議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

原沢議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。発言の取り消し申し出を行います。

9月3日の会議における私の発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう、会議規則第65条の規定により申し出をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） ただいま原沢議員から9月3日の会議における発言につきまして、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、発言の取り消しについて申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、原沢議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件

日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件

日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件

日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件

日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件

日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

- 日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第39号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件に関し、審査経過の報告を、まず総務常任委員長お願いいたします。

総務常任委員長（伊藤正信君） 総務常任委員会の報告をいたします。

委員会は、9月19日13時30分より委員全員、委員外1名、市側から市長、副市長、並びに関係部課長が出席し、開催をいたしました。総務常任委員会に付託されました議案は、議案第39号から43号、認定事項として2件、御報告を申し上げます。

まず議案第39号でございますが、政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件について審査の結果を申し上げます。

全会一致で原案を賛成、了承いたしました。

議案第40号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正についての件、審査の結果は、全会一致で原案を賛成、了承されました。

さらに、議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

提案の理由は本会議でも市長からはありましたが、合併協議会において平成20年2月29日までの議会議員の在任特例が確認され、報酬が旧町村の額とすることで決定され、報酬審議会に答申を求めて、その状況の中で報酬審議会が開催され、特別職の報酬、給料等の統一的な基準など他の市の状況、人口、財政状況、地域事情、職務内容等事務事業を総合的に考慮しながら、財政は学校建設など厳しい状況にありますが、行財政基盤をより一層健全化を図るために人件費を抑止する中で、近隣自治体の報酬、給料の額の状況、議会議員の定数が32名から18名に削減されること、そういう状況の中での議員報酬審議会の答申の説明を受けながら、委員会は、その発言を平成17年以降の財政見通しから、学校建設など非常に厳しい折

から特別職の報酬は見直すべきではないという意見、合併のときに見直しておくべきだったという意見等がありました。合併後の職務は多岐にわたり、幅広く市民の要望・意見を施策に反映し、市民の負託に応じていくことが議員の役割である。総合的に18名にすることによって、財政的には1,800万ほどの削減をし、その中で市民の負託に応じていく。さらには説明責任を果たしていくことなどを確認し、審査の結果、原案を賛成多数で了承したことを報告申し上げておきます。

次に、議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

この項は市長の公約等の問題もあり、それぞれ合併協議会のときに議員と一緒に報酬審議会にかけるという状況の中での報酬答申でありますから、20%カットについては、市長みずからの答弁は、その約束は守りますという状況の中で審査の結果、原案を賛成多数で了承いたしました。

議案第43号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。

市側からは、特別職の報酬審議会の答申とは異なるが、教育長のこの件については、同時に近隣都市と見直しをされていくというのが通常の課題であるという中で審査をいたしました。その審査においては、皆さん方にも資料が配付されている内容等の中で審査をいたしました。審査の結果は、原案を賛成多数で了承したことを御報告申し上げておきます。

議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算について、さらに平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件についてであります。この2件は同時に審査をいたしました。全会一致で原案を賛成、了承をいたしました。

さらに、認定第1号平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算の認定、さらに認定第4号平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑がございましたのは、認定第1号において、それぞれ予算執行の段階から決算に関する検証をいたしました内容として、予算執行について繰越金8億円という金額が繰り越された状況の中で、それぞれ税収等見込みの変動する中での予算といえども、年度当初予算の見込みの充実、さらには年度の途中での補正を的確にして、さらにはそういう繰越金を少なくすることを求めるという意見があり、審査の結果は、原案を賛成多数で了承されました。

認定第4号については一括でありますから、同時に賛成多数ということでも了承されましたことを御報告申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に建設経済常任委員長、お願いいたします。

建設経済常任委員長（村井邦彦君） 建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第44号弥富市道路占用料条例の一部改

正の件、外3件であります。

本常任委員会は去る9月14日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第44号弥富市道路占用料条例の一部改正の件を審査しましたところ、全員一致で原案を了承しました。

次に、議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件を審査しましたところ、6款農業費の有害鳥獣駆除委託料、7款商工費の商工業振興資金信用保証料補助金等の質疑がありましたが、採決しましたところ、全員一致で原案を了承いたしました。

次に、認定第5号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上2件を一括審査しましたところ、下水道事業の財政計画等の質疑がありましたが、採決したところ、全員一致で了承いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 次に厚生常任委員長、お願いいたします。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生常任委員会に付託されました事項の審査報告をさせていただきます。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件、外5件です。

本委員会は去る9月18日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第46号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第48号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件、以上3件を一括で審査いたしました。

一般会計補正予算で主なものは、2福祉センターにオストメイト対応のトイレ設置のための工事請負費112万円、18歳未満児の第3子以降の3歳未満児の保育料を無料とするための240万円の財源組み替えであります。

国民健康保険特別会計補正予算で主なものは、葬祭費を昨年と同額の10万円としたため、不足額を補正するものです。

介護保険特別会計補正予算は、18年度の精算に伴う過年度分の返還金です。

審査の結果、以上3件は全会一致で原案を了承いたしました。

次に、認定第2号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第3号平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、以上3件を一括で審査いたしました。

国民健康保険税、介護保険料及び利用料の減免内規について整合性のあるものにする必要があるとの意見がありましたが、審査の結果、以上3件は全会一致で可決しましたことを御報告申し上げます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 次に文教常任委員長、お願いいたします。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会報告をさせていただきます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第45号平成19年度弥富市一般会計補正予算の件についてであります。

文教常任委員会は、去る9月13日に市長初め副市長、教育長、担当次長・課長出席のもと審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

文教常任委員会に付託されました補正予算は228万2,000円で、主なものは、事務局費、賃金のうち学校給食調理員の臨時職員賃金であります。委員から、給料、共済費についての質疑があり、条例改正に伴う予算との回答がありました。採決の結果、委員全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

〔「議長14番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） まず、三浦義美議員。

14番（三浦義美君） 議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件に反対します。

というのは、平成17年度、弥富町の時代のときに行財政計画ということで、区長、各種団体のカット。そのときに、市民感情からして議員もカットすべきではないかと。それが今現在も残っております。ただ、現在私らは30万ですけど、今度40万。数字はわかると思いますが、それに対して、愛知県下の市で40万以下というのは3市あります。その点を考えて、やはり皆さんときちっとした論議をして、きちっとした答えを出したいということで私は反対いたします。

議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件ですけど、これは市長、副市長の件ですけど、市長は公約として2割カットを、選挙は終わりましたけど、今現在は市長さんですけど、2割カットという公約を掲げて当選して、それで入れた人も多いと思います。全部が全部そうではありませんけど、その人の感情を抜きにして値上げという形は本当に住民を愚弄しとる。愚弄しとるとは失礼しました。住民を今

の言葉、本当に難しい問題に係っております。弥富市としては、ようやく弥富中学校の増設・移転という形で進んでまいりました。まだまだ弥富市としては、これから桜小学校のマンモス化の問題、日光川流域下水道の問題、また幹線道路の大きな問題があります。その時点で特別職の値上げということは甚だ難しいと思います。市長みずから先頭になって、現法令でよろしくをお願いします。反対の意見です。

〔「議長1番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 次に佐藤博議員、お願いをいたします。

1番（佐藤 博君） 議案第41号弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件、関連をしておりますので、並びに議案第42号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件の2件について、市民の関心事でもございますので、ただ賛成・反対だけで決めることは市民感情を逆なですることにもなりかねませんので、市民の声を加えて私の意見を述べたいと思います。

今回提案されたこれらの議案に対して、議員の皆さんの中には、どう判断すべきか、どう対応すべきか、議員としての職責と市民感情を考えると困惑しておられる方も多いことと私は思います。私も同様であります。本来からすれば、この議案には賛成しかねる事情と環境があります。私は3年前にさかのぼって、そうした環境の理由を申し上げたいと思います。

私を初め多数の住民が、町村合併について住民の意向調査をするようにと署名活動まで実施しましたが、すべて合併ありきで合併が進んだ経緯を私たちは考え直してみる必要があります。結果的には、十四山村の編入合併に終わったのでありますが、このとき私は、5万人に達しない編入合併であるため、市制をしくことなく、そのまま弥富町として、再度隣接との合併とか、あるいは人口が5万人を超えたとき改めて市制をしくべきであると主張してまいりました。当時の川瀬町長及び議会環境は、私の主張は取り上げられることもなく、人口わずか4万4,000人でまっしぐらに弥富市へ突き進んでしまいました。このときから市民の中には、財政状況が悪いといって区長等の手当を減額したり、補助金などを減額したりしてきたのに、市になると市長や議員の報酬が上がるのではないかと市制になることを懸念しておられた市民もたくさんおりました。私は、弥富町のままで、弥富町の議員の報酬でそろえることがベストであると主張してまいりました。このような事態が来ることを予想していたからであります。このような住民感情を察知してか、合併協議会では合併時に次期報酬だけは先送りするという手法をとったものとして、前川瀬市長初め議会に対して、町民の中には厳しい批判もありました。

今回のこの増額改定は、合併によって、わずか4万4,000人の市制施行によって生じた改定であります。合併時に当然改定をしておくべきものであったと私はと思いますが、そうした事態には至らなかったがために、議会としては最も現在注視すべきことであります。旧弥富

では住民の意向調査がなされておりません。議会主導で進められた合併であり、市民の立場からすれば、この改定も市民の同意をされたものという解釈は難しいものだと私は思います。こうした市民の見方は、今回の市長選挙にかなり大きく影響したのもでもあります。そのため、今回の増額改定には、当然市民の関心が高いのであります。市民から寄せられている意見は、こんな時期に増額改定とはけしからんという声が大半であります。私は、合併したときに決めていなかった、旧十四山選出の議員との報酬の違いの説明をしながら理解を求めるようにしてまいりました。そのため、このような状況からして、この提案をしなければならなかった服部市長は気の毒だなあという同情の声もあります。

2として言えることは、今三浦議員からも指摘されたように、平成17年3月議会において、17年度の予算編成に20億円の財源不足を理由に急遽、行財政改革の名のもとに区長・区長補助員等の手当を初め各委員の手当が減額改定されたということでもあります。中には、時間を考慮した日当・手当の改善という評価されるべきものもありました。しかし、補助金の減額や社会教育、社会体育団体等が公共施設を利用する使用料の減免措置が改定され、使用料が高くなったことは、まちが進めている社会教育、社会体育推進とは矛盾をしており、私は財政計画、財政運営のまずさを指摘して、17年度一般会計予算には勇気を持って反対をいたしました。三宮、杉浦議員も同様に反対をされました。その他、計画性に欠けた保育所問題、福寿号の運行問題等高齢者サービスの不満も招いたことは事実であります。そのとき、住民サービスの低下、住民負担の増加等をお願いしなければならないときは、まず率先して町長初め特別職の給与、並びに議員の報酬を減額して住民の理解を得るべきであると私は主張してまいりましたけれども、少数意見として、取り上げられるまでには至りませんでした。

この20%財源不足は、17年度決算で明らかになったように大きな見込み違いでもあり、不満・不信を招き、財源見通し、財政運営の甘さが議会でも指摘されております。18年度決算でも厳しく指摘され、今では服部市長初め財政当局の認識と財政運営の改革に大きな期待が寄せられているところであります。公共施設の使用料は10月から一部見直しされるというように聞いておるわけでございますけれども、区長・区長補助員等の手当初め補助金等、適正な見直しも急務であります。こうした状況の中で今回の特別職の給与、議員の報酬の増額改定は、市民感情からお手盛りとの批判は当然であります。我々議員は、市民の要望や感情も市政に反映をさせなければなりません。

続いて、服部市長誕生後の状況について考えてみたいと思います。

服部市長は市長選挙前、市民との対話を通して、このような状況や市民感情を認識し、当選後、みずからの給与を20%、任期中の4年間減額する条例を提出しました。しかし、議会の中には当選目的だとか選挙公約だとか、他に例のない期末勤勉手当の20%減額まで迫った経緯があり、服部市長は例にない期末勤勉手当も20%減額しております。なお、引き続きこ

れは減額をしていくというように先回の答弁もいたしております。その結果、年間の総額では副市長より少ない給与となっております。多数の市民が支持したにもかかわらず、市長選挙の感情のしこりからか、市長の失政、違法行為があったわけでもないのに、期末勤勉手当まで20%減額せざるを得なかった議会の対応は果たして妥当であったかどうか、今回の議員報酬の増額改定に市民の関心が寄せられている一因でもあります。公正に市民感情を尊重した対応も必要であります。また、こうした状況の中で指摘されているように、17年度の区長等の手当減額、補助金の減額など、市民に痛みを与えた財政見通しの甘さと、当時の幹部の対応責任を私は考える必要があると思っております。また、おくられている桜小学校のマンモス化対策の対応等、責任認識にも私は疑問を感じておる一人であります。

したがって、先般一例として、川瀬前市長の資産公開条例訴訟の判決問題で、市長によって幹部職員が厳正さ、公正さを欠くような対応は許されないということを私は指摘したばかりであります。二度と責めるつもりはないが、不適切な対応に反省と責任を自覚して、今後こうしたことに十分心がけて、市民の信頼と期待にこたえていただきたいと思えます。服部市長が給与の減額をしているのに、他の特別職はこのままでいいのかという市民の疑問をよく耳にするのであります。これらは強要することではないが、市民感覚を考え、当事者が自発的に対応することも必要であります。

さて、このような情勢や市民感情から、我々はどう対応すべきかであります。兼業が認められない常勤の特別職の給与には職責と生活の二面性があり、生活の安定が職責を左右することであり、弥富市としての品格や財政状況を加味した適切な給与でなければならないと考えます。また、地方議会の議員報酬は国会議員とは異なり、まだ生活面はあまり重視されていませんが、議員としての職責を全うすることにふさわしいものでなければなりません。これらの判断根拠は当事者ではなかなか対応ができないために、第三者機関にゆだね、第三者機関であります報酬審議会の答申を適切なものとして判断、対応するのが常識となっております。本来からすれば、前に述べたように、当然合併協議会で既に決定されていなければならないものですが、合併時に改定されていなかったために、提案のタイミングには問題・不信を感じますが、市民の支持を得て誕生した服部市長の提案であり、報酬審議会の答申を尊重した改定であり、提案理由を考慮して賛成することが議会としての妥当な対応ではないかと私は思います。

しかし、るる申し上げましたように、市民感情初め厳しい社会環境、議会对応には一考を要するものがあります。そのため、次の点で十分な対応を要望したいと思います。

第1に、17年3月に見直した区長と各種非常勤の委員等の報酬手当について、職責内容、事務量など実情に見合った十分な報酬手当に改善し……。

議長（宇佐美 肇君） 佐藤議員、討論の範囲を超えています。

1番（佐藤 博君） 討論の範囲内です。待っておってください。

補助金等の要望についても、公正・適正に改善をしていただくことを要望いたします。また、職員給与・手当についても、職務内容、就労時間、能力等を考慮し、弥富市職員にふさわしいものに適正な改善を来年3月までに実施されるように要望したいと思います。パート職員やボランティア活動の従事者についても、同様に検討・改善されるように要望いたします。

そして、第3は議員報酬の改定についてであります。

前に述べたように、我々は市民感情を考えたとき、やはり市民感情にこたえていく一つの姿勢も大事ではなかろうかと思っております。先般も総務委員会、議会運営委員会等で我々の報酬減額案というものを一度検討していただいたらどうだろうかということをおし上げたところであります。

最後に、今回の改定は、市長の提案にもありますように、十四山村を編入合併し、市制をしいたことによる改定であり、比較も愛西市と同様であります。今までは蟹江町との比較が中心でありましたが、今回は市としての品格が重視された改定であります。お互いに市になったことによって、市としての品格を重んじた心がけや活動によって、市民の信頼と期待にこたえなければならないと思っております。

以上、るる申し上げたように、私たちは反省をするところは反省をし、やはり市民感覚を忘れずに、市民の要望にしっかりと答えることによって市民の理解と協力が得られるように努めてまいりたい。そうした観点から、私は、この提案については報酬審議会の答申を尊重したものであるということを中心として、今回この原案については賛成をするものであります。以上です。

〔「議長32番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 次に、三宮十五郎議員。

32番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議員団を代表いたしまして、平成18年度一般会計の決算認定に対する反対討論を行います。

市民のために、市民とともに、市民に役立つ市役所づくりを掲げられて服部市長が登場されまして8ヵ月が過ぎようとしております。この間、税金を効果的・効率的に使い、市民の命と暮らしを守るという立場で、公共施設の耐震対策を3ヵ年で進めたいと表明されたり、中学校卒業までの子供の医療費無料制度の実現、この議会で12年連続となります保育料据え置きなどの子育て支援の一層の充実、国保税や国保加入者の医療費の一部負担金、介護保険料とその利用料の減免制度、改悪されて生活保護基準以下の収入の人にもかかることになりました住民税の減免制度の拡充の見直しに向けて取り組むとの表明は、医療制度と税制改悪に苦しむ老人や庶民を励ますものであり、法と道理、庶民の暮らしの実態に見合った改善が

一日も早く合理的なものに仕上げられることを強く希望いたします。

新市長として、日夜にわたって市民や職員の意見もよく聞かれ、市政改革のため努力を続けておられる服部市長の御尽力には心から敬意を表するものでございます。にもかかわらず、私が市長の提案によります18年度一般会計・決算認定を承認できないものとして反対する第1の理由は、その大部分が前市長の責任によるものではございますが、18年度の一般会計決算は市長と議会の関係の根本にかかわる問題で大きな不備を備えているからでございます。市長などの予算の編成、決算の調整の権限に対し、予算は、市の意思決定機関であります議会の議決を経て初めて執行できるものでございますが、市民の税金を預かる者として計画的・効率的な予算執行を行うために、市民と議会にわかりやすい予算を編成し、説明する責任がでございます。その責任が基本的に果たされていなかったということが第1の理由でございます。

18年度の弥富市の収入決算額は127億4,900万円余りでございますが、国・県・市民などが一定の割合で負担をすることが定められております国・県の支出金や保育料などを除く第1款から第10款に至る市税から地方交付税までの10項目の市の最も基本的な収入は、歳入全体の67%を占めております85億7,900万円となっておりますが、年度始めの見込み額は実収入よりも約6億2,000万円、7.8%も低いものでございます。年度末の3月議会で示されました最終の収入見込み額と比べてさえ約5億円、5.8%も少ないものとなっております。これは、旧弥富町の平成14年、15年当時の税込見通しが当初予算に比べて決算額が0.5から0.7%しか違わないとか、県の決算見通しの3月の最終補正予算と実際の決算との差が0.数%しかないやり方と余りにも大きくかけ離れたものでございます。また、予算を組んだが使われなかった費用も約3億5,500万にもなり、金額や予算に占める割合も、平成14年から15年当時の弥富町のそれに比べて約2倍となっております。

今日、市町村の収支のうち人件費や借金の返済の費用、児童手当や子供の医療費助成などの扶助費を初めとする恒常的な負担を伴う経費が通常85%前後、多いところでは100%近くになっているときに、この一番土台となります税金を初めとした基本的な収支をどれだけ正確に見込めるかが、市の事業の計画的な推進と住民サービスのかなめとなります。周辺市町村でも東海地震などへの備えの公共施設の防災対策が急がれておりますが、国の補助制度などを活用すれば、こうした自前の資金の2倍以上の事業ができることになっているときに、年度末の最終見込み予算に比べても5億円も多い収入が、議会にも市民にも報告されずに収入となるような予算の仕組み、決算のあり方は、行政としての機能が大きく麻痺していることを示しております。

しかも、実際に私も立ち入って調べて驚いたんですが、毎年、新年度予算を組んだ後の7月に地方交付税の交付額を決めるために、7月末をめぐりにいたしまして、国と市町村の間で

この基本的な収入、標準財政規模を確定する作業が行われますが、例えば平成12年度の旧弥富町は、この基準額に対してその同じ項目の決算額は100.7%であります。平成17年度の旧弥富町と十四山村の合計は99.9%であります。18年度のそれは、今、税制等に大きな変化がある中でも102%であります。市の財政担当の担当職員は、こうした数字をきちんとはじき出してありますが、これが当時の町長、あるいは予算を編成する幹部職員の間で有効に活用されていない。ここにも、せっかくの職員の力が有効に生かされていない大変残念な事態がございます。これは、旧弥富町当時の予算の組み方や決算の調整には、かなりこういうことに精通した幹部職員がかかわっていたわけではありますが、その後、収入役を廃止するとかいう中で、本当に予算編成をする、市政執行の中心になる職員が、あるいは市長が、こうした問題を大切にしない中で発生をした問題だと言うことができます。これをただ責任は、当然市長を中心といたしました行政執行部側でございますし、既に市長はそれをただしていくということを再三表明されておりますが、同時に私は、議会や市長を補佐する職員の皆さんにも重い責任があるというふうに考えます。18年度決算の実態は、事実と結果責任の立場から見れば、不承認とすることが望ましいものであるというふうに考えます。

二つ目は、このような行財政運営を行うことになった原因と問題点をどう見るかということでございます。今申し上げましたように、市の担当の、特に幹部職員がそういう問題に十分精通しない人が配置されていたということもございしますが、もう一つの問題は、そのこととかかわって、17年度旧弥富町予算編成に当たって当時の町執行部が示した20%の財政カットを前提とする区長や区長補助員、民生委員などの報酬や活動費の削減、子ども会、老人会、身障者や弱者への補助金削減、社会教育登録団体の公共施設利用料の倍増を伴う町行革大綱をどう評価するかということだと思えます。ことしの3月議会以来の、私と市長及び副市長を初めとする執行部との議論の中で市側が認めていることは、一部に行き過ぎがあり、不適切なものは見直しを行うが、17年度に行った町の行革は基本的に正しかったというものでございます。14年から16年度の3カ年の実質単年度収支、総務省が決めました一定の市の現金収支を示す指標でございますが、3年間で9億2,800万円という赤字を解消して、17年、18年の黒字と19年度も合わせての3カ年では8,000万円の赤字となる見通しで、財政的に余裕はないというのが市長の報告でございました。私は、当時のこの現金収支、実質単年度収支の赤字は、町の恒常的な行財政運営の中で起こったものではなく、極めて特殊な事情の中で発生したものであり、一律20%カットなどする必要もないし、できることではないと指摘をいたしました。17年度の決算では前年度に比べて支出は5億3,000万円余り増加し、年度末の現金預金残高が新たに3億3,000万円ふえ、町の説明と全く相入れないものとなっております。昭和60年から平成16年までの20年間の、特にこの行革で変えられると言っております実質単年度収支の動向というのは、赤字の年が8カ年で、合計赤字額というのは29億200

万円でございますが、他の12年間は黒字でございますして合計37億4,600万円で、トータルでは8億4,400万円がこの間の黒字とされております。

14年度の町の財政支出は、市道鎌島33号線の日の出橋や道路改良など土木費に18億6,000万円つぎ込んでおります。19年度の予算額は、合併した新市の予算額が11億円でありますから、どれほど過大なものであったか御理解いただけたと思います。こういうものと、それからいこいの家の、2年間で完成いたしました工期負担分、建設費3億6,200万円などを合わせまして、特別な支出が22億7,000万円ございました。15年度は、全額町費によります7億円を超えるひので保育所建設など、土木費等と合わせて22億8,000万円。16年度も土木費は14億2,000万円をつぎ込み、弥富中の建設積立金など特別な支出は16億5,000万円であり、3年間で土木費と弥中の建設積立金などを合わせました特別な支出は62億円となっております。その中から土木費の人件費だとか備品、消耗品を差し引きましても、中学校建設積立金3億5,000万円を含む町の資産は56億円も増加をしたこととなります。17年から19年の3カ年では、新弥富中学校建設に39億円を使う中で、このための借金は19億2,900万円でございますので、これだけでも実質約20億円の資産が増加をし、3年間の現金収支は8,000万円のマイナスの見通しというのが先日の議会で報告されました。

現在の行政の財政収支の評価は現金と負債を中心としたものでございますが、行政としての持続可能な評価の方法は、バランスシートによります資産・負債の総合評価が求められております。現在の弥富中学校は昭和32年から建設されたもので、約50年の使用にたえてきました。今回新築したものは恐らく70年、100年の利用にたえられるものとなります。こうした施設を建設して債務は19億円ふえましたが、3年間の現金の実質収支がマイナス8,000万円で済むという財政状態は、弥富町・弥富市政時代を通じて最高の水準にあることを示しております。多くの市町が三位一体改革の始まります平成12年度当時の収入を確保することができずに苦しんでいる中で、弥富市は十四山村の編入合併によります加算分の交付税、あるいは保育所の一般財源化されました運営負担金分の削減されたものを差し引きましても、さらに今年度は、この議会で臨時財政対策債、これは多くの市町村が交付税を減額された分の財政補てんのために国が借金を認めるというものでございますが、これを使わないことを決めましたが、これらを除きましても19年度の基礎的な収入は、12年度当時、旧弥富町が10億5,000万円の交付税を国からもらっておりましたが、その当時の住民1人当たりの額を超えております。現在の財政力指数、1人当たりの標準財政規模、収入、税収も、かつて弥富より上位でございました稲沢市や犬山市を超えまして、尾張西部地方の市の第1位となっております。ちなみに、合併前の16年度末の旧弥富町の積立金総額は一般会計管理分で34億8,600万円ございましたが、十四山からの持参金や平成17年、18年の歳計剰余金を含めると53億3,400万円。18億4,800万円の増加となっております。

しかしながら、こうした土台となっております市の税収の増加分の中には、初めに申し上げましたが、昨今の庶民増税によるものも少なくなく、高齢者の中には、生活保護基準を下回る収入に課税され、それに伴い介護保険料の負担増、医療制度改悪によります医療費、保険料等の新たな負担増に脅かされる。また、若者を中心に急速に広がっております不安定雇用が拡大をしていることも、庶民の暮らしと地域の発展に大きな影を落としております。その上、さらに財源不足を理由とします消費税の増税論議も行われ始めておりますが、とんでもございません。庶民や高齢者への大幅な負担増の一方で、福祉のためとして導入されました消費税は、この間、国に18兆円収入が内定されておりますが、そのうちの16兆円が大企業を中心とした法人税減税のために消えてしまいました。史上最高のもうけを上げ続けております大法人や大資産家に応分の負担をしていただき、市町村の責任の中心となります住民の命と財産を守り、福祉の向上に向けて努力されること、市の財政状態を見誤り、市民参加の市政のかなめとなります人々や弱者に真っ先に負担を押しつけた市政運営の抜本的な改革を進めることが、1月の市長選挙で示されました民の声でございます。市長のみならず、議会と市の職員もまたこの皆さんの声にしっかりと耳を傾け、市長と力を合わせて市の行財政の改革のために全力を挙げていただきたいということを強く申し上げまして、実態がそうならない18年度一般会計決算に対する反対討論とさせていただきます。

議長（宇佐美 肇君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第39号から40号までの2件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から第40号までの2件は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第41号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立28名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第42号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

まずその前に、今、大原議員が出ていかれました。大原議員は、日ごろ自分が申し述べていることと見解の相違があるので、この42号に関しては採決を見合わせて出ていくということでございますので、御報告を申し上げておきます。

では、議案第42号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立28名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、議案第42号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第43号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立28名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、議案第43号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第44号から48号までの5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から48号までの5件は原案どおり可決決定しました。

次に、認定第1号は原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立25名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第7号までの6件は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第7号までの6件は原案どおり認定することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第19 議案第49号 工事請負契約の締結の件

議長（宇佐美 肇君） 日程第19、議案第49号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、議案を提案させていただきます。

本日提案申し上げ、御審議いただきます議案は1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第49号工事請負契約の締結につきましては、弥富市同報無線整備工事を施工するに当たり、請負契約金額2億5,924万5,000円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 関係課長の防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 議案第49号工事請負契約の締結について説明申し上げます。

工事名、弥富市同報無線整備工事。工事場所、弥富市内一円。請負契約金額2億5,924万5,000円。請負契約者、名古屋市西区名西二丁目33番10号、株式会社東芝中部支社。契約の方法、3名の一般競争入札で行いました。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第20 発議第3号 道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書の提出の件

日程第21 発議第4号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出の件

日程第22 発議第5号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出の件

日程第23 発議第6号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件

日程第24 発議第7号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件

日程第25 発議第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書の提出の件

日程第26 発議第9号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第20、発議第3号から日程第26、発議第9号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は議員提案ですので、提出者の佐藤良行議員に提案理由の説明を求めます。

19番（佐藤良行君） ただいま提案されています発議第3号から発議第9号まで7件の意見書提出について提案理由の説明を申し上げます。

発議第3号は、政府において、昨年、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、今後、国会で所要の法改正がされようとしています。この制度の見直しに際して地方の実情を十分に勘案され、また制度の趣旨を踏まえ、地方の道路整備の着実な進展に向けた安定的な

財源の確保を国に対し要望するものであります。

発議第4号は、国が核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の堅持を改めて国連総会や国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう国に求めるものであります。

発議第5号は、現行の原爆症認定制度を被害の実態に即した認定基準に抜本的に改めることを国に求めるものであります。

発議第6号及び発議第7号は、私立学校への経常費補助の増額と父母負担の軽減のため、授業料助成の充実などを国と愛知県に対し要望するものであります。

発議第8号は、来年度の政府予算編成に当たり、国段階における学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施に向けて十分な教育予算を確保されるよう国に要望するものであります。

発議第9号は、国において現在クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正が検討されており、この改正に当たっては過剰与信規制や不適正与信防止義務、さらには既払い金返還責任などの制度の導入を国に対し要望するものであります。

以上、皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「議長12番」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 私は、発議第3号道路整備の促進と道路整備財源の確保に関する意見書につきまして、その趣旨に反対をいたします。

まず、この三つあります中・長期計画に立って自治体の意見を尊重すること及び安定的な道路整備財源を確保すること、この趣旨については当然必要なことであると思います。しかしながら、現実の話として、今の政府にありましては、省庁再編によりまず運輸省と建設省が合体しました今の国土交通省、この巨大省庁が年間6兆円に上る揮発油税、あるいは軽油取引税、または自動車重量税、こういった巨大な6兆円にも上る額の税金をすべて道路の整備だけに使うという用途が特定された税金の使い方の問題が、一般市町村の生活道路の整備に使われる部分もありますが、それ以上に、必要のない、採算のとれない不必要な道路をつくる原因ともなっております。現在必要なことは、こういった税金を道路の整備にしか使えないという状況を改め、例えば地球温暖化防止のための環境税をつくるとか、そういった別の用途にも使えるように一般財源化すべきでありまして、道路特定財源というのはなくすべ

きであると、こういう立場から反対をいたします。

議長（宇佐美 肇君） 他に討論の方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） これをもって討論を終結させていただきます。

採決に入ります。

発議第3号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（宇佐美 肇君） 起立多数と認めます。

よって、発議第3号は原案どおり可決決定しました。

次に、発議第4号から発議第9号までの6件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第27 閉会中の継続審査の件

議長（宇佐美 肇君） 日程第27、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成19年第3回弥富市議会定例会を閉会といたします。

~~~~~

午後3時16分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹